

神社者國家之宗祀也

32A  
47A



始







神社者國家之宗祀也

江見清風述

大正  
4. 11. 18  
内交





神祭



祇祀



大國  
典之



大正四年七月

神宮大宮司子爵三室大和光





## 序

邦國は古今を超越して、其の根柢に輝きつつある、神神を信仰することによりて榮ゆ。現に普く各自の内部に活きつつある、神神を奉祭することは、民族參上の第一要件なり。政治、法律是によりて立ち、道德、風俗是によりて定まる。

普遍我の鎮魂は、獨り是によりてのみ完く、皇國が萬邦の模範となりて之を率ゐ、群中に在りながらなほ群を抜き、世界に在りて世界を統ぶることは、唯是によりて爲し



得らるべきのみ。清素と嵩高とを兼ねたる神社は、即ち  
神神を奉祭する隨神の條件、絶えざる見神の要件にして、  
神人の歸一不二を以て、其の本質となす。神社が斯くの  
如きものとして、最も良く哲理に協ひ、最も適切に人生の  
要求に應ずることは、言ふまでもなけれども、又實に是等  
の如何に拘はらず、祖先傳來の廢すべからざる制度なり。  
不動の制度なり。既に神代に於て、天祖の大御心に基  
き、天孫の建て給ひし所にして、又大國主神の起し給  
ひし所なり。爾後永遠に傳はり、皇國體と離るること  
なく、共に榮えて今日に至る。

時に治亂あり、世に盛衰あり。然も其の奥底に於ては、  
終始渝ることなし。

皇國民が、生活の淵源として、最も尊重し、其の據所とな  
し來りたる、此の制度を自覺し、彌神人合一の實修を盛に  
し、益其の普遍的生命を發揚することを努むるは、隨神道、  
彌榮の要求なり。先づ實現すべきの根本なり。近來實  
證主義の輸入に連れ、徒らに技藝の末のみに拘泥し、此の  
大本を省みる者多からず、省みて又覺らざる者甚だ多し。  
敬友江見清風君、夙に職を皇大神宮に奉じ、神宮神社  
の典故、並に性質に精通す。



然れども、自ら高しとして、獨り之を私するを好まず、其の所信を廣く同胞に頒ち、相共に提携して、正堂堂と、敬神尊皇愛國の大義を實修せんと期す。よりて此の良書を公刊し、各方面より、神社が國家の宗祀たる所以を説明し、深切を極む。皇國及世界は、此の舉によりて、更に咲き延ふべし。偶、序を求めらる。乃ち普遍的歡喜を表現して、此の文を作る。

紀元二千五百七十五年

大正四年九月十日

寛 克 彦謹識

神社は國家の宗祀なりとは、國家と神社との關係を謂ひて、簡にして盡したるが如くなれど、その何故に國家の宗祀たるかに至りては、未だ根據ある言説を聞かず。これ國家及び神社の爲に甚遺憾とすべきなり。予淺學不才にして、久しく僻陬の地に在り。此の如き重要問題に就きて、立言すべき素養なしと雖も、死馬の骨を買ひて、千里の馬到り、先づ郭隗を用ゐて、樂毅燕に往くとも聞けば、今夏、官暇を得るに當り、貧生苦熱を忘るゝ一法として、強ひて筆を執りて所見を記し、敢て江湖の教を請ふ。若し幸に識者の



寓目を得て、更に名論卓説を聞くことを得ば、吾願乃ち足れり。

大正四年八月

著者しるす

## 神社者國家之宗祀也

### 目次

第一章 宗祀の意義	一六
第二章 神及び其御靈	七五〇
第一項 迎微の言義	七
第二項 神の種別	一〇
第一節 神の御形體上よりの種別	一一
第二節 神の神徳由緒よりの種別	一四
其一 祖先の神	一四
(イ) 皇室及び國家の祖神	
(ロ) 氏族の祖神	
其二 國家の守護神	二三



(イ)(ロ)(ハ)

皇室の守護神  
 國土の守護神  
 産業の守護神

其三 國家に功勞ある神……………三八

第三項 神の御靈及び其寄託……………四二

第一節 御靈の種別及び其作用……………四二

第二節 御靈の寄託……………四九

第三章 神社及び其種別……………五一七九

第一項 神社……………五一

第二項 神社の種別……………五二

第一節 社格に依る種別……………五二

第二節 祭神の神徳由緒に依る種別……………五六

其一 祖先の神を祭る神社……………五七

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

皇室及び國家の祖神を祭る神社  
 氏族の祖神を祭る神社

其二 皇室及び國家の守護神を祭る神社……………六六

皇室の守護神を祭る神社  
 國土の守護神を祭る神社  
 産業の守護神を祭る神社  
 國家に功勞ある神を祭る神社

第四章 祭典の趣旨と儀式……………八〇一九

第一項 祭典の種類……………八〇

第二項 祭典の趣旨……………八三

第一節 皇室又は國家の安寧幸福を祈求する祭典……………八三

第二節 神祇の加護に對し報賽の誠意を致す祭典……………九四

第三節 皇室又は國家に重大の事ある時之を神祇に  
 奉告し併せて其加護を祈求する祭典……………一〇五



第四節 汚穢を解除する爲に行ふ式典……………一三三

第三項 祭典の儀式……………一六

**第五章 神社の制度**……………一〇一—一五八

第一項 祭政一致……………一〇

第二項 祭政の分離と神社管掌の職官……………一五

第三項 神社に關する法令の制定……………一三〇

第四項 神社の經費……………一三四

第五項 神社の造替修理……………一四二

第六項 神官神職……………一四九

**第六章 敬神の風儀**……………一五九—二〇二

第一項 歷朝御敬神の事實……………一五九

第二項 武家敬神の事實……………一八八

第三項 民間敬神の事實……………一九六

**第七章**

**結論**

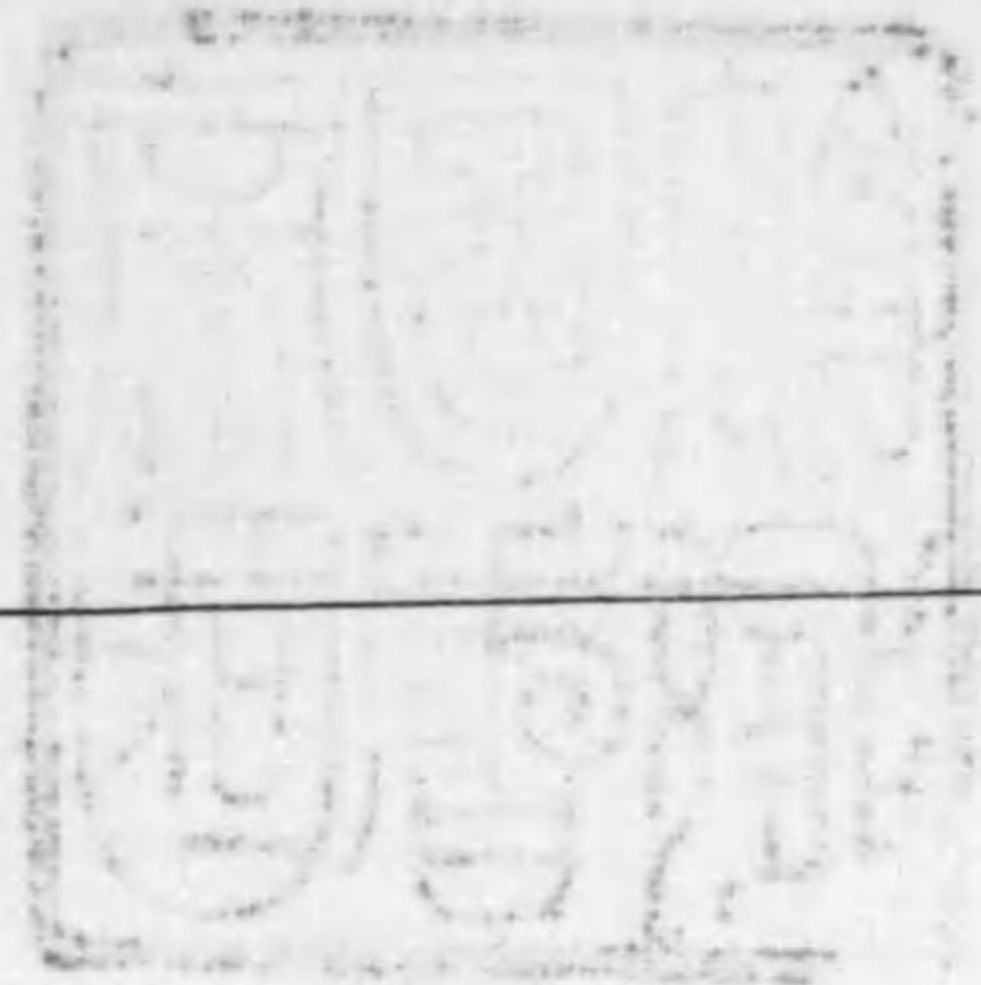
……………二〇三—二一三

第一項 神祇の祭祀は宗教に非ず……………二〇三

第二項 神祇の祭祀は國家的道德なり……………二〇六

第三項 國家の神社を以て國家の宗祀と爲す所以……………二〇九





目次畢

神社者國家之宗祀也

江見清風謹述

第一章 宗祀の意義

神社は國家の宗祀なりとは、神社の性質を簡單明瞭に云ひ表はして、また餘蘊無きが如くなれど、政府の是を神社の法令に用ゐたるにも、時期に依りてその使方に、多少の相違あり、且つ我邦に用ゐる宗祀の意義と、文字の出所たる支那に用ゐる宗祀の意義とは、全然一致せりと云ふ可からざるが故に、本論に入るに先ちて、先づ是に解釋を加へて、その意義を明にすべし。

神社は國家の宗祀なりとは、明治四年五月十四日の太政官布告に、

神社は國家の宗祀なりといふ語の初見

神社ノ義ハ國家ノ宗祀ニテ、一人一家ノ私有ニスベキニ非ザルハ勿論ノ事ニ候處、中古以來、大道ノ陵夷ニ隨ヒ、神官社家ノ輩中ニハ、神世相傳、由緒

第一章 宗祀の意義





ノ向モ有之候ヘドモ、多クハ一時補任ノ社職、其儘沿襲致シ、或ハ領家、地頭、世變ニ因リ、終ニ一社ノ執務致シ居リ、其餘、村邑小祀ノ社家等ニ至ル迄、總テ世襲ト相成略○中祭政一致ノ御政體ニ相悖リ、其弊害不尠候ニ付、今般御改正被爲在、伊勢兩宮世襲ノ神官ヲ始メ、天下大小ノ神官社家ニ至ル迄、精選補任可致旨、被仰出候事、

宗祀の用例  
區區なり

とあるに初めて見えたり。而してこの布告には、神社を以て直に國家の宗祀と記されたる如くなるに、明治二十四年八月に發布せられたる、内務省訓令官國幣社神職奉務規則第一條には、官國幣社神職は、國家ノ宗祀ニ從事シ、國家ノ禮典ヲ代表スル職務タルヲ以テ云云とあり、更に大正二年四月發布の神職奉務規則第一條には、神職ハ國家ノ禮典ニ則リ、國家ノ宗祀ニ從フベキ職司ナルヲ以テ云云とありて、是等には國家の禮典と對句と爲して、従事と謂ひ、則りとあれば、神社に於て行ふ祭祀の禮典を以て、國家の宗祀と云へるものなること知るべく、之を前の太政官布告と比較するに、一は神社を以て、直に國家の宗祀なりとし、一は神社の祭典を以て、國家の宗祀と爲せる相

兩者其の意  
を異にせず

違あり。而して宗祀の宗字は、下に云ふが如く、尊崇歸嚮の意にて、祀字は祭禮の義なるが故に、若し神社を以て、直に國家の宗祀なりと云ふ時は、神社は國家の尊崇する祭禮なりと云ふ意となりて、其義を爲さず。然れど、神社に於て行ふ祭禮は、公共的の禮典なるが故に、其の祭祀の主體たる神祇を鎮祭する神社は、國家民人の尊崇歸向すべき所にして、一人一家の私すべきものにあらずと謂ふを得べし。太政官布告もこの意を以て解釋する時は、内務省訓令、又は奉務規則等と牴觸する所無かるべく、たゞ前者は神社全般の改革に關する布告なるが故に、神社を主として之を國家の宗祀と云ひ、後者は専ら神職の職務に關する訓戒なるが故に、之を其の職掌とする神祇に繫けて、國家の宗祀と云へるものにて、兩者その意を異にするにはあらず、予が本論に、神社は國家の宗祀なりと云へるも、亦上述の意に外ならず。我政府の太政官布告以來、神社に關する法令に、宗祀の文字を用ゐたるは、如何なる典故に出づるか、いまだ詳にせずと雖も、漢土の俗、その祖先の祭を宗祀と云ふことあり。即ち古文孝經聖治章に、昔者周公郊祀后稷、以配天、宗祀文王於明



支那に於ける宗祀の意義

第一章 宗祀の意義

四

堂以配上帝とあり。孔安國が註に、禘郊祖宗皆祭祀之別名也と見え、又禮記祭法篇に、有虞氏禘黃帝而郊、嚳祖顓頊而宗、堯とも見えたり。禘は王者の其の始祖の父を祭り、郊は冬至一陽來復の時に、天帝を國門の南郊圓丘に祭りて、始祖を之に配祭し、祖は王業の本を爲し、人を祭り、宗は王業を成就したる人を季秋に天帝と共に、明堂に祭るを云ふ。然れども漢土と我邦と、祭祀の趣旨慣習自ら異なる所あるが故に、政府の神社に關する法文に、宗祀の文字を用ゐたるは、漢土に祖先の祭を宗祀と云へるを、直に採りて、典據と爲せりと謂ふ可からず。依りて按ずるに、宗は字書に、本也、尊也とあり、氏族の分派より、其の原流を指して本宗と云ひ、氏族の長者を氏宗と云ひ、王者祖先の廟を宗廟と云ひ、宗廟社稷を併せて宗社など謂ふが如し。然るを是より一轉して、事物の歸仰する意に用ゐることあり。書經禹貢に、江漢朝宗于海、註に言、百川以海爲宗也、又史記孔子世家に、孔子以布衣傳於十餘世、學者宗之、など云ふが如し。祀字は禮記の註に、祀典謂祭祀也とあり、彼には廟、誥、壇、墀を設けて、祭典を行ふを謂ひ、我が社殿、若くは神籬を設けて、祭祀を行ふに當れり。

支那の祭祀

我が邦の神社

神社の國家の宗祀たる所以

第一章 宗祀の意義

五

然るに又漢土祭祀の法に、國家人民に功烈ある者を祀る法ありて、禮記祭法篇に、夫聖王之制祭祀也、法施於民則祀之、以死勤事則祀之、以勞定國則祀之、能禦大菑則祀之、能捍大患則祀之とあり、而して是等王者祖先の祭及び有功を祭る禮は、王者自身、若くは國人の、私に祭祀を行ふものにあらずして、皆國家の、その本に報い有功を表彰して、祭祀を行ふものなり。我邦の神社は下條に述ぶるが如く、國家の大祖、若くは氏族の祖神、皇室及び國家守護の神、又は國家に功烈坐す神を祭祀するものにして、國家人民の本づく所たり、黎民の永く尊崇仰敬して、祀典を致すべきものなること、宗字の字義にかなひ、且漢土に祖先を祭るを宗祀と云ひ、又其の祀典の法に、有功を祭りて、勳勞に報ゆる等略、吾神社の祭祀の趣旨と、相似たるものあるが故に、宗祀の二字を採りて、神祇の祭祀は、國家の禮典にして、一人一己の私すべきものにあらず、また之を宗教上の信仰として、各人自由の選擇に任すべきものに非ざること、を明にしたるものなるべし。然れども、神社の國家の宗祀たる所以は、單に一片の條理之を然らしむるのみにあらず、實に我邦の神祇及び神社本來の性



質、自ら之を然らしめて、畏くも皇祖皇宗、この土に邦家を建設し給ひし以來、天神地祇を敬祭して、以て億兆臣民の仰敬歸向すべき所と爲し給ひ、臣民また數百千年間、この教へを實行し、敢て悖ること無くして、今日に至れるものなれば、以下各章に涉りて、是等の諸點を明にし、以て神社は國家の宗祀たる所以を明にすべし。

## 第二章 神及びその御靈

### 第一項 迦微の言義

迦微の意義

神社は神靈を祭祀する所なり。而して國語に迦微と申すは、天地を主宰し、萬物を化育し給ふ一元神より、皇室又は民族の祖先にして國土を經營し、産業を創始して、生民の爲に厚生利民の術を開きたまひし現身の神、及びその御靈の、永く是等社會萬般の事業を守護し給ふをも、惣べて尊びて迦微と稱するものにして、この語は、實に我國人の心裏に磅礴する哲學的思想を表明するものなり。故にこの語の解説に就きては、古來人々の論議する所夥多にして、枚擧に遑あらずと雖も、多くは牽強附會に近くして、信するに足るもの尠し。その内に迦微といふ語は、方位の上より出でたりとする説は、疾く貞丈雜記六に、神をかみと云は上なり、貴ぶべき物なる故、上におはします名にて、かみと云なりと見え、近時バッチエラー氏は、之をアイヌ語と比較して、迦微の語根kaには、上、巔等の義ありと爲し、博士白鳥庫吉氏も、此説に従ひ、なほ

迦微といふ語は我國人の哲學的思想を表明するものなり

神は上なりといふ説



この言を以て、純粹なる國語なりと斷じ、更に廣く之をウラルアルタイ語族の類似語に比較して、迦微の語根カには、上、顛、高、大等の意義を有し、之より轉化して、尊貴、強壯、奇怪、善美なるもの、名となれりと云へり。史學雜誌第十卷第七號

次に迦微二言考の説に

迦音は物の隠れて、奇しき象にて、目にも認め難く、手にも取られぬ意なり。カカ、カセ、カカ、カカ、カカ、カカ香、疑、風、薰、幽、霞などの如し。また微は物の滿ちたる象にて、實、身、三、並などの如し。迦微はこの二音を合せて、目にも認め難く、手にも取られぬもの、慥に滿ち充ちたる義と爲る。故にこの言は、天上に坐して、其御形のこの顯國より見え給はで、其御徳の奇異に坐しますを稱へて、云ひ初めたるが本にて、それより轉じて、顯國に在坐して、現に見奉るをも、凡て迦微と稱へ奉る言となれるなり。また奇異と云ふ言の、幽といふ言の意に同じきを以て、迦微の名義を思ひ定むべし。しか云ふ意は、久志の二音に、隠れて奇しき象ありて、迦微の加音に通へり。備は靈にて美に通ふ。ハ行の濁音ふその美は、則ち迦微の微に、專同じことなり。迦微の微、則靈なればなり。

迦微二言考の説

兩説の批判

要撮

と云へり。前者の説く所、古人の説に基き、更に其及ばざる處を補ふに、近時の進歩せる學術を以てせるものにして、迦微の言義を解きて遺憾無きに似たれど、その説く所、獨り言語の上に重きを置き、神の實質に就きては、深く思を寄せざる嫌なきにあらず。且我邦の神祇は、思想稍發達せる後世より、思想的に捻出したるものに非ずして、まづ宇宙の元神あり、その神徳に因りて伊弉諾伊弉册二神この世に現はれ給ひ、宇宙元神の命を承けて、國土を修理固成し、子孫を生成し、國家を建設し給ひしものにして、二神の時に神とし崇むるものは、たゞ宇宙の一元神あるのみ。而してこの神は、常に御形を現はし給はず、たゞ神徳の宇宙間に遍滿するのみなるが故に、二神の御在世の時、宇宙元神の御ありさまを、そのまゝ迦微と申し、次ぎて現はれ給ひし現身神も、その神徳、宇宙の元神に等しく坐すが故に、諾册二神より後の世に、亦之を迦微と呼び奉れるものなること、實に迦微二言考の説の如くなるべし。然れば後世人君の、國民の上に立ち給ふも、尊貴なること神に等しきより、亦之

宇宙の元神

神といふ語の眞義



を迦微と呼び、終には頭髮、上の如き、物の上位に在るものをも、凡べて迦微と呼ぶに至れども、その詞には自ら本末の差別ありて、その本は目にも見えず、手にも執られざる神徳の、宇宙の間に遍満し、其神徳宇宙を主宰し、萬物を化育して、天地生々の氣を爲すと信じ、之を崇めて迦微と云へるものなること知るべく、而して是やがて、我國民の哲學的思想を發露したる、最初の言語なりと云ふべし。

### 第二項 神の種別

我邦の天神地祇は謂はゆる八百萬神にして、其數甚多く坐せども、今之をその御形體の上より別つ時は、カクレミ隱身神、ウツミ現身神の二種、又その神徳由緒等の内容に依りて別つ時は、祖先の神、皇室及び國家守護の神、國家に功烈ある神の三類に區別し奉ることを得、即ち次の如し。

形體上より  
は二類神徳  
由緒等より  
は三類とな  
すことを得

### 第一節 神の御形體上よりの種別

造化の三神

迦微は常には、人の耳目に觸れ給ふこと無しと雖も、靈徳の宇宙に遍満して、無始無終なるものを申すに起原すること、既に謂へるが如し。謹みて古傳説を案するに、大初、天地いまだ成らざりし時、オホウツミ大虚中に萬物を化育し、宇宙の主宰たるべき一大靈徳あり。之を名けてアマノミナカノカミ天御中主神と申す。天と申すはこの神の坐す大虚、即ち後に天と成りて、然るに萬物の化育は、陰陽男女剛柔の作用に因りて成るが故に、天御中主神の神徳、動いてこの作用を爲すに及び、其陽剛なるものに名けて、タカミヤヒ高皇產靈神と申し、陰柔なるものに名けて、カミヤヒ神皇產靈神と申す。古史謂はゆる造化三神と申すは是なり。かくて天御中主神の產靈の徳に因りて、大虚中に一物を生ず。これ後に天地と剖判すべきものなり。と雖も、その混沌たる初に當りては、言辭を以て談説す可らざる状態に在り。然るに時至り機熟して、此一物中より、騰りて天と成るべき一氣上升す。その状恰もアシカヒ葦牙の、泥中より抽出づるが如く、毫も凝滯澁遅の狀無きが故に、之



を名けて宇麻斯阿斯訶備比古遲神と申す。天と成るべき一氣既に騰りて、後に残り留れるもの、漸く凝結して地を成さむとす。地は漸次に凝結して、萬物を生産すること、饒多なる象あり。故に之を名けて豊雲野神と申す。既に天地を成すに及び、天に日月、星辰懸り、地に山岳、河海位し、雲行き雨施し、兩々相俟ちて萬物化育の功を完くす。故に天の萬物を化育する作用を以て天常立神と名け、地の萬物を化育する作用を以て國常立神と名く。而してこの神たちは、皆宇宙の主宰神たる天御中主神の産靈の徳の時處に應じて發顯したる作用に名けたるものにして、常には目に見、手に執るべき御形體を顯はし給はざるが故に、之を隱身神と申すと雖も、その御靈の嚴存する事は、諾冊二神に、國土の修理固成を命じ給ひ、又二神、八尋殿の御柱を廻り給ふに、女神先立ち給ひて宜はざりしかば、天上に上りて教を請ひ給ひしに、天神即ち太占を以てトひ諭し給ひ、又皇御孫命の天降り給ふに際し、高御産靈神の御名を以て、天照太神と共に、種々の神詔を降して、皇基の無窮を定め給ひしが如き、即ちその明證なり。斯くて既に天地ありて、世界を現すれば、又

天御中主神  
以下皆隱身  
なれども御  
靈は嚴存せ  
り

これが主宰の神無かる可からず。於是、宇宙主宰の元神たる天御中主神は、その産靈の徳に因りて、伊弉諾尊伊弉册尊二神を生みて、命じて國土の修理固成に當らしめ給ひき。この二神は男女有形の神に坐すが故に、隱身神に對して、現身神と申す。然るに有形の物の成るは漸を以てす。地と現身神とは有形にしてその完成に至るまでには、若干の時を要す。故にこの間の状態を、古史に宇比地邇神、妹須比智邇神、角杖神、妹活杖神、意富斗能地神、妹大斗乃辨神、淡母陀琉神、妹阿夜訶志古泥神等、八神の御名に負せて語り傳ふと雖も、この神等は、大地の漸く凝結したる時より、河海山嶽の形勢を成し、草木魚介の生成するに至り、諾冊二神の生れて成男成女と爲り坐すまでの経路を語るものにして、別に八神の實體坐すにあらざるが故に、御形體を有し給ふ現身神は、諾冊二神を以て始祖と爲す。而して諾冊二神以後の現身神は、皆その御形體と御靈とを、宇宙の元神に享けて、その御形を現世に現はし給ふが故に、この世に於ける御事業終る時は、その現身は神遊り給ひて、現世には、たゞその御靈を遺し給へり。然るにこの御靈は、宇宙の主宰たる隱身神

宇比地邇神  
以下八神は  
大地の成り  
て諾冊二神  
の生れ坐す  
までの経路  
を語るもの  
なり



人類は皆宇  
宙の元神よ  
り御靈と形  
體とを享け  
たるものな  
り

の、自己の御靈を分ち賦り給ふ所にして、畢竟その御靈の分化に外ならざれば、現身神も一旦御靈のみと爲り給へば、隱身神と等しく、その存在は永久に涉りて不滅なり。この事、獨り神代の神に於て然るのみならず、人類は皆宇宙の元神より、其御靈と形體とを享けて、現世に出づるものなれば、今日即ち神代にして、神代また今日に異ならず。歷朝英邁の士ありて、克く國家民人の爲に功烈を樹つる時は、永く其靈を祀りて勳勞に報ゆると共に、國家鎮護の神と爲し、箇人も、常に父祖の靈を家に祀りて、日夕拜跪の禮を闕かざる如き、皆その御靈の、永久不滅を信するに因れり。

## 第二節 神の神徳由緒よりの種別

### 其一 祖先の神

#### (イ) 皇室及び國家の祖神

祖先の神に二種あり、一は皇室及び國家の祖神に坐して、一は氏族の祖先た

我建國の由  
來

天壤無窮の  
神勅

る神に坐す。抑、我國建國の由來は、伊弉諾尊伊弉册尊二神、宇宙の元神と坐す、天御中主神の天命を承けて、大八洲を經營し、國土及び山野河海、草木の事を掌る神を生み給ひて後、二神相共に議りて、何不生天下之主者歟と語り給ひて、皇祖天照大神を生み給ひしに、この神、光華明彩、六合の内に照徹する神徳坐し、に依りて、吾子多しと雖も、いまだ此の如く靈異なる御子あらず、久しくこの國に留む可らず、早く天に送りて、授くるに、天上の事を以てすべしと詔り、乃ち天上に送り上げ給ひ、その御子天忍穗耳尊、その御子彥火瓊杵尊に至りて、曩に天下の主たる者を生まむと詔り賜ひし御言に基き、皇御孫命を高天原より天降し給ひて、この國土の君主たらしめ給ひき。故に皇御孫命の將に天降り給はむとするや、天照大神之に告げて、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之也、宜爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、日本書紀神と詔り給ひき。即ち此時より皇位は萬世一系にして動くこと無く、歷朝の其御位を繼がせ給ふは、即ち天照大神の、高天原に知し食し御位を、直に承け嗣がせ給ふものなるが故に、之を天日嗣高御座と稱へ奉り、君



三種の神器  
同床共殿の  
詔

臣の分、疾くこの時に定り、國體の精華、國民道德の淵源、實にこの神詔に基く。而して皇御孫命の降臨し給ふに當り、天照大神之に三種の神器を授け、特に其寶鏡は、大神御手づから之を捧持ちて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、代下書紀、神とも、又此之鏡者、專爲我御魂、而如拜吾前、伊都岐奉事、記とも詔し給ひき。然ればこの寶鏡は、大御神自らその御靈を取り託けて、皇孫に下し賜ひしものにして、大御神の詔は、今日まで皇御孫命の、大御神の現身の御前に侍りて、朝夕親しく拜み給ひしが如く、今より後は、この寶鏡を吾御魂として、齋き祀り給へとなり。故に皇孫この土に降り、日向の高千穗宮に坐し、時より寶鏡と共殿同床して、君神一體、一日も相離れ給はず、即ち古語拾遺に、天照大神本、與帝同殿、故供奉之儀、君神一體と見ゆるが如し。神武天皇都を大和の橿原に奠め給ふや、寶鏡亦從ひてこゝに移り坐し、が故に、拾遺にまた、捧持天璽、鏡劍、奉安正殿と云へり。然るに御代を重ねると十代、歳を経ること五百六十九年にして、崇神天皇即位六年に至り、神威を畏みて、倭の笠縫邑に磯城神籬を樹て、神器を移し祀り、垂仁天皇即位廿六年日本

皇室も國民  
も其の源は  
一なり

書紀作廿五年、今從同書一説、及また之を伊勢の度會の五十鈴の川上の大宮、倭姫命世記、皇大神宮儀式帳等、に遷し祀り、皇室の御祖神として、歷朝の崇敬、他に比類無きこと、固よりその所なり。然るに天照大御神の御祖、伊弉諾尊、伊弉冊尊二神は、實に神人の大祖に坐して、國土を經營し、諸神を生み、諸神の子孫、次第に繁蔓して、氏族を爲し、國民を爲して、遂に我國家の大を爲し、ものなれば、皇室も國民も、その源に遡れば、同一根原に出づること、恰も一株の根柢より幹を生じ、枝を生じ、葉を生じて、終に一大樹を爲し、一箇の泉源、流れて幾多の流派を爲すが如し。たゞ諾冊二神の、天下の主たる者を生まざらむやと、詔して生み坐し、天照皇大神は、諾冊二神の正嫡に坐して、なほ遡りて云へば、諾冊二神を生み坐し、し宇宙の元神たる、天御中主神の直系に坐すが故に、その御子孫は、我民族の中樞にして、億兆臣民は、皆その支流分派たれど、遠くその出自を尋ねる時は、皆一源に歸すること上に云ふが如くなるが故に、皇室の祖神に坐す天照大御神は、また我國民全般の祖神に坐す。古來、皇室の大神宮を崇敬し給ふことは云ふに及ばず、億兆臣民、またその神徳を畏みて、四時、伊勢の度會の五十



鈴川上の大宮に子來して、報賽の誠を盡し、又都鄙至る所、その神靈を奉祀せざることを無きは、誠に所以無きに非るなり。其他、伊弉諾大神の淡路の伊弉諾神社及び近江の多賀神社に於ける、瓊々杵尊の大隅の霧島神宮、薩摩の新田神社に於ける、彦火々出見尊の薩摩鹿兒島神宮に於ける、鷦鷯草葺不合尊の鵜戸神宮に於ける、神武天皇の日向の宮崎神宮、大和の橿原神宮に於けるが如き、皆皇祖皇宗の神靈を奉祀して、報本反始の誠を致し、兼ねて其御靈の擁護に依りて、皇室及び國家民族の繁榮を祈求せむが爲に祭祀する者なり。

(ロ) 氏族の祖神

氏族の祖神とは、一氏族の祖先を祭るものにして、氏族とは、皇祖皇宗國家を建設し給ひ、歷朝の天子また、其宏謨に従うて、皇業の昌運を謀り給ふに當り、天神地祇及び各氏の始祖たるもの、其神徳事功に依りて、皇業を輔翼し奉り、子孫繁衍して一團を爲すもの、世々祖先の事業と、一定の領地とを傳へ、是に因りて姓氏の稱號を賜はれるものをいふ。而して上古簡朴の世、各氏族の首長、祖先傳來の事業を以て、その族人を率ゐて、朝廷に仕へしもの、即ち官職

氏族とは如何

子孫の祖神を祭る所以

なりしが故に、各氏族は祖先の功德に依りて、名譽ある姓氏の稱號と、官職とを有し、加ふるに一定の土地をも領有して、氏族の繁榮を保つことを得たり。祖先を追慕するは、固より人類の天性なるが上に、我氏族は祖先の恩賴を享くること、此の如く厚し。故に子孫、神社を設けて、その神靈を祀り、報本反始の誠を致すと共に、その冥護に依りて、百世の後に至るまで、家門の繁榮せむことを祈る。これ各氏族の、盛にその祖神を祭るに至れる所以なり。然れば若しその氏人、本貫を去りて、他に移居すること有れば、必ずその祖神の社をも移し建て、祭祀す。例へば新選姓氏錄左京別に、小野朝臣大春日朝臣同祖、彦姥津命五世孫、米餅搗大使主命之後也、其後敏達天皇御世、大德小野臣妹子、家子近江國滋賀郡小野村、因以爲氏、日本紀合と見ゆるが如き、小野と同祖なる大春日朝臣は、姓氏錄に據るに、孝昭天皇の皇子、天帶彥國押人命の後裔仲臣命と云ふ者、仁德天皇御世に、糟垣臣姓を賜はり、後に春日臣と爲り、桓武天皇御世に及びて、更に大春日姓を賜はれる者なり。而して春日姓は和名抄に、大和國添上郡春日郷とある地名に因れる者なれば、その本貫は大和國



子孫居を移  
せば祖神を  
も移し祭る

第二章 神及びその御靈 第二節 神の神徳由緒よりの種別

二〇

なれども、妹子が移りて近江國小野村に往めるより、又地名に因りて小野朝臣と稱するものなり。而して小野氏の氏神は、續日本紀承和元年二月辛丑の條に、小野神社在、近江國滋賀郡、勅聽彼氏五位以上、每至春秋之祭、不待官符、永以往還、また承和三年五月條に、授無位小野神、從五位下、依遺唐副使小野朝臣篁、申也とあるものにて、延喜式神名帳には、近江國滋賀郡小野神社二座、名神、大とありて、祭神は神名帳考證に、天押帶日子命、姫命、小野臣之祖也と見ゆる如し。然ればこの社は、もと春日氏が、その本貫の大和に於て、その祖神天押帶日子命、及びその妃神を祭れるものなるを、小野氏近江に移居するに及び、その祖神の社をも移し祀りて、小野神社と云ひしものなること知るべし。然るにまた神名帳に、山城國愛宕郡小野神社二座とあるは、三代實錄、元慶二年十二月條に、山城國愛宕郡小野郷人、勘解由、次官從五位下小野朝臣當岑、改本居貫隸左京職とあるに、參照するに、近江の小野氏が、更に山城に移住せしに依りて、その祖神をも移し祭れるものなり。また神宮雜例集に、改宮地事と題して、

一中臣氏祖神略○中

聖武天皇天平十二年庚辰四月五日、春日御社奉遷、壽久山御社、是右大臣大中臣清萬麿卿致仕、籠居攝津國島下郡壽久郷之間、住家近所奉崇也。  
孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日、春日御社奉遷、於伊勢國度會郡島崎也、是宮司從五位下津島朝臣、○大中臣祖子松所申請也。  
桓武天皇延曆十六年丁丑八月三日、官符移立、離宮院於度會郡湯田郷之時、仲社自津島崎奉遷、彼院西方也、于時祭主參議正四位下行神祇伯大中臣朝臣諸魚、宮司正六位上中臣朝臣眞魚等也。

と見ゆるが如き、その身致仕して他處に移住し、若は官職の爲に、他國に住居する時は、その移住と共に、祖神の社を奉遷したりし狀況想ひ見るべし。而してこの種の神社は、氏族の繁衍して、移住の繁多に赴くに從ひ、益その數の増加したるは、自然の勢なり。然るに中世以降、氏族の制度漸く弛廢し、加ふるに族人の繁衍と、移住益増加し、終に各氏族、その出自を忘失し、從て氏神氏子の關係明ならず、遂に我住居する土地の神、謂はゆる産土神と混同して彼

氏神と産土  
神と混同す

第二章 神及びその御靈 第二節 神の徳由緒よりの種別

二一



是一様に氏神と稱するに至れりと雖も、仔細に是等神社の由緒を研究する時は、氏族の祖神なるものと、固より産土神たる者との二種あるなり。而して氏族の氏神は、氏族の守護神にして、其祭祀は一族の私情に出で、直接國家に關係無きが如くなれども、氏族の祖神は、建國の始より、歷朝の宏謨を輔翼し奉りて、各顯著なる事功を樹て、子孫亦その家業を繼承して、世々國事に從事する者なれば、其祭祀は自ら國家の大局に關係するなり。況んや上古以來、氏族を重んじ、家門を尊び、是に因りて國民忠孝の念を砥礪し來れるに於てをや。故に延喜の制、是等諸國に散在する各氏族の氏神を以て、多く官社に列せられしのみならず、藤原氏の祖神を祭れる、春日、枚岡、大原野等の祭祀は、四時祭式に載せて、國家の禮典と爲し、又續日本紀承和元年正月庚午條に山城國葛野郡上林郷地方一町、賜伴宿禰等爲祭氏神處と見ゆるが如く、特に土地を賜ひて、氏神を祭らしめ、また類聚三代格禁制に載する大政官符に、大和國春日社、二月、十一月略、應參氏人及散位諸司五位以上、其人有限、臨期直參、また諸人氏神多在畿内、毎年一月、四月、十一月何廢先祖之常祀、若有申請者、

直下官宣と云へるが如き、及び前に引ける小野氏の族人が、その祖神の祭祀に、官符を待たずして近江に出行することを聽されたるが如き、皆特別の便宜を與へて祖先の祭祀に従事することを得しむ。これ氏族の祖神は、獨り氏族の守護たるのみならず、國家に大功勳ある神にして、又その祭祀は、國民道德に關係すること、深く大なるが故なり。

### 其二 國家の守護神

天神地祇は、悉く國家の安寧幸福を守護し給ふ神にあらざるは無し。然れども神祇は、その神徳の主とする所に依りて、各持ち分け給ふ所あるが故に、特にその神徳由緒の、國家の鎮護に任じ給ふ神を分ちて、國家守護の神と云へり。而してなほこの種の神を細別する時は、皇室の守護神、國土の守護神及び産業の守護神の三種に區別し奉ることを得べし。

#### (イ) 皇室の守護神

皇室の守護神と申すは、素戔嗚尊の御子或は六世の孫と申す、大國主命、諾冊二神の國



土修理の御業を繼ぎて、よく天下を經營し給ひ、後に天照皇大神及び高皇產靈神の詔を以て、汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事と宣り給ひしに依り、その經營し給へる國土を擧げて、皇御孫命に避け奉り、且その國土經營に携へ賜ひし廣矛を、經津主神、武甕槌神二神に授けて、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安神代下書紀と白して、永遠に隠れ坐し、かば、天照皇大神及び高皇產靈神は、大國主神の請はし給ふ隨に、その宮居を皇御孫命の天下治し食す大宮と同じ狀に造りて、之を齋ひ鎮め祀り給ひき。出雲杵築大社即ち是なり。而して大國主命を、かく懸に齋ひ祭り給ひしは、皇室鎮護の爲なること、當時大國主命、その子事代主神以下、八十萬神を帥ゐて、高天原に上り、歸順の誠意を陳べ給ひしに、高皇產靈神、大國主命に詔して、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姬配汝爲妻、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降神代下書紀と、宣り給ひしに依りて明なり。然るに大國主命は、なほ己命及びその御子達の御靈を、皇居近き倭國に鎮め坐さしめて、皇室の藩屏と爲し給ひしこと、出雲國造神賀詞に、乃大穴持命乃申給、久

皇御孫命乃靜坐、大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡、爾取託天、倭大物主櫛、玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備、爾坐己命乃御子阿遲須伎高彥根乃命乃御魂乎、葛木乃鳴能神奈備、爾坐事代主命能御魂乎、宇奈提乃神奈備、爾坐賀夜奈流美命能御魂乎、飛鳥乃神奈備、爾坐天、皇御孫命能近守神登貫置天、八百丹杵築宮、爾靜坐、支とあるが如し。神奈備は神の森にて、下に云ふ神籬、磐境と等しく、上古神と齋ひ祭りし所にて、大御和乃神奈備は、延喜式神名帳に大和國城上郡大神大物主神社とあり、葛木乃鳴能神奈備は、葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社とあり、又事代主神を祀れるは高市郡に高市御縣坐鳴事代主神社、また葛上郡に鳴都波八重事代主命神社あり、飛鳥乃神奈備は高市郡飛鳥坐神社とある是なり。而して以上は皆、大國主命の、皇御孫命の近き守神として、貢り給ひし神達なるが、更に皇室自ら、その守護神として祭り給ふ神社を擧ぐれば、日本書記神代下に、皇御孫命の天降り給ひし時、高皇產靈尊の下し給ひし詔を記して曰はく、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋根命、太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉、又見古とあり。







國主命の言に僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者遠神者非也と白し給ひし如く皇室に對し忠誠無比の神に坐せり。御食津神は天皇の大御食を安く聞食させ給ふ方に幸ひ坐し、其他櫛磐間戸神、豐磐間戸神は御門の神に坐して、宮門出入の臣庶を檢め撰び坐摩神は大宮地の靈に坐せり。然れば是等の神々は皆皇室の近き守護神として日々夜々御身體の安泰を守り奉り、以て安けく萬機の御政を行はせ給ふべく、幸を降し給ふ神に坐せり。

(ロ) 國土の守護神

次に國土守護の神に就きて申さむに、初め伊弉諾伊弉册二神、大八洲を修理國成し給ひし時、成り出でし大八洲及び六の小島に、各々別名あり。淡道は穂之狹別と謂ひ、伊豫の二名島は身一にして面四あるが故に、伊豫國を愛比賣、讃岐國を飯依比古、粟國を大宜都比賣、土佐國を建依別と謂ふ。又隱伎島を天之忍許呂別と謂ひ、筑紫も又面四あるが故に、筑紫國を白日別、豐國を豐日別、肥國を建日向日豐久士比泥別、熊曾國を建日別と謂ふ。また伊岐島

大八洲及び六島の守護神

國土守護の精神

を天比登都柱と謂ひ、津島を天之狹手依比賣と謂ひ、佐渡島は亦大倭豐秋津島を天御虛豐秋津根別と謂ふ。以上大また吉備の兒島を建日方別、小豆島を大野手比賣、大島を大多麻流別、女島を天一根、知訶島を天之忍男、兩兒島を天兩屋と謂ふ。古事別とは後世多く皇子の御名に附せられて、國造、稻置などと同じく、一地方を別ち領して、之を統治する人の稱と爲れり。而して古事記に是等洲島の別名を、各一神に數へて、諸册二神の御子、三十五神の中に入る、が故に、神代口訣に八洲各有國魂、洲成精神也と云へり。按ずるに二神既に國土を修理固成して、人獸草木の生息繁延すべき處と爲し給ふ上は、之を統治すべき神を定め給はざる可らず。况んや八洲及び處々の島は、皇國の根幹を形くるものに非ざれば、海外交通の要衝に當る。故に二神は、國土經營の業を成し給ひて後、その御子を別ちて、各地方を統治せしめ、更に其御大業を輔けて、之を成就せしめ給ふなるべし。而して是等諸神の神靈、永くその國に留りて國土の精神となり、鎮護と爲りて、國土の平安を守り幸ひ給ふが故に、また之を其國の國魂の神として祭祀するも、自然の勢なり。



而して古史に載する國魂神は、上に擧ぐる所に過ぎざれど、國土經營の業は、一時に成就したる者に非ざれば、この外に一國一郷の開拓經營に預り坐して、その地の國魂神と齋かれ給ふ神の多く坐す事、次章神社篇に擧ぐるが如し。而して朝廷には、是等國々島々の御魂の御功徳を一に總べ稱へて、生島足島神と申して祭祀し給ふ事、上に引く古語拾遺に、生島是大八洲之靈、今生島巫所奉齋也と云ふが如し。而してこの神等は、洲島鎮護の神に坐すが故に、その祈年祭の詞には、生島能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久生國足國登御名者白氏稱辭竟奉皇神等能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極鹽沫能留限狹國者廣久峻國者平久島能八十島墜事無久皇神等能依奉故皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と見えて、この神等の幽界より厚く護らせ給ふに因り、天皇は谷蟻カハルヒの棲息する深山幽谷より、潮沫の至り留まる荒磯濱に至るまで、安けく平けく治し食すが故に、今年の祈年祭に當り、幣帛を奉りて、報謝の誠意を致し給ふ由を云へり。又歷朝の天皇、大嘗祭の次年に、八十島祭を行はせらる。嘉祥三年嘉祥三年に始まると云ふ。八十とは數の多きを云ひ、

祈年祭

八十島祭

倭大國魂神の由来

島は洲國の義にて、諸國の國魂神を祭り給ふなり。後世之を略して、攝津國難波津に壇を設けて、住吉神、大依羅神、垂水神、住道神等を祭るに過ぎざれど、延喜式江もとは諸國の國魂神に對し、その冥助に因りて大八洲を知し食すを以て、御代の初に、國々に使を遣はして、陳謝を致し給ひしなり。抄中さて以上述ぶる所は、皆諸國に鎮り坐して、國々を分け持ちて護り幸ひ給ふ神なるを、又この諸國の國魂神を統べて、皇國全體の國魂神となり給ふ神あり。大國主神の荒魂、日本大國魂神是なり。抑大國主命の、この國土全體の國魂の神と齋かれ給ふ謂はれば、初め伊弉諾尊、伊弉册尊二神、相議りて三貴子を生み給ひ、天照大御神をば天上に送り奉りて高天原を知らしめ、次に月神も天上に送りて、日神に並びて高天原を知らしめ、素盞鳴尊をして天下を知らしめ給ひき。書紀本書然るに素盞鳴尊は、後に御妣を慕ひまして、根國に往き坐し、に因り其子六世孫と大國主尊、前に父尊の委任され給ひし事業を、承け繼ぎて、國土の經營に力を盡し給へり。而してこの事は、初め大國主命、その兄神等の難を免れて、父尊の坐す根國に至り、その御女須勢理毘賣を娶



り、やがて父命の生大刀、生弓矢及び天詔琴を持ちて、根國を去り給はむと爲し、時、御父素戔嗚尊その後を追ひ來坐して、其汝所持之生大刀、生弓矢以而汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撿河之瀬、而意禮爲大國主神、爲宇都志國玉神、古事と詔りて給ひしに基けり。而して神の靈に和魂荒魂の別あり、荒魂は進取陽剛の徳、和魂は陰柔守成の徳を以て稱するが故に、大國主命の國土經營も、主として荒魂の御活きにより、大造の功を成し給へり。依りて此荒魂を倭國に祀りて倭大國魂神と稱へ、國土守護の神と崇め祀る。即ち大倭神社註進狀に、大倭神社在大和國山邊郡大倭邑、蓋出雲杵築大社之別宮也、傳聞、倭大國魂神者、大己貴神之荒魂、與和魂戮力一心經營天下之地、建得大造之績、在大倭豐秋津國、守國家、因以號曰倭大國魂神、亦曰大地主神、と見ゆるが如し。此の如く此の神は現世には國土經營の功を成し、神退り坐して後は、永く國土の守護神と成り給ふが故に、朝廷にも深くその神徳を畏み給ひて、歷朝皇祖大神の御靈と同じく、皇居の内に同殿共床して、齋き祀り給ひしが、崇神天皇六年、遷して倭の市磯邑大倭改曰に祀り給ふ。即ち崇神天皇六年紀に、百姓

流離或有背叛、其勢難以德治之、是以晨興夕惕、請罪神祇、先是天照大神、倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、略中亦以日本大國魂神、託淳名城入姬命、祭と見ゆるが如し。然るに天皇の御世は、國步艱難にして、容易に國內平安ならざりしかば、天皇厚く神祇を祀り、その御教を請ひ給ひしに、七年八月神誨ありて、大田根子命を以て大物主神命和魂を祭る神主と爲し、長尾市を以て倭大國魂神魂同上を祭る神主と爲さば、天下必ず泰平に赴きなむと教へ給ひしに依り、天皇即ち此の御教への如く爲し給ひしに、天下果して平安と爲りぬ。是れ大國主命の御靈和魂は皇室の守護神としての永く國家を守護し給ひ、國內に災厄ある時は、必ずその恩賴を施し給ふ事實なり。而して今云ふ倭大國魂神社は、日本とも大國魂とも申すが如く、大和一國の國魂神に有らで、日本全國の國魂神に坐すが故に、先に云へる生島足島神と重複するが如くなれども、生島足島神又生國足國は國々島々の國魂神を、一に總べ稱へて申す御名にて、是は大國主神の荒魂に坐して、彼の國々島々の國魂神を統べて



國土を守護し給ふ神なるが故に、自ら別なり。又次に擧ぐる諸國の國魂神の中には、後世由ありて、この倭大國魂神を移し祀れるも混れど、是を詳にするは、事長くして枝葉に渉るを以て、今は之を略きつ。

宇夫須那社

又我所生地の主神に坐して、その土地人民を守らせ給ふ神あり。その社を宇夫須那の社と謂ひ、その地に生産する者を宇夫子と云ふ。宇夫須那とは、日本書紀推古天皇三十二年條に、阿曇連阿部臣二人が言を載せて、葛城縣者元臣之本居也とありて、本居を宇夫須那と訓める如く、何處にても、我所生地ウツノカの稱なるを、その處を領主はき坐す神なるが故に、宇夫須那神と申し、その社を産社、生社、産土神社など云へり。言義は産住場なりとも、又爲産根なりとも云へり而して宇夫須那社といふことのものに見えたるは、塵添塔囊抄十に引く尾張國風土記に、尾洲葉栗郡若栗郷宇夫須那ノ社アリ、イホリヒメ盧入姫誕生産尾ノ地也、故ニ此號アリト云云と云へるもの、その初めなれど、盧入姫は景行天皇御宇の人なれば、此の稱號の疾く上古に起りしものなること知るべし。而してこの若栗郷に於ける宇夫須那の神社は、風土記に盧入姫の誕生地なるが故に、この號ありと

産土神と氏神  
産子と氏  
子との混同

云へば、この人一人の宇夫須那神社の如く聞ゆれど、後世京都の一區域の産土神なる賀茂社を以て、天皇の産土神と申し、江戸の一部分の産土神なる山王社を以て、將軍の産土神と稱する如く、若栗郷なる宇夫須那社も、もとその一郷の産土神なるを、その地に生れし盧入姫、著名なる人なりしが故に、この人の産土國と云ひ傳へたるなるべし。後世産土神を以て、一般に氏神と稱し、産子を氏子と稱するに至れり。その故は、元來、上古の氏族は、各一定の土地を有し、一族集團して、歴世その地に住居するが故に、一族の始祖を奉祀する神社は、一族の氏神なると共に、その地に產生したる人より云へば、産土神たり。況して氏神はその一族、及び一族の鎮有する土地の平安無事を守護し給ふ如く、産土神も吾所生地ウツノカの土地人民を守護し給ふが故に、祭祀の義理、極めて相似たる上に、中世以後、氏族の制度漸く紊るゝと共に、氏族益繁衍して、顯著なる二三氏族の外は、漸次その出自を忘失するに至りしより、終に氏神の産土神と爲り終せるあり、産土神の氏神と呼ぶるゝあり、氏子と産子と相混するに至れるものなれど、是等の沿革に因りても、産土神は氏神と同じ



山海水戸疫  
病鎮護の神

第二章 神及びその御靈 第二節 神の神徳由緒よりの種別  
三六  
く、郷邑の土地人民を護り坐す神なること知るべし。  
此の外、綿津見神及び住吉三神の海上を護り、大山津見神の山を護り、速秋津日子神、速秋津日女の神の水戸を護り、大物主神の疫病を鎮壓し給ふが如き皆國土の安全と、國家の福祉とを、護り幸へ給ふ神に坐せり。

(ハ) 産業の守護神

人世尤も重んずる所は、衣食住の三に在り。既に皇室及び國土の守護を以て、其神徳と爲し給ふ神祇ある時は、亦必ず産業の守護に任じ給ふ神無かる可からず。日本書紀一書に、保食神五穀と蠶と牛馬とを生し給ひし時、天照大神甚く喜ばして、是物は蒼生の食ひて活く可きものなりと詔り給ひ、粟稗麥、豆を以て陸田の種子と爲し、稻を以て水田の種子と爲し、因りて天邑君を定め、稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖え、又口裏に蠶を含みて、絲を紡ぐことを得て、是より養蠶の道始めて起れりと見ゆ。書紀又の二書に、種産蠶神、是等の物を生じ給ふと云へり。而して保食神、大宜津比賣神、稻魂神、御饌津神など申すは、皆豐受大神の別名にして、神祇譜圖、二十二社註、式、廣瀨神社緣起、古史傳、實に衣食の原由を爲して、之

保食神

其他神々の  
御神徳

を護り幸へ給ふ神に坐すが故に、皇御孫命天降り坐し、時、天照大御神鏡と共に、此大神の御靈をも副へ授け給ひしに依り、古事記、明文抄、引、日本書紀、隱日本紀、引、大倭本紀、倭姫命世紀、朝廷には常に天皇の御饌神として、之を宮中に齋ひ祭り給ひ、宮中八神、饌御神を、丹波國比治の眞奈井原より迎へて、度會の外宮に鎮齋し奉り、皇大神の朝夕の大御饌を仕へ奉らせ給ふと共に、五穀の豐饒及び養蠶の業を護らせ給へり。大和國城上郡卷向坐若御魂神社一名卷向神社、廣瀨郡廣瀨坐和加宇加乃賣神社と申す、官幣大社は皆豐受大神の別御靈に坐せり。又此大神を、延喜式大殿祭祀詞に、皇孫命乃天之御醫、日之御醫止造奉留瑞之御殿略、平氣、安久奉護留神御名乎、白久屋船久々能遲命、屋船豐宇氣姬命、登能美多麻御名、波乎奉稱利豆云々、云へるに依れば、この神また殿舎を護り、その工營の業をも幸へ給ふ神に坐して、目のあたり人の世に、衣食住の物資毫も闕くる所無きは、皆この大神の恵に因れり。又須佐之男神の御子、大年神は、風雨の難なく五穀の豐饒を護り給ふと、祈年祭條に謂ふが如し。又天照大神の天石窟



に隠り坐し、時、手置帆負命、彦狹知命二神、大峽小峽の材を伐りて瑞殿を造り、兼ねて御笠矛盾をも作り、天目一命は、種々の刀斧及び鐵鐸を作り、石凝姥神、鏡作氏は、天香山の金を採りて、日像の鏡を作り、天明玉神、玉作氏は、八坂瓊の曲玉を作り、天日鷲命、粟國部氏は、穀の木を殖ゑて木綿を作り、天羽槌雄神、倭文氏は、文布を織り、天棚機姫神は、神御衣を織り、長白羽神、織伊勢の麻は、麻を殖ゑて青和幣を作り、日本書紀古事給ひて、各その業の祖神と爲り、子孫世々之を傳へて朝廷に奉仕し、又素戔嗚尊は、新羅に渡り、種々の木種を持ち歸り給ひ、その御子五十猛命、大屋津姫命、楓津姫命と共に、力を戮せて之を大八洲の内に繁殖せしめ給ひき。この外、下に産業守護の神を祭れる神社として、擧ぐる神社の祭神は、各生民の爲に、産業を起し、世務を廣めて、永くその業務を護り幸ひ給ふに依りて、祭祀を享け給ふ神に坐せり。

### 其三 國家に功勞ある神

この種の神に於ては、其功勞の、國家全體に及び給ふものと、一地方に限られ

給ふるものとの差別あり。彼の大國主命の國土を經營し給ひ、經津主命、建御雷命の皇天二祖の勅命を奉じ、高天原より此土に降り、大國主命及び一族の諸神に、大義名分を説きて國土を奉還せしめ、又大國主命少彥名命二神の蒼生及び畜産の爲に、療病の方を定め、鳥獸昆虫の災異を攘はむが爲に、禁厭の法を定め給ひ、百姓今に至るまで、咸くその恩賴を蒙り、僧道鏡が驕僭不軌を謀るに當り、和氣公の一身の利害を忘れ、八幡大神の神教を宣して、皇緒を全くし、豊大閣の大亂を戡定して、遠く皇威を海外に輝し、が如き、何れもその功烈國家全般に及ぶものに非ざるは無し。故に嘉永四年三月、和氣清鷹公に神號神階を賜はりし時の口宣に、

輔世宿禰記 贈正三位民部卿和氣清鷹爲、人義烈、仕朝忠誠、忘身直言、全皇緒之功、詳國史、追思其奮勳、今宣崇護王大明神、授正一位、令作宣命位記、○中と見え、また明治元年閏四月、豊國神社御復興の御沙汰書に、

有功ヲ顯シ有罪ヲ罰ス、經國ノ大綱、況ヤ國家ニ大勳勞有之候者、表シテ顯スコト無之節ハ、何ヲ以テ天下ヲ勸勵可被遊哉、豊大閣側徹ニ起リ、一臂ヲ



攘テ天下之難ヲ定メ、上古列聖之御偉業ヲ繼述シ奉リ、皇威ヲ海外ニ宣ベ、數百年ノ後、猶彼ヲシテ寒心セシム。其國家ニ大勳勞アル、今古ニ超越スル者ト可申。抑、武臣國家ニ功アル、皆廟食其勞ニ酬ユ。當時朝廷既ニ神號ヲ追諡セラレ候處、不幸ニシテ天其家ニ祚セズ、一朝傾覆シ、源家康繼テ出、子孫相受ケ、其宗祠之宏壯、前古無比、豐大閣之大勳ヲ以テ、却テ晦没ニ委シ、其鬼、殆ト饒ントスルニ及候段、深歎思、召候折柄、今般朝憲復古、萬機一新之際、如此之廢典、舉ザル可カラズ。○中 依之新ニ祠宇ヲ造爲シ、其大勳偉烈ヲ表顯シ、萬世不朽ニ被爲垂度被仰出候。○下

とあり、その皇室及び國家に及ぼせる功勳顯著なるを以て、その有功を賞して四時祭祀を絶たず、以て英靈を無窮に慰藉せらるゝ御趣旨、極めて明なりと云ふべし。

功勞一地方に限らるゝ神

次にその御功勞の一地方に限られ給ふ神の例を舉れば、延喜式神名帳に、出雲國出雲郡美談神社とあるを、同國風土記に、  
美談郷郡家正北九里二百四十步、所造天下大神御子和加布都努志命、天地

初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐郷中、故云三太三神徳三年改三字美談一正倉

と云へり。即ち和加布都努志命は、大國主命の御田の長と爲りて、其地に農耕力業を開らき給ひし功績に依り、神社を設けて祭祀せしなり。また神名帳常陸國久慈郡に、長幡部神社あり、之を同國の風土記に見るに、

郡東七里、太田郷長幡部之社、古老曰、珠賣美萬命自天降時、爲織御服、從而降之、神名、綺日女命、本自筑紫國日向二神之峯、至三野國引津根之丘、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖多豆命、避自三野、遷于久慈、造立機殿、初織之、其所織服、自成衣裳、更無裁縫、謂之内幡、或曰、當織純時、輒爲人見、故閉屋扉、闔内而織、因名爲織強兵利劍、不得裁斷、今每年、別爲神調、而獻納之、

と見えたるは、長幡部の遠祖多豆命の、此地に居りて、機織の業を創め給ひしに依りて、その功績に報ゆるが爲に、祭祀を行へるなり。又神名帳丹波國桑田郡桑田神社の由緒を、大日本史神祇志に、

桑田神社、祀大山咋命、傳云、太古海潮汎濫國中、大已貴神率伴類八神、



來議治水之術、大山咋自身執鋤、鑿山巖、決水始爲平陸、國人祀鋤以爲神靈、  
社傳記羅山文集請田

とあるは大山咋神のこの地方に於ける御功績を追思し、更にその神徳に依りて、將來永く地方の繁榮を願はむが爲に、大山咋神の自ら用ゐ給ひし鋤を御靈實となして、祭祀せるものなること明なり。而して是等地方開拓の神の、その土人の爲に祭祀せられ、永く祀典を享け給ふもの、極めて多く、一々枚舉に暇あらず、今はたゞ見るに従うて、その二三を摘録するのみ。

### 第三項 神の御靈及び其の寄託

#### 第一節 御靈の種別及びその作用

神社は永久に涉りて、宇宙に遍滿し給ふ、天神地祇の御靈を祀る所なり。而して神の御靈は、其徳用に依りて分つ時は、和魂荒魂と云ひ、實に和魂の徳用を別ちて、幸魂奇魂とも云ふ。和魂荒魂の別は、

日本書紀九神 皇后則識神教有驗更祭祀神祇、  
略 既而神有誨曰、和魂服王

和魂荒魂の別

身而守壽命荒魂爲先鋒而導師船、  
略 中 即得神教而拜禮之、因以依網吾彦

男垂見爲祭神主、  
略 中 既而則擄荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船、

出雲風土記 宇安來郷、  
略 中 北海有毘賣埼、飛鳥淨御原、宇天皇武、御代、

甲戌七月十三日、語臣猪麿之女子、遙、  
略 中 遙字上件、埼、邂逅、和邇、所賊不歸、爾

時父猪麿所賊女子、斂毘賣埼、  
略 中 大發聲憤、號天踊地、行吟居嘆、晝夜辛苦、

然後與慷慨志、鷹箭銳鋒、  
略 中 撰便所居、即擄訴云、天神千五百萬、地祇千五百萬、並

當國靜坐三百九十九社、及海若等、  
略 中 大神之和魂者、靜而荒魂者、皆悉、依給猪麿

之所乞、良有神靈坐者、吾所傷助給、  
略 中 以此知神靈之所神者、爾時有須臾、而和邇

百餘、靜圍統一和邇、徐率依來、  
略 中 從於居下、不進不退、猶圍繞耳、爾時舉鋒而刃中

央一和邇殺捕已訖、然後百餘和邇解散、

など見ゆるが如し。神功皇后紀に見えたるは、住吉三神の和魂荒魂にして、その和魂は王船の鎮護となり、王身に添へて御壽命を護り、荒魂は進みて皇軍の先鋒となりて師船を導き、出雲風土記に見ゆる所も、天神地祇の和魂は悉く静りて、たゞ荒魂のみ、猪麿が身に添へて、勇威を振り興して、和邇を殺割



せしめの給ふとあれば、和魂に和平仁慈の徳あり、荒魂には勇猛進取の徳あること知るべし。

幸魂奇魂の別

又和魂の徳用を、更に分ちて幸魂奇魂と謂ふことは、

日本書紀神代一書曰中嘗大己貴命謂少彥名命曰吾等所造之國豈謂善成之乎少彥名命對曰或有所成或有不成略中其後少彥名命行至熊野之御碕遂適於常世鄉矣亦曰至淡島而凌粟莖者則彈渡而至常世鄉矣自後國中所未成者大己貴神獨能巡造遂到出雲國乃興言曰夫葦原中國本自荒芒至及磐石草木咸能強暴然吾已摧伏莫不和順遂因言今理此國唯吾一身而已其可與吾共理天下者蓋有之乎于時神光照海忽然有浮來者曰如吾不在者汝何能平此國乎由我在故汝得建其大造之績矣是時大己貴神問曰然則汝是誰耶對曰吾是汝之幸魂奇魂也大己貴神曰唯然適知汝是吾之幸魂奇魂今欲何處住耶對曰吾欲住於日本國之三諸山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也

とあるを、出雲國造神賀詞に、己命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛懸玉命

神魂の遊離

登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐とあれば、奇魂幸魂は、即ち和魂にして、和魂の徳用中、その身を守りて幸あらする方を幸魂と云ひ、神功皇后紀に和魂服類奇魂の徳を以て、難事を成し遂げしむるものを、奇魂と云ふ紀に、吾在故汝得建此大造之績こと知るべし。而して現身神の御霊は、神の御形の、現世に顯はれ坐す間は、常に御身の中府に鎮り、五體の主と爲ること素よりなれど、時にその御體を離れて、各別の行動を爲し給ふとあり。即ち上に擧ぐる大己貴命の場合の如き是なり。之を神魂の遊離と謂ふ。伊弉諾尊の其の妃神の御後を追ひて、黄泉國に往き、大國主命の御兄弟の難を免れて、御祖素戔嗚尊の坐す黄泉國に到り、其にまた現國に還り來まして、終に國土經營の業を成し給ひし如きも、皆その御霊の遊離の作用なるべし。而して神の御霊の遊離は、一時的にして永久ならずと雖も、神の現身既にこの世を避り給へば、御霊は、現身と離れて永久に存在し、且その神徳は、宇宙の間に遍滿して、際限無きが故に、その御霊は同一本體より、和魂にも荒魂にも、幾たびも分れておのゝ獨立したる一神格を爲し給ふ。今之を御霊の遊離に別ちて、その



分化と稱す。而して分化したる御霊は、獨立したる神を爲し給ふが故に、その神徳は和魂、又は荒魂の一部分を有し給ふに非ずして、全體の神徳を有し、之を鎮祭する由來、神名及び奉齋の場所等を異にす。例へば大國主命の出雲杵築の大社に鎮り坐すは、その本體にして、祭祀の由來は葦原中國を、皇御孫命に避り給ふと共に、正身は八十垌手に坐れて、御霊をこの社に留めて、幽界より皇室の御護りと爲り給ひしものなるに、この神また、その和魂を八咫鏡に取り拵けて、大和の三輪に齋ひ鎮めて、皇室の近き護り神と爲し、是を倭大物主櫛瓊玉命と申すこと、既に上に云ふが如し。然るにこの神の和魂は、更に分れて平安の宮中、及び大和國添上郡率川神社の別社に齋はれて、共に之を園神社と稱し、疫癘鎮厭の神に坐すこと、大倭神社注進狀、延喜式等に見ゆるが如し。又その荒魂も分れて、大和國山邊郡大倭邑に鎮り給ひて、之を大和神社と申し、國土鎮護の神に坐すこと、大倭神社注進狀に見ゆるが如し。以上は大國主神の本體より、第一次に分化したる和魂、荒魂の各一神格を成し、一社に齋はれ給ひし神なるが、更にその御霊の第二次の分化は、和魂大物

主神より、更に荒魂の分化し給ひし狹井神にて、延喜式名九神大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社、令義解に狹井神者、大神之龜御靈也と見ゆるもの是なり。今大國主神の御霊の分化を、圖解する時は次の如し。

神魂種別	神名	神徳	御靈寄託	社名	鎮座地
荒魂	大神荒御魂神	疫癘鎮厭	狹井神社	大和城上郡	
和魂	倭大物主櫛瓊玉命	皇室守護	鏡	大神神社	大和城上郡
大國主神	大物主神	疫癘鎮厭	園神社	宮中及大和率川神社別社	
荒魂	大國御魂神	國土守護	竣	大和神社	大和山邊郡
	亦名喜主神				

又是を天照皇大神、及び住吉三神の例に見るに、神功皇后新羅を征せむとして、先自ら齋宮に入りて、神主と爲り、武内宿禰をして琴を撫かきしめ、中臣鳥賊津使主を審神者と爲して、神教を請ひ給ひしに、神現はれいまして、自ら神風伊勢國之百傳度會縣之折鈴五十鈴宮所居神名撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命と教へ給ひき。是れ即ち天照大神の荒魂に坐せり。また同時に住吉三

大國主神御魂の分化

天照皇大神住吉三神の分化



神現はれ坐して、神教を垂れ、皇后遂に神誨の隨に、新羅を征し給ふに及び、和魂は王身に添へて御壽命を護り、荒魂は皇軍の先鋒と爲りて、師船を導き給ひしこと、上に謂ふが如し。かくて皇后新羅を征して、凱旋し給ふに及び、天照大神は我が荒魂は御心廣田國に居るべしと宣り給ひしかば、即ち其地に荒魂を齋ひ祭りて、之を攝津國武庫郡廣田神社と謂ひ、住吉大神は荒魂を穴門山田邑に、和魂を大津停名倉の長峽に祭らむとを教へ給ひしに依りて、各その處に齊ひ祀り給ふ。今長門國豊浦東上村に在る國幣中社住吉神社、及び攝津國住吉郡住吉に在る官幣大社住吉神社是なり。然るに天照大神の荒魂は、廣田神社に齊ひ祀る外に、伊勢の本宮の側に、荒祭宮として齋はれ給ひ、又釋日本本紀十二に引く土佐國風土記に土佐、高賀茂神社の祭神、葛城一言主神を、その氏人高賀茂朝臣田守等が、寶字八年に上奏して、葛城山東高宮岡の上に遷し祭りしに、その和魂は、なほ彼の國に留りて、今も土佐神社とし祭られ給ふが如き、和魂荒魂の、その本體より分化して、各處に祭祀せられ給ふ例證、枚擧に遑あらず。これその分化したる御霊は、各一神格を爲して、神

徳を完備し給ふが故なり。

## 第二節 御霊の寄託

神自ら御霊を物に寄託して祭るとあり

神の御霊は常に人の視聽に觸るゝものに非ざれど、神自ら是を有形の物に寄託して、祭祀し給ふことあり。即ち大國主命は、和魂を八咫鏡に取り託けて、大神の社に、荒魂を八咫瓊に取り託けて、大和神社に齋ひ鎮め給ふこと、既に謂ふが如く、又皇御孫命降臨の時、天照皇大神三種神器を授け給ひて、特に神鏡に對しては、

古事記上此之鏡者、專爲我御魂、如拜吾前、伊都岐奉

と宣り給ひしは、大神の御魂を、この神鏡に取り託けて賜はれるものなるが故に、この御鏡を以て、直に大神とも指し申しゝこと、日本書紀一書に、於是日、神方開磐戶而出焉、是時以鏡入其石窟云云、此即伊勢崇秘之大神也、また古事記上に、於是副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡、及草那藝劍、亦常世思金神、手力男神、天



第二章 神及びその御靈 第二節 御靈の寄託  
五〇  
石門別神而詔者此之鏡者專爲我御魂而云云次思金神者取持前事爲政此二柱神者拜祭佐久斯侶伊須受能宮とあるも其一柱は寶鏡を以て直に神と指せるものなること上の書紀一書の文と同じ。又神靈の寄託物を御靈形とも神體とも云ふこと皇太神宮儀式帳に同殿坐神二柱坐左方稱手力雄神御靈形弓坐大倭神社註進狀に傳聞倭大國魂神者大己貴神荒魂以八尺瓊爲神體また相殿神二座八千弋神御歲神傳聞八千弋神者大己貴命以廣矛爲杖爲撥平豐葦原中國之邪鬼是時大己貴神號曰八千弋神云云其矛亦上古在天皇大殿之内其藏齋爲八千弋神體とあるが如し。

### 第三章 神社及び其種別

#### 第一項 神社

神祇を奉齋するには、殿舎を設くるものと、然らざるものとあり。殿舎を設けざるものは、上古の神籬又は磐境の類にして、大和の大神神社の如きも、後世は、社殿を設けず。其他の神社に至りては、後世多く社殿を設く。社字訓みてヤシロと云ふ。ヤシロは屋代の義にて、神籬又は磐境を以て宮殿に代へしが故に、この稱ありと云へり。又之を宮と謂ふは、御屋にして、奉齋の殿舎に就きて謂ふものなれば、殿舎なき神祇の齋場には、宮と云ふ可らず。神社の殿舎を有するものは、多く殿舎内に神座を設け、御靈實を奉安す。神籬磐境の如き殿舎無き齋場に於ても、常磐木等を樹て、神靈の憑り給ふ所と爲し、なるべく、後世、室内庭上等に神を祭るに、神木を机上に奉安して、神座と爲すは、その遺風なりと云へり。神社の構造には、この外、種々の設備を施



すものありと雖も、畢竟齋場を設けて、神靈の鎮り坐す所と爲し、祭儀を行ひて、衆庶の崇敬歸嚮する所なり。

伊勢大神宮は諸社の上首に坐して、その待遇古來他の神社に異り、諸國の神社は、その社格に依りて別つ時は、官幣社、國幣社、及び府社、縣社、郷社、村社、無格社等に分れ、祭神の神徳、及び鎮座の由緒等に依りて分つ時は、祖先の神を祭る神社、國家の守護神を祭る神社、國家に功烈ありし神を祭る神社等に分れ、社殿及び境内は官有物にして、職員は官吏若くはその待遇を受け、幣帛神饌料の供進、經費支出の方法等、社格に依りて差異ありと雖も、その祭祀及び經營は、國家及び公共の事業にして、個人の私營にかゝるものに非ざること、次章に云ふが如し。

## 第二項 神社の種別

### 第一節 社格に依る種別

何社格とは如何

社格とは神社の格式にして、之に依りて國家の神社に對する待遇を異にす

天社國社

大中小社

官國幣社

るを云ふ。崇神天皇七年に、定天社國社、及神地神戶日本書紀とあるは、神社に社格を置かれたる初めと爲す。天社は、古事記に天神之社天孫御代に作る。即ち天に坐す神、及び天より此國に降り坐し、神を齋ひ祭れる神社を云ひ、國社は、同書に、地祇之社クニツカミノヤシロに作る。即ちこの國土に生れ坐せる神を齋ひ祭れる神社をいふ。書紀に天社國社を定むとあるは、當時、諸國に散在したる神社を、天社國社の二種に分ち、その社格に依りて、神地神戶をも定め置かれたるなるべし。神地は後世の神領にて、神戶は神領に付ける民戸なり。其後神社の數益増加するに及び、社格を大中小社の三等に分たれしこと、

法曹至要抄上一毀燒神社事、衛禁律大社、條疏云、賊盜律云、毀大社者遠流、不顯中社小社罪、若毀中社者、減三等處、徒二年、小社者又減三等處、杖一百、と見え、なほ同書の案文に據れば、大社は伊勢大神宮、八幡宮、中社は賀茂、住吉神社等の類にして、爾餘は皆小社なりと云へり。延喜式神名帳に載する官社の數、總べて三千一百卅二座あり。悉く新年祭の官幣に預る。而して其社格を分ちて、大小の二等と爲し、官幣社あり、國幣社あり、大社の數は四百九



十二座にして、餘は悉く小社と爲す。大社の内、神祇官案上の官幣に預る神社三百四座、官幣大社國司の祭る所一百八十八座、國幣大社小社の數二千六百卅座の内、神祇官案下の官幣に預る神社四百卅三座、官幣小社國司祭る所の神二千二百七座、官幣小社あり。明治維新に至り、四年五月十四日大政官布告を以て、神社の社格を改定し、神祇官の管轄に屬するものを官社、地方官の管轄に屬するものを諸社と云ひ、官社にして神祇官の祭るものを官幣社、地方官の祭るものを國幣社と爲し、更に官國幣社共に、之を大中小の三等に分ち、賀茂別當神社以下二十九社を官幣大社に、八坂神社以下六社を官幣中社に、官幣小社敢國神社以下四十五社を國幣中社に、國幣大社砥鹿神社以下十三社を國幣小社と指定し、更に明治五年正月、札幌神社を官幣小社に列し、又同年別格官幣社を設けて、湊川神社を之に指定せられたり。官社以外の諸社は、之を府社、藩社、廢藩と共に縣社以上府藩縣之を廢す郷社、郷邑産と定め、更に四年七月太政官達を以て、郷社定則を發布し、戶籍一區中に一社を郷社と爲し、以外の神社を村社として、之に附屬せしめられたり。爾來、官社中その社格の異動せるもの甚多

く、大正三年六月末内務省の調査に依れば、

- 官幣大社 四九社
- 官幣中社 二五社
- 官幣小社 三社
- 別格官幣社 二三社
- 國幣中社 四八社
- 國幣小社 二四社

計百七十二社

あり又官國幣社以外の諸社は、近時政府の合祀獎勵に因りて、著しくその數を減じ、同上の調査に依れば、その數左の如し。

- 府縣社 六〇一社
- 郷社 三四五二社
- 村社 四五六八〇社
- 無格社 七二七〇〇社



計一二二、四三三社

而して、是等の神社は、其社格に依りて、政府の待遇に等差あり。その事は神社の制度篇に於て詳にすべし。

第二節 祭神の神徳由緒に依る種別

天神地祇は、その神徳由緒等に依りて分つ時は、祖先の神、國家の守護神、國家に功烈ありし神等に區別し奉るべきと、既に上に述ぶるが如し。然れば、是等の神祇を祭神として、祭祀を行ふ神社も、その祭神の神徳由緒等に依りて分類する時は、亦自らこの三種類に區別する事を得べし。今延喜式神名帳に載する神社、及び現今官國幣社に列せらるゝ神社に就きて、之を上述の三種類に分類せむとするに、是等神社の多數は、數百千年の沿革を経て、古來著名の神社と雖も、その祭神、及び鎮祭の由緒を詳にせざるものあり。或はその祭神は、一神にして國家の守護神と、氏族の祖神とを兼ね、或は國家に功烈

三種に分つを得

分類の至難

ありし神にして、産業の守護神たる神徳を兼ね給ふ等ありて、劃然之を一方に區別すること至難なるものあり。故に、今次に掲ぐる所のものは、單に分類の一例として、歴史上著名の神社を挙げ、神徳由緒の相混するものは、その重き方を採りて分類を爲せり。但し爾餘の神社と雖も、その祭神及び鎮祭の由緒を詳にしたる後、この分類に對照せば、自ら適合する所あるべきなり。

其一 祖先の神を祭る神社

(イ) 皇室及び國家の祖神を祭る神社

宮社名	祭神	神徳及由緒	鎮座地
天照皇大神宮	天照皇大神	皇室及び國家の大祖	伊勢、度會、宇治山田 <small>市町村</small>
日前國懸神宮	同	上	紀伊、名草、宮、
荒祭宮	天照皇大神荒御魂		伊勢、度會、宇治山田

第三章 神社及び其種別 イ 皇室及び國家の祖神を祭る神社



廣田神社	伊弉諾神社	多賀神社	伊弉諾宮	伊弉册宮	伊弉册宮同荒御魂宮	霧島宮	新田宮	鹿兒島宮	鶴戸宮	宮崎宮	檀原宮
天皇皇大神荒御魂 櫛賀木 嚴之御魂天疎向津媛命	伊弉諾尊	同	伊弉册尊同荒御魂	伊弉册尊同荒御魂	天津彦彦火瓊杵尊	同	天津日高彥穗々出見尊	鷓鴣草葺不合尊	神日本磐余彥尊	同	同

(ロ) 氏族の祖神を祭る神社

山城、武庫、廣田、淡路、津名、多賀、近江、犬上、多賀、伊勢、度會、四郷、同、同	大隅、始良、東襲山、薩摩、薩摩、宮内、同、同、西國分	日向、南那珂、鶴戸、同、宮崎、大宮、大和、高市、白檀、
---	----------------------------	-----------------------------

宮社名	阿刀神社	平野神社	梅宮神社	伴野神社	小野神社	小野神社	小野神社	水主神社	枚岡神社	春日神社	大原野神社	吉田神社	矢田座久志玉比古神社
祭神	味饒田命	今木神久度神 古開	神比咩神 酒解子神	大若子神 小若子神	同	同	同	天兒屋命 伊波比主神 比賣神	同	同	同	同	同
神德及由緒	阿刀宿禰祖神 大江氏和氏平氏源氏の氏神	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鎮座地	山城、葛野、池浦、同、同、平野、同、同、西梅津、同、同、龍安寺、同、同、愛宕、高野、同、同、滋賀、小野、近江、長岡、小野、土佐、山城、綴喜、水主、山城、綴喜、水主、河内、河内、出雲井、大和、添上、奈良、山城、乙訓、大原野、京都、神樂岡、大和、添下、矢田、												

第三章 神社及び其種別

氏族の祖神を祭る神社



平群神社	平郡座紀氏神社	殖栗神社	曳田神社	宗我座宗我都比古神社	石座多豆玉神社	當麻都比古神社	宇智神社	久米御縣神社	多座彌志理都比古神社	子部神社	石上座布留御魂神社	天湯川田神社	玉祖神社
武内宿禰	天兒屋命	大己貴命	宗我比古賣命	多豆玉命	麻呂古王命	彦太忍信命	神皇產靈命	八井耳命	同	同	布都御魂之劍	天湯河板舉命	櫛明玉命
平郡朝臣祖神	紀朝臣祖神	中臣殖栗連祖神	引田公祖神	蘇我臣祖神	爪工連祖神	當麻真人祖神	內臣祖神	久米直祖神	多臣祖神	小子部連祖神	物部連祖神	鳥取造祖神	玉祖宿禰祖神
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平群、西宮	同上莊	城上、殖栗	同、白川	城下、曾我	葛下、三倉堂	同、當麻	宇智、今井	高市、久米	十市、多	同、飯高	同、山邊、布留	河内、大縣、高井田	高安、神立

栗原神社	志貴縣主神社	大津神社	狹山神社	酒屋神社	大鳥神社	山直神社	日根神社	野見神社	垂水神社	敢國神社	置染神社	多奈閉神社	猪名部神社	
天兒屋根命	神八井耳命	天兒屋根命	同	同	同	天穗日命	新羅國使主命	億斯富國使主命	野見宿禰命	豐城入彦命	敢國津彦命	阿居太都命	天日鷲命	饒速日命
中臣栗原連祖神	志貴縣主祖神	津山連祖神	狹山連祖神	中臣酒屋連祖神	大鳥連祖神	山直祖神	日根造祖神	日根造祖神	土師連祖神	垂水公祖神	阿閉臣祖神	置染連祖神	田邊宿禰祖神	猪名部造祖神
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
河内、吉原	志紀、國府	丹比、丹下宮	同、狹山	同、三宅	和泉、泉北、大鳥	和泉、内畑	同、日根、日根野	攝津、島上、上田邊	同、豐島、垂水	伊賀、阿拜、一宮	伊勢、安濃、産科	同、員辨、田邊	同	北大社



建部	長幡	健田	二荒山	安房	秩父	氷川	野見	尾張	真清	内浦	石作	太神	桑名
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
稻依	綺日	武淳	豐城	天太	知々	奇稻	大己	野見	天香	天火	建稻	建真	神八
別	女	別	入彦	玉彦	夫彦	田姫	宿禰	山命	明命	種命	利根	八耳	久之
王	命	命	命	命	命	尊	尊	命	命	命	命	命	比命
建部	長幡	竹田	神上	安房	秩父	武藏	土師	同	同	尾張	石作	多臣	桑名
君	部	臣	野君	忌部	國造	國造	連	上	上	連	連	祖	首祖
神	神	神	下野	氏祖	祖	祖	祖	神	神	祖	祖	神	神
近江	常陸	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
滋賀	久慈	都賀	河内	安房	秩父	足立	參河	中島	山田	春日	石作	尾張	桑名
領	今幡	小埜	宇都宮	太神宮	大宮	大宮	能見	一宮	小針	内津	石作	於保	桑名

味知	三國	石田	角鹿	羽咋	能登	越智	氷鏡	布勢	水無	川術	沙貴	御上	水口
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
大彦	意富	五十	建功	石撞	大入	饒速	宇都	大彦	火明	天湯	天彦	天影	大水
命	王	命	命	命	命	命	命	命	命	命	命	命	宿禰
道公	三國	石田	角鹿	羽咋	能登	越智	安曇	布勢	飛驒	鳥取	狹城	凡河	穗積
祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖	祖
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石川	坂北	丹生	越前	能登	若狹	同	同	信濃	飛驒	同	同	同	同
下安江	三國	石田	敦賀	羽咋	三方	高井	下水	更級	大野	菅尾	蒲生	野洲	水口



射水神社	布勢神社	物部神社	三宅神社	青海神社	伊加良志神社	楯縫神社	物部神社	竹野神社	佐々貴神社	楯縫神社	海野神社	鷹野神社	服部神社
建内宿禰	大産命	宇麻志麻治命	波多武日子命	椎根津彦大國魂神	五十日帶日子王	狹狹知命	宇麻志麻治命	建豐波豆羅和氣王	大産命	大産命	建田背命	建田背命	建田背命
伊弉諾國造祖神	布勢朝臣氏神	物部連祖神	三宅人及越國造祖神	青海首祖神	春日山君、高志池君、春日部君祖神	楯縫氏祖神	物部連祖神	丹波竹野別祖神	佐々貴山君祖神	丹波楯縫氏祖神	但馬國造及竹野君祖神	但馬國造及竹野君祖神	但馬國造及竹野君祖神
越中、射水、高岡、	同 同 圓山、	越後、頸城、武士、	同 古志、妙見、	同 南蒲原、賀茂、	同 同 飯田、	丹波、水上、長見、	丹後、與謝、石川、	同 竹野、竹野宮	但馬、出石、佐々木	同 氣多、多々野屋	同 城崎、小島、	同 美舍、竹野、	因幡、岩井、海士、

自甚神社	天穗日命神社	物部神社	海野神社	揖保坐天照神社	石城神社	玉祖神社	鳴部神社	忌部神社	野間神社	伊豫神社	坂本神社	阿蘇神社	雷命神社
建比良鳥命	天穗日命	宇麻志麻治命	綿津見神	天照國照天火明神	天津彦根命	玉祖命	狹狹知命	天日鷲命	飽速玉命	伊與主命	葛城瓊津彥命	建磐龍神	雷命
自甚國造祖神	出雲國造祖神	物部連祖神	阿曇連祖神	五百木連祖神	周防國造石城國造祖神	玉祖連祖神	紀伊忌部祖神	阿波忌部首祖神	怒麻國造祖神	久味國造祖神	坂本朝臣祖神	阿蘇國造氏神	對馬直祖神
出雲、出雲、伊自見	同 能義、吉佐、	石見、安濃、河合、	隱岐、知夫、多澤、	播磨、揖保、上伊勢	周防、熊毛、呼坂、	同 佐婆、大崎、	紀伊、名草、鳴神、	阿波、麻殖、德島、	伊豫、野間、神宮、	同 伊豫、神崎、	土佐、安藝、室殿、	肥後、阿蘇、富地、	對馬、下縣、豆酸、



阿麻氏留神社	天日神命	對馬縣主祖神	對馬、下縣、小船越
太祝詞神社	天兒屋命	伊岐卜部祖神	同 同 佐須、

其二 皇室及び國家の守護神を祭る神社

(イ) 皇室の守護神を祭る神社

宮社名	祭神	神德及由緒	鎮座地
御巫祭神 八座	神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮實神、伊弉諾神、伊弉册神、伊弉册命、伊弉册尊	宇宙の元神として萬物を化育し天皇の大御身と實神の無窮とを守護し奉る	宮中神祇官西院
生島巫祭神 二座	生島神、足島神	大八洲の靈にして天皇に國土を平安に知らしめ奉る	同 同 上
座摩巫祭神 五座	生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神	大宮地守護	同 同 上
御門巫祭神 八座	櫛石窓神、豐石窓神	宮城守護	同 同 上
園神 社	大物主神	皇室守護	宮中宮内省

韓社	神	社	祭神	神德及由緒	鎮座地
高鴨味須岐高彥根神	味須岐高彥根神	同	同	同	大和葛上、神道寺
大社	倭大物主櫛穗玉命	同	同	同	磯城、三輪、
卷向坐若御魂神社	和久産巢日神	同	同	同	同 卷向檜原
高市御縣坐鴨事代主神社	八重事代主神	同	同	同	同 高市、雲梯、
飛鳥坐神社	賀夜奈流美神外三神	同	同	同	同 飛鳥、
加夜奈留美命神社	加夜奈留美神	同	同	同	同 雲梯、

(ロ) 國土の守護神を祭る神社

宮社名	祭神	神德及由緒	鎮座地
生島足島神社	生島神、足島神	大八洲之靈	信濃、小縣、下郷
生國魂神社	同	同	攝津、東生、西高津
大和神	大國御魂神及八千戈神	國土全體の守護神	大和、山邊、新泉、
賀茂別雷神社	別雷神命	王城の鎮守	山城、愛宕、上加茂



第三章 神社及び其種別 口 國土の守護神を祭る神社

賀茂御祖神社  
 日吉神社  
 生國神社  
 國玉神社  
 河内國魂神社  
 度會大國魂比賣神社  
 大國玉神社  
 國玉神社  
 尾張大國靈神社  
 淡海國玉神社  
 國玉命神社  
 國玉命神社  
 大國魂神社  
 大國玉神社

王依姫命  
 賀茂建角身命  
 大山咋神

王城の鎮守  
 東都の鎮守  
以下諸國の國魂神にして  
 その土地を守護し給ふ

山城、愛宕、下加茂  
 東京、麴町、永田町  
 和泉、大鳥、  
 同日根、深日、  
 河内、菟原、  
 伊勢、度會、宇治山田  
 同 飯野、六根、  
 尾張、海東、未詳、  
 同 中島、國府宮  
 遠江、磐田、見附、  
 伊豆、君澤、戶田、  
 同 同 阿良里  
 武藏、多摩、府中、  
 常陸、眞壁、大國玉

大國魂神社  
 大國魂神社  
 岩木山神社  
 能登生國魂比古神社  
 大和坐大國魂神社  
 倭大國玉神  
 大國敷神社  
 大國玉神社  
 島大國魂神社  
 島大國魂神御子神社  
 熱田神宮  
 宗像神社  
 田島神社  
 宮崎宮  
 香椎宮

顯國玉神外二神

草薙劍  
市杵島姫命 田心姫命  
 湍津姫命

東海の守護  
 西海の邊要を守護す  
 同 上  
 同 上  
 同 上

上野、佐井、下淵名  
 陸奥、磐前、菅波、  
 同 中津輕、岩木山  
 能登、能登、明神野  
 淡路、三原、八太、  
 阿波、美馬、未詳、  
 壹岐、石田、川村、  
 對馬、上縣、豐、  
 同 同 佐須奈  
 尾張、熱田、  
 筑前、宗像、田島、  
 肥前、東松浦、加部島  
 筑前、那珂、宮崎、  
 同 糟屋、香椎、

第三章 神社及び其種別 口 國土の守護神を祭る神社















貫前神社	鹿島神社	鹽釜神社	八咫鳥神社	阿射加神社	燒津神社	草薙神社	久佐奈岐神社	伊佐須美神社	都々古別神社	古四王神社	伊夜日子神社	御崎神社	吉備津彦神社
經津主神	建甕槌神	經津主神 鹽土老翁大神 武甕槌神	鴨建角身神	猿田彦大神	日本武尊	同	同	大彥命 建沼河別命	同	建甕槌命 大彥命	天香語山命	淤美豆奴命	吉備津彦命
葦原中國を定む	同	同	神武天皇東征の時皇軍を 嚮導す	天孫降臨の時嚮導し奉る	東國開拓	同	同	東北地方開拓	同	北陸地方開拓	北陸地方開拓	地方開拓	同
上野、甘樂、一宮、 常陸、鹿島、鹿島、 陸前、宮城、鹽釜、 大和、宇陀、鷹塚、 伊勢、壹志、阿坂、 遠江、益頭、燒津、 同 有度、草薙、 同 盧原、草薙、 岩代、大沼、高田、 磐城、東白川、棚倉、 羽後、南秋田、寺内、 越後、西蒲原、彌彦、 出雲、出雲、日御崎 備中、賀陽、吉備中山													

丹生都比賣神社	竈山神社	鎌倉宮	井伊谷神社	八代宮	北野神社	太宰府神社	金崎宮	談山神社	護王神社	小御門神社	菊地神社	湊川神社	名和神社
丹生津比賣命	五瀬命	護良親王	宗良親王	懷良親王	菅原道真公	同	尊良親王 恒良親王	藤原鎌足公	和氣清麿公	藤原師賢公	菊地武時朝臣	楠正成朝臣	名和長年朝臣

神功皇后新羅征服の業を  
助け給ふ  
神武天皇東征の業を  
助け給ふ  
以下皇室及國家に對  
する功勞

紀伊、伊都、天野、  
常陸、名草、三田、  
相摸、鎌倉、  
遠江、引佐、井伊谷  
肥後、八代、八代、  
京都、上京、馬喰、  
筑前、筑紫、太宰府  
越前、敦賀、敦賀、  
大和、十市、多武峯  
京都、上京、櫻鶴園町  
下總、香取、小御門  
肥後、菊池、隈府、  
攝津、神戸、  
伯耆、西伯、名和、



靖國神社	四條畷神社	梨木神社	靈山神社	照國神社	常磐神社	東照宮	東照宮	豐國神社	建勳神社	豐榮神社	結城神社	藤島神社	阿部野神社
明治維新前後殉國者	楠正行朝臣	藤原實滿公	源親房 源顯信 源守親	源齊彬	源光圀 源齊昭	同	源家康朝臣	豐臣秀吉朝臣	平信長朝臣	大江元就朝臣	結城宗廣朝臣	源義貞朝臣	北畠顯家卿

攝津、東成、住吉、  
越前、吉田、西藤島、  
伊勢、津、  
周防、吉敷、上宇野令  
山城、愛宕、大宮、  
京都、下京、茶屋町  
下野、上都賀、日光、  
駿河、安倍、久能、  
常陸、水戸、  
薩摩、鹿兒島、  
岩代、伊達、靈山、  
京都、上京、染殿、  
河内、北河内、甲可  
東京、麴町、富士見町

上杉神社 上杉謙信  
尾山神社 前田利家

羽前、米澤、  
加賀、金澤、

本表は延喜式神名帳及び其の考證類を参照して作製せり。而して祭神の神名は、多く各社の傳ふる所に從へるが故に、同一神名の二様に出でたるあり。例へば、風神は龍田神社にて、天之御柱神、國之御柱神と申し、神宮別宮の風宮にては、級長津彦神、級長戸邊神と申すが如し。又各神社の鎮座地は、官國幣社はその一覽表に、その他は神祇志料の記載に從へり。



### 第四章 祭典の趣旨と儀式

#### 第一項 祭典の種類

祭祀の意義

神社は神祇の御霊を奉齋して、祭祀を行ふ所なり。而して神祇の祭祀は神靈嚴存し、恭敬の意を盡して之に奉仕する時は、神靈こゝに來格して、必ず之を享け給ふと信じて、始めてその意義を存す。神社に於ける祭典の種類甚多しと雖も、其趣旨とする所、皇室及び國家の安寧幸福を祈求し、及び其恩賴に對して、報謝の誠意を致すに外ならず。これ禮記郊特牲に、祭、有祈焉、有報焉と謂へるものに似て、東西人類の神祇に對する思想の、大差無きを知るべきなり。但し風土異なれば、人情亦自ら同じからざるが故に、各祭典の起源、趣旨等に至りては、彼此全く相同じからざるものあるは、固よりその所なり。今皇室祭祀令、及び其他の皇室令、神宮祭祀令、官國幣社以下神社祭祀令等に、擧ぐる祭典の重なるものを、其趣旨に就きて分類する時は、凡そ次の如し。

趣旨によりての分類

其一 皇室又は國家の安寧幸福を祈求する祭典

- 祈年祭
- 例祭
- 歲旦祭
- 元始祭
- 紀元節祭
- 天長節祭
- 鎮魂祭
- 神殿祭
- 風日祈祭

其二 神祇の加護に對して報賽の誠意を致す祭典

- 大嘗祭
- 登極令第十二條の祭典
- 神嘗祭
- 新嘗祭



月次祭

神武天皇祭

皇靈祭

其三 皇室又は國家に重大の事ある時之を神祇に奉告し併せて其加護を祈求する祭典

皇室祭祀令第十九條の祭典

登極令第十六條皇室親族令第十八條の祭典

登極令第七條皇室親族令第八條立儲令第三條皇室成年令第三條の祭典

其四 汚穢を解除する爲に行ふ式典

次に是等祭典の起原及び趣旨に就きて、その概要を説明すべし。

## 第二項 祭典の趣旨

### 第一節 皇室又は國家の安寧幸福を

#### 祈求する祭典

祈年祭

廣瀨大忌祭  
龍田風神祭

祈年祭は皇室祭祀令小祭と爲し、二月十七日、賢所、皇

其の起因

靈殿、神殿に於て行はる。神宮祭祀令大祭と爲し、二月十六日豊受大神宮に、十七日皇大神宮に、勅使參向して、祭典を行はる。官國幣社以下神社祭祀令また大祭となす。謹みて案するに、太古、天照皇大神五穀の種子を獲給ひ、此物は蒼生の食ひて活可きものなりと詔して、粟、稗、麥、豆を畠に、稻を水田に殖ゑて之を生し立て、其新穀成熟するに及びて、自ら新嘗聞食し給ひ、尋で皇御孫命降臨の時に當り、その高天原に聞食し、齋庭の稻穂を以て、吾御兒に任せ奉ると詔して、之を授け給ひき。日本書紀一書故に、皇御孫命天降りて日向高千穗宮に坐し、時より、耕種の業を以て、皇祖大神御委任の一として之を重んじ給ひ、其豊熟を天神地祇に祈り、收穫の期に及びては、先づ新穀を神祇に



第四章 祭典の趣旨と儀式 第一節 皇室又は國家の安寧幸福を祈求する祭典  
八四  
進めて、報賽の誠を致し、また親ら之を聞食し給ふ。これ祈年祭及び新嘗祭の起因なり。而して、祈年祭の班幣に與り給ふ天社國社の數、延喜式四時に載する所、凡べて三千一百三十二座、内神祇官に於て祭る所七百三十七座案の幣帛に與る大社三百四座、案下にして、毎年二月四日、諸社の祝を神祇官に召集して、供進の幣帛を班つと共に、各社につきて奏讀すべき祝詞を宣示せらる。其辭は、

延喜式卷八 祈年祭

高天原爾神留坐皇睦神漏岐命神漏瀰命以天社國社登稱辭竟奉皇神等能  
前爾白久今年二月爾御年初將賜登爲而宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登爾稱  
辭竟奉久

と見ゆ。即ちまづ初に、諸國に天社國社と崇め齋ひ奉る神社は、悉く皇天二祖神漏岐命の勅命に依りて祭祀する所なるを云ひ、次に今年二月爾御年初將賜登爲とある御年は、年穀の義にして、初將賜登とは、その耕作の業を初めむとするを云ふ。稻穀の耕作は、固より農夫の業なれど、前に謂へるが如

く、皇祖大神、齋庭の稻穂を以て、皇御孫命に任せ給ふに依りて、畏くも、天皇自ら其業を御身に負ひ坐して、今その作業を初めむとするに當り、天神地祇に幣帛を奉り、畏くも御親らその豐熟を祈り給ふなり。而して是等三千一百餘座の神社は、皆前章に云ふが如く、國家人民を守護し給ふ神祇を祭るが故に、國民の爲に、今その冥助を祈り給ふものなれど、なほその中にも、わきて年穀の豐饒を守護するを以て、本來の功德と爲し給ふ神あり、即ち大歲神、若年神、若宇加能賣神等是なり。因りて祈年祭には、この神等を御年神として、鄭重に祭らせられ、特に若宇加能賣神の鎮り座す、大和の廣瀬神社には、別に年穀の豐饒を祈る祭を行はせられて、是を廣瀬大忌祭と云ふ。又年穀の豐饒は、風雨の順適に基くが故に、大和國立田に鎮り座す風神を祭りて、天下の百姓の作りと作る物を、悪しき風、荒き水に逢はせず、繁り榮えしめ給はむことを祈らせられ、これを龍田風神祭と謂ふ。此の如く、年穀の豐熟を祈る爲に、鄭重を盡さるゝ所以は、既に云ふが如くなるが、なほ三善清行意見封事の中に、一應消水旱求豐饒事、右臣伏以、國以民爲天、民以食爲天、無民何據、無食何資、



然則安民之道、足食之要、唯在水旱無殄、年穀有登也。故朝家毎年二月四日、六月十一日、於神祇官立祈年月次之祭、嚴加齋肅、遍禱神祇、乞其豐熟、致其報賽、と云へるも、能くその趣旨を明にせりと云ふべし。

幣帛神饌料  
供進の次第

現今の制、神宮には宮内省より幣帛神饌料を獻ぜられ、勅使之を奉じて參向し、御祭文を奏す。官國幣社には宮内省より幣帛神饌料を供進せられ、地方長官供進使として、社頭に參向す。府縣社には府縣、郷村社には郡市町村より、幣帛神饌料を獻じ、縣郡吏若くは市町村吏、供進使として參向し、神職と共に祭儀を行ひ、神職の長官祝詞を奏す。

例祭

例祭 官國幣社以下神社祭祀令に大祭と爲す。明治八年撰修の神社祭祀令に、年中祭祀の中、大祭一度を以て例祭と爲すとあり。各神社の祭典中、其神社に最も由緒深き祭典一祭を選び、國家より神饌幣帛料を供進し、寶祚の無窮、國家民人の安寧幸福を祈願せしめらるゝなり。故に其幣帛神饌料は、官國幣社にありては國庫、府縣社以下にありては府縣郡市町村より供進し、府縣の長官又は郡市町村長、供進使として參向し、祭儀を行ふ。

歳旦祭

歳旦祭 皇室祭祀令小祭と爲し、神宮祭祀令、神社祭祀令共に中祭と爲す。

歳旦は年の始め日の始なるが故に、宮中に於ては賢所、皇靈殿、神殿に於て、各神社に於ては各その社頭に於て、先づ寶祚の無窮と、國內平安にして、國威の益發揚せむことを祈るなり。神宮明治祭祀令祝詞、官國幣社以下神社祭祀令祝詞按ずるに、賢所に於て、

毎月朔日、祭典を行はるゝことは、其由來久しく、或は寛平年中に始まると云へり。禁秘抄江次、第公事根源明治以後、皇靈殿、神殿に於ても、同時に此御祭典を行はる

るは、初め明治天皇御東幸の後、神祇官を置き、八神を鎮齋し給ひし時、併せて御歴代の皇靈を、御親祭あらせられ、明治四年、皇靈を賢所に遷し奉り、三殿合一の姿となり給ふに依り、古來傳はりたる賢所の御祭典を、他の二殿にも行ひ給ふなりと云ふ。明治年中行事

元始祭

元始祭 毎年一月三日に行はる。皇室祭祀令に大祭と爲し、神宮祭祀令、

元始の出處

官國幣社以下祭祀令には、共に中祭と爲す。當日宮中には賢所、皇靈殿、神殿に於て御親祭あり。皇后陛下、皇太子、皇太子妃兩殿下の御拜を始め、親王大以下以下の拜禮あり。元始の文字は、古事記の序文に、元始、綿邈、賴先聖而察生



元始祭の由來

神立<sup>ヲテユヒシ</sup>人之世<sup>ヲ</sup>と曰へる語より出でて、明治五年の正月三日より、祭典の名稱と定りて、爾來年々の御例となれり。明治五年當時、神祇省より正院に出せる元始祭の議に、正月三日行幸の祭典、自今更に元始祭と稱し、天孫降臨、天日嗣の本始を歳首に祀る事、義に於て然らん。即皇祖瓊々杵尊を始め、御歷代皇靈を奉祀す可し。神武天皇遙拜儀、今年既に權輿あり、皇太神宮御拜式又既に起る、右元始祭と併て三祭、海内普く遵行せしめ、乃天祖の德澤を崇奉し、天孫開國の本始を祝し、神武の創業を追尊す、此三祭國家の大典にして、人主の以て天職を治め給ふ所、億兆一民も忽諸す可らざるの國律たるべし。神宮司職記、錄祭典定則とあり。然るに、現今、皇靈殿の外に、賢所神殿をも御親祭あらせらるゝは、明治初年、神祇官復興の始は、歷朝の皇靈をも同官中に鎮祭し給ひしが、四年九月、皇靈を賢所に遷して御同殿と爲し給ひしを以て、五年正月には、先づ宮中にて賢所及び皇靈殿の御親祭あり、次に神祇省に行幸坐して、八神、天神地祇を祭り給ひ、五年四月八日、八神、天神地祇また宮中に御遷座あり、同年十一月、八神、天神地祇の兩座を合せて、單に神殿と稱し奉りき。而して、賢所は固よ

紀元節祭

紀元節の由來

り、神殿の諸祭神も、皇位の元始には深き由緒坐すが故に、同六年一月三日より、宮中に於て、賢所、皇靈殿、神殿の三殿を祭り給へるなり。明治五年、當日神宮及び官國幣社以下、諸國の神社に於ても、齊しく祭典を行ひ、皇位の元始を祝して、寶祚の無窮と國家の平安とを祈願す。神宮明治祭式及神紀元節祭式、社祭式、元始祭式、祝詞

紀元節祭 毎年二月十一日に行はる。皇室祭祀令に大祭と爲し、神宮祭祀令、官國幣社以下神社祭祀令に中祭と爲す。此日は、神武天皇、元年辛酉の歲正月庚寅朔、大和橿原宮に於て御即位ありし日に値り、即位元年は、我國紀元の始なれば、之を記念するが爲に、一の佳節と爲し、宮中及び諸國の神社に於て祭祀を行ひ、寶祚の無窮と、皇威の發揚とを、天神地祇に祝禱せしめらるゝなり。神宮明治祭式、祝詞、官國幣社以下神社祭式、祝詞 此祭典は明治五年に始れり。同年十一月十五日布告して、一月二十九日を祝日と定め、例年御祭典を行ひ給ふことゝなり、その翌六年一月四日、又布告して、今般改曆に付き、人日、上巳、端午、七夕、重陽の五節句を廢し、神武天皇御即位日、天長節の兩日を祝日と定むとあり。同年三月七日、更に布告して、神武天皇御即位日を紀元節と稱すとあり。同七



天長節祭

年に、二月十一日を紀元節と定められて、其以來變ること無し。明治年中行事

天長節祭 皇室祭祀令には小祭、神宮及び神社祭祀令には中祭と爲す。陛下御降誕の佳日に際し、聖體の平安、寶祚の無窮を祝禱し奉る祭典なり。此日宮中には、賢所、皇靈殿、神殿の御祭あり。掌典長祝詞を奏し、兩陛下、皇太子、皇太子妃兩殿下の御代拜あり。終りて宮内官員の拜禮あり。神宮及び官國幣社以下の神社に於ても、各定むる所の儀式に依りて祭典を行ふ。帝誕日を天長節と名づけて、衆庶と慶福を共にし給ふことは、類聚國史光仁天皇寶龜六年九月壬寅の條に見えられたれど、爾後、其事絶えて、久しく史籍に載せざるを、明治元年九月二十二日、明治天皇御降誕日を以て天長節と定め給ひ、五年改曆に依りて、更に十一月三日を定日と爲し、諸般の御儀式も、此頃より全く完備せりと云へり。明治年中行事 朝野年中行事 按ふに上古の天長節は、帝誕日を祝福するのみに止りしを、明治以後は宮中、賢所、皇靈殿、神殿等に於て祭典を行はれ、神宮及び諸國の神社に於ても、祭典を行はしめらるゝは、單にこの令節を祝福するに止らず、皇祖皇宗を始め奉り、天神地祇の擁護に依りて、聖體の

天長節の由來

帝誕を祝福するに止らず

鎮魂祭

常磐堅磐に坐して、天日嗣の高御位は、天地と共に長久に坐さむことを祈らせ給ふ式典にして、神祇を重んぜさせ給ふ聖慮恐むべく、億兆臣民、各この祭典に與り、赤心を披瀝して、上御一人の爲に、聖體の平安を神祇に祈願することを得るは、あり難き極みと云ふべきなり。

鎮魂祭の由來

鎮魂祭 皇室祭祀令第十六條に、新嘗祭を行ふ前一日、綾綺殿に於て鎮魂の式を行ふ。又登極令第十三條に、大嘗祭を行ふ前一日、鎮魂の式を行ふとあり。天皇、皇后兩陛下、皇太子、皇太子妃兩殿下の爲に、離游せる運魂を招きて、御身體の中府に鎮め奉り、聖體の平安に坐さむことを祈るが故に、鎮魂祭といへり。令義解 延喜式 八神并に大直毘神を祭る。延喜式 其祭日、新嘗祭又は大嘗祭前日に在るは、この二祭は、上古より、十一月中下の卯日に行はれ、鎮魂祭は寅日を用ゐらるゝが故に、自ら連續するなり。令義解 北山抄 神武天皇御世、宇摩志摩治命に勅して、その父饒速日命の高天原より齋ち來り給ひし十種の神寶を以て、天皇皇后の爲に御魂を鎮めさせ給ひしもの、此祭典の起原と爲す。

舊事 大寶令を制定せらるゝに及び、日時を定めて、十一月中寅日と爲し、その



祭場は、宮内省の廳又は神祇官に設く。延喜式三代實錄江家次第爾後、歷朝、この祭典を重んじ給ひしが、戰亂相踵ぐ世となりて、遂に中絶し、光格天皇寛政九年再興せられ、紀光明治元年、神祇官を復興せらるゝに及び、十一月二十三日下寅の日を以て、八神殿前に於て此祭典を行はせ給ひ、六年改曆ありて、十一月二十二日下寅の日を以て行はれ、七年以後は、干支に依らず、十一月二十二日を以て祭日と定め、二十二年以後は、賢所の綾綺殿を齋場と定めらる。明治年中行事大嘗祭を行はるゝ年の鎮魂祭は、大嘗祭の前日なるが故に、大嘗祭卯の日に行はるゝ時は、鎮魂祭はなほ寅日に當れり。

神殿祭

春秋神殿祭の由来

神殿祭 皇室祭祀令大祭條に、春季神殿祭春分日、秋季神殿祭秋分日とあり。神殿は、上古以來、神皇產靈神、高皇產靈神、魂留產靈神、生靈神、足產靈神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八神を祭り、神祇官を設けらるゝに及び、之を其西院に齋ひ鎮めて、神祇官八神殿と申ししを、延喜式大内應仁の兵亂に際し、神祇官焼失し、爾後卜部氏の齋場所を以て、神祇官代とせられしが、應仁王家記田 明治初年、神祇官を復興せらるゝと共に、從來の八神の外に、天神地祇

風日祈祭

風日祈祭の由来

八百萬の神を併せ祭り給ひしより、その名稱も單に神殿と稱し奉りしなり。明治年中行事而して、神皇產靈神以下、八神の靈德は、既に第二章第二項に詳にせるが如くなれば、春秋二季に祭祀を行はせらるゝ外、歲旦、元始、紀元節祭、祈年及び天長節祭等には、賢所、皇靈殿と共に、神殿に於て祭祀を行はせられ、寶祚の無窮、皇室の平安を祈らせらるゝなり。

風日祈祭 神宮祭祀令中祭と爲す。毎年五月十四日、八月四日の二回行はる。皇太神宮儀式帳月記事條四月十四日に、御笠縫内人造奉御簀廿二領御笠廿二蓋、即散用奉、同書七月例に、以朔日受司幣帛、祈日申行事、右禰宜率日祈内人、自一起盡卅日朝夕風雨旱災爲止、停祈申、又八月例に、祈八月風雨幣帛云云、已上禰宜率日祈内人、爲風雨災鎮祈申とある、皆風日祈祭にして、風雨旱災ある時は、年穀登らざるが故に、其災厄を停むる祈願を申すなり。然るに、七月八月の風日祈祭は、何時の頃よりか、七月四日のみ祭ることゝなり、大陰曆の大陽曆に變りし後は、五月八月の二回行はるゝことゝなれり。四月の祭典に御簀笠を奉るは、此物は風雨を防ぐ具なれば、是を奉りて惡風雨無



からむことを祈るなり。天武紀六年七月辛酉朔癸亥祭龍田風神廣瀨大忌神、また神祇令に孟秋大忌祭風神祭、四時祭式に、大忌風神祭四月七月四日とある、皆朝廷の日祈の祭なるが故に、神宮に於ても之に準じて祭典を行はるるなり。

### 第二節 神祇の加護に對し報賽の誠意を致す祭典

#### 大嘗祭

大嘗祭 登極令第四條に即位ノ禮及ビ大嘗祭ハ、秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ。大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後、續テ之ヲ行フとあり。上古は大嘗と新嘗との區別無かりしが、天武天皇の御代頃より、天皇即位の後行はせ給ふを大嘗祭、毎年行はせ給ふを新嘗祭といへり。日本書紀古事記 天皇即位の後、その年の新穀を以て、親ら皇祖大神、及び天地神祇を祭り、皇祖の靈威と天神地祇の加護とに依りて、天津日嗣の高御座に即かせ給ふことを、謝し奉らせ給ふ祭典なり。令義解代始和抄、大嘗會儀式具釋 故に之を踐祚大嘗祭と謂ひ、儀式延 又天皇御一代

大嘗祭

上古は大嘗新嘗の區別なし

大嘗祭の期日

大嘗祭は大祀たり

悠紀主基の兩齋國

大禊使

拔穂使

由加物使

神服使

一度の新嘗なるが故に、大新嘗とも云ふ。續日本紀 當年七月以前、天皇即位の禮を行はせ給へば、本年大嘗祭を行ひ、八月以後なる時は、明年之を行ふ。貞觀儀式 其期日定る時は之を神宮に奉告し給ふ。下に謂ふ由奉幣是なり。大寶の制、幾多祭祀の内、獨り大嘗祭を以て大祀と爲すが故に、其齋戒の如きも三月に涉りて、最も嚴肅なり。大寶令延喜式日 凡そ大嘗祭には悠紀主基兩齋國を設け、この二國の稻を以て神饌と爲すが故に、豫め其國郡を卜定す。儀式江 始和抄大嘗會便蒙 尋いで大嘗會檢校、及び悠紀主基二國に行事以下の職員を定め、日時を卜して行事所始の事あり。八月上旬、大禊使を五畿七道諸國に發遣し、特に太神宮の爲には、別使を近江、伊賀、伊勢の三國に發遣して、罪穢を祓ひ清めしむ。同月下旬に至り兩齋國に、拔穂使を發遣し、各その齋郡に至り、國司と共に稻穂を抜き取り、歸りて之を齋場に納む。又神祇官の史生を河内、和泉、尾張、參河、備前の五國に遣はして、供神の雜器を監造せしめ、卜部を紀伊、淡路、阿波の三國に遣はして、供神の雜贄を監作せしむ。共に之を由加物使と稱す。又九月上旬に至り、神服使を參河國に遣はし、調絲を取りて齋場に於



悠基主紀の齋場

御視

大嘗宮

大嘗祭は十一月下卯の日に  
行はる

大嘗祭次第

第四章 祭典の趣旨と儀式 第二節 神祇の加護に對し報賽の誠意を致す祭典

九六

て神供の和妙を織らしむ。是より前、荒見河の祓畢り、宮城の北野を卜定して、悠基主紀の齋場を設く。齋場は内外二院に分ち、内院には八神殿、稻實殿、黒白酒屋等あり。外院には多米酒屋、倉代屋、供御料理屋等あり。神服院、小忌院、出納所等之に附屬す。供神の調度は凡て此所に於て調備し、祭日之を大嘗宮に送り奉る。十月下旬、天皇河上其所一定せず、貞享以後は清涼殿東庭に於て行幸して、祓禊を行はせられ、之を御視と云ふ。又十月中旬、大嘗宮用材を採り、祭前七日、その祭殿地を鎮めて工を起し、五日以内に之を造り畢る。其地一定せず。豊樂院、又は大政官廳を用ゐられたる事ありしが、貞享以後は、紫宸殿前庭を用ゐらる。

大嘗宮は大嘗祭の正殿にして、東に悠紀殿あり、西に主基殿あり、廻立殿、膳屋之に附屬す。廻立殿は祭日、天皇沐浴して祭服を著け給ふ所にして、膳屋は神饌調理の所なり。大嘗祭は十一月下卯の日を以て行はる。卯日三日ある用ぬ。当日早旦、神祇官幣帛を諸國の神祇に班つ。祈年祭。時刻、主殿寮御浴を供す。戌刻、鸞輿建禮門より出でまして、廻立殿に御し、御浴の後、祭服を著

けて大嘗宮に入り、先づ悠紀の正殿に御す。小忌大忌の群官參入の後、宮内官人吉野の國栖を率ゐ、悠紀國司、歌人を率ゐ、伴、佐伯宿禰、語部を率ゐて參入し、隼人吹聲を發し、國栖古風を奏し、悠紀國風を奏し、語部古詞を奏し、隼人風俗の歌舞を奏す。亥一刻、天皇親ら神饌及び黒酒白酒を神祇に供し、四刻之を撤して、廻立殿に還御し、更に沐浴して祭服を改め、子一刻、主基殿に御し、寅一刻、神饌及び黒酒白酒を供して神祇を祭り給ふこと、一に悠紀殿の如し、四刻神饌を撤し、廻立殿に還御、祭服を脱し、帛御衣を著けて、本殿に還御し給ふ。辰日は悠紀の節會にして、御饌及び黒酒白酒を天皇に供し、臣下にも饗膳を賜ひ、中臣天神壽詞を奏す。巳日は主基の節會にして、この日は中臣氏壽詞を奏すること無し、以外は概ね辰日に同じ。この夜、清暑堂御神樂あり。午日に豊明節會あり、悠紀主基兩國司及び群臣を豊樂殿に會して宴を賜ふ。儀式、延喜式、北山抄、江家次第、代始和抄、大嘗會儀式、具釋、大嘗會便豪なほこの祭祀の趣旨を明にせむが爲に、大嘗宮に於ける御親祭の祝詞を左に掲ぐべし。

伯家部類

第四章 祭典の趣旨と儀式 第二節 神祇の加護に對し報賽の誠意を致す祭典

九七



御親祭祝詞

大嘗會御供御祝詞

伊世の五十鈴川の河上に、湯津磐村の如く鎮りまします、天照大神を初奉り、天つ神、くにつ神、八十萬の神の、あら御玉、和御玉、三はしらごと申さく、朕すめ神たちの擁護給ふがゆゑに、寶祚つゞきて動くことなく、天が下平かに、年穀ゆたかにみのりて、うつしき蒼生をも救ひ、上下ゆたかに樂しまん。かるがゆゑに今年の新のたなつもの、八握穗にしなひたるを、御食に奉りて、彌増の守護をのみいのり申す由を聞しめして、うけ幸ひて、諸の災をさけ、千早ぶる惡神を拂ひ、朝家おこりさかへんに、神の威をか々やかし、守り幸ひたまへと申す。

右元文三、十一、十九、丁卯大嘗會御供神の御祝詞也。  
と見えたるにて、この祭祀の御趣旨、明なりと云ふべし。

登極令第十二條の祭典

登極令第十二條第二項に、大嘗祭ヲ行フ當日、勅使ヲシテ神宮、皇靈殿、神殿、并官國幣社ニ奉幣セシムとあり。是れ蓋し上古以來行はれし、大嘗祭大奉幣に準據せられしものなるべし。按ずるに、大嘗

大嘗祭奉幣  
由來

一代一度の  
大神寶

祭を行はるゝ年の八月上旬、五畿七道に大祓使を發遣して、國の大祓を行ひ、下旬、天下諸國の神祇に幣帛を奉らせらる。即ち、延喜式踐祚大嘗祭條に、凡大祓使發訖、即差遣供幣帛於天神地祇使、大神宮諸王五位以上一人、中臣一人、忌部一人、卜部一人、五畿内一人、七道各一人、中臣忌部其幣法、大所、各絹五尺、五色薄、アシキヌ各一尺、絲一絢、綿一屯、木綿二兩、麻五兩、裏薦、ウラノモ總九十枚、並以大藏物、充之。大所小所並諸とありて、その事の國史に見えたるは、三代實錄陽成天皇元慶元年九月廿五日癸亥、分遣中臣齋部兩氏、人於五畿七道諸國、班幣境内、天神地祇三千一百三十二神、緣供奉大嘗會也とあるを初見とす。後に之を大嘗祭大奉幣と云へり。大奉幣、本朝世紀又一代一度の大神寶といふことあり。中右記等に見ゆ令義解神祇に、凡、天皇即位、惣祭、天神地祇、略○其大幣者、三月之内、令修理訖、義解に謂大幣者、供神幣物、各有色、目、金、水、桶、金線柱、奉伊勢神宮楯、戈、奉住吉神之類是也とあるものにて、初は一般の神社に幣帛を奉らるゝと共に、特殊の神社には、神寶を副へ奉られしに、その後神寶の製作は、時日を要するが故に、先づ一般神社には幣帛のみを奉り、即大嘗祭神寶は製作訖りて、更にその神社に



奉らるゝことゝなりて、之を一代一度の大神寶と云へり。

神嘗祭

神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外、仍賢所ニ於テ之ヲ行フ。神嘗祭ノ當日ニ

神嘗祭の由來

ハ、天皇神宮ヲ遙拜シ、且之ニ奉幣セシムとあり。謹みて按ずるに、この祭典は垂仁天皇御世、皇大神いまだ五十鈴宮に鎮座し給はず、佐々牟江宮に神蹕を駐め給ひし時に淵源し、後姫命世紀年中行尋いで五十鈴宮に鎮座し給ひし後、更に神田及び御贄を奉るべき處々を定めて、毎年九月十六日夕、十七日朝、現今九月を以て、朝夕の御饌を奉る。之を由貴朝夕大御饌と稱す。神宮十月と爲す。

由貴朝夕の大御饌

集引大雄略天皇御世、豊受大神山田原に鎮座し給ひしより、皇大神宮の例に準じて、九月十五日夕、十六日朝、また由貴大御饌を奉る。元正天皇養老五年以降、神嘗祭の幣帛を奉られ、立て、恒例と爲されしが故に、之を例幣と稱す。宮中に於ては十月十七日午前、神嘉殿正南の庇下に御屏風を立て廻らし、その内に簀薦を敷き、その上に御座を設く。時刻陛下出御、賢所の綾綺殿に於て御束帯を着けさせられ、掌典長の御先導にて御座に着かせられ、こゝにて

神嘗祭次第

皇大神宮、並に豊受宮御遙拜の儀あり。畢りて、直に賢所に進ませ給ひて御親祭あり。次に皇后陛下、皇太子、皇太子妃兩殿下の御拜あり。畢りて、親王以下百官の參拜あり。明治年中行事 五穀は皇祖大神の之を獲まして、天の下の蒼生の食ひて活くべきものと定めて、之を皇御孫命に授け給ひし所なるが故に、年毎にその成熟に及びて、先づ之を皇祖大神に獻りて、報本反始の誠意を致し給ふなり。此日官國幣社以下、各神社に於ても、各神宮遙拜式を行ひ、神恩を謝し奉るなり。

新嘗祭

新嘗祭 皇室祭祀令第九條に、十一月廿三日ヨリ廿四日ニ亘ル、第十五條に新嘗祭ハ、神嘉殿ニ於テ之ヲ行フ。新嘗祭ノ當日ニハ、賢所、皇靈殿、神殿ニ神饌ヲ奉ラシメ、且、神宮及官國幣社ニ奉幣セシムとあり。神宮及び官國幣社以下、神社祭祀令皆大祭と爲す。神宮には當日勅使幣帛を奉じて參向し、官國幣社には皇室より幣帛神饌料を進められ、地方長官供進使として參向し、府縣社以下には、府縣郡市町村より、神饌及び幣帛料を奉り、地方官若くは市町村吏供進使として參向し、各式に依りて祭典を行ふ。按ずるに、皇祖大



神高天原に坐して、五穀の種子を獲給ひ、之を天狹田長田に植ゑ、其成熟に及び、新嘗開食しき。日本書紀一 皇御孫命天降り給ふ時に當りて、皇祖大神、齋庭の稻穂を授け給ひしに依り、毎年春、播種の時季に及び、先づ祈年祭を行ひて、年穀の豊饒を祈り、其成熟に及び、新穀を以て神酒を醸し、御饌に炊きて、親ら天神地祇を祭りて、其擁護に報い、又御親らも新穀を開食すなり。中臣論詞、令義解

月次祭 延喜式カキイテ、神今食イイケ、月次は月毎の義にして、天神地祇の、國家の安寧幸福を護り幸へ給ふに對し、月毎に幣帛を捧げて、報賽の禮典を擧げ給ふべきを、六月、十二月叶一の二季に併せ行はせらるゝ祭典にして、年中行事、歌合、月次祭の題に、宗明朝臣夏の暮年のをはりの月毎に、報賽の神の幣帛とあるにて、其趣旨明なり。延喜の制、此祭典に與る神社、凡て三百四座あり。即ち祈年祭案上、奠幣の神社と爲す。現今の制、神宮に於てのみ行はる。六月及び十二月十六日夕十七日曉、皇大神宮に大御饌を、十五日夕十六日曉、豐受大神宮に大御饌を奉る。是を神嘗祭と同じく由貴朝夕大御饌と云ふ。奉幣は、皇大神宮は十七日、豐受大神宮は十六日に行はる。神宮祭祀令大祭に列す。

又從來は月次祭の夜は、天皇親ら、皇祖大神を、神嘉殿に請じ奉り、御手づから夕曉二回、神饌を供へて之を祭り給ふことあり、之を神今食と云ふ。その儀式及び祭典の趣旨ともに、凡そ新嘗祭と同じく、たゞ彼は新穀を用ひ、此は舊穀を用ひて、神饌を調ふる差あるのみ。儀式、延喜式、公事根源、此祭典は元正天皇靈龜二年より創まると云へり。本朝月令引高橋、氏文公事根源、神宮に由貴朝夕の大御饌を獻るは、即ちこの神今食に準ずるなり。

神武天皇祭 皇室祭祀令の大祭にして、宮中皇靈殿に於て御親祭あらせらる。日本書紀に、天皇七十六年春三月甲午朔甲辰崩すとありて、甲辰は陰曆三月十一日に當れるを、明治六年改曆の節、新曆に比較して四月三日と定められたり。期に先ちて勅使を山陵に發遣し、この日を以て幣帛を奉らしむ。神宮及び官國幣社に於ては、各遙拜式を行ふ。皇室祭祀令、明、抑神武天皇、躬親ら東征の難苦を嘗め、遂に萬世不拔の皇基を開き給ひ、爾來萬世に亘りて、皇統連綿たるは、太祖在天の神靈、冥々の中に擁護し給ふに在り。故に年々この祭典を行はせられて、其御德業を追念し、且報本反始の誠を致させ



給ふなり。

皇靈祭

神代の御靈は列し給はず

皇靈祭 皇室祭祀令大祭條に、春季皇靈祭、春分日、秋季皇靈祭、秋分日とあり。此日神宮及び官國幣社に於ては、各遙拜を行ふ。皇靈殿は、神武天皇以降御歴代の皇靈、并に后妃皇親の御靈を鎮齋し給へる所なり。神武天皇以前御三代の皇靈は、特に官幣大社に鎮祭し給へるが故に、此中に列し給はず。明治二年六月廿八日、明治天皇群臣を率ゐて神祇官に行幸し、八神、天神地祇及び歷朝の皇靈を御親祭あらせられ、遂に同官中に神殿を建て、十二月十七日を以て、八神、天神地祇と共に、歷朝の皇靈を鎮祭し給へり。同四年九月十四日、皇靈を賢所に遷し、御同殿となし給へり。當時の賢所は、宮中山里の御内庭に在りしが、同六年皇居炎上のは、赤坂の假皇居に遷し奉り給ひ、其後十數年は賢所、皇靈殿、神殿、御同殿なりしが、今の宮城御造營の時、賢所の域内に三殿を作り、三座を各別に鎮祭し奉れり。明治年中行事 本祭典は、陛下の皇祖皇宗を始め奉り、歴代の皇親の御徳業を追憶し、その在天の神靈の、冥々の内に擁護を垂れさせ給ふに報いさせられ、以て大孝を申べさせ給ふ祭典なり。

り。

第三節

皇室又は國家に重大の事ある

時之を神祇に奉告し併せてそ

の加護を祈求する祭典

皇室祭祀令第十九條の祭典

臨時大祭

非常の事ある時神祇を請ふ

皇室祭祀令第十九條祭典。皇室祭祀令第十九條に、左ノ場合ニ於テハ、大祭ニ準シ祭典ヲ行フ。一、皇室又ハ國家ノ大事ヲ、神宮、賢所、皇靈殿、神殿、神武天皇山陵、先帝山陵ニ親告スルトキ、前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ、之ヲ勅定シ、宮内大臣之ヲ公告ストありテ、神宮祭祀令には、臨時大祭となす。抑も皇室又は國家に非常の事件ある時は、歷朝幣帛を皇祖大神、及び諸國の神祇に奉りて、その加護を請ひ給ふこと、第六章第一節、歷朝の神祇御崇敬の事實を叙述したる條下に云へるが如し。而して、皇祖大神は國家の大祖として、永へに其安寧幸福を護り惠み給ふが故に、國家安危の分るゝ非常の事件發生する時は、特に誠敬の意を盡して、神祇を請はせらるゝは、素よりその

第四章 祭典の趣旨と儀式 第三節 皇室又は國家に重大の事ある時之を神祇に奉告し併せてその加護を祈求する祭典



公卿勅使

四姓の使

神祇を請ひ奉りし例

第四章 祭典の趣旨と儀式 第三節 皇室又は國家に重大の事ある時之を神祇に奉告し併せてその加護を祈求する祭典

所なり。中世以後、かゝる場合に於ける祭典を、神宮に於ては公卿勅使と稱したりき。蓋し恒例の祭典は、延喜の制、諸王五位以上ト食の者を以て使に充て、中臣、忌部二氏之に副たりしが、其後中臣氏を以て正使と爲し、王氏及び忌部、卜部二氏之に副ひて四姓の使と稱す。然るに皇室又は國家に非常の事ありて、臨時に奉幣使を遣はさるゝ時は、特に現任の公卿を以て勅使に充てらるゝが故に、この名あり。天平十年五月、右大臣橋諸兄卿を以て、勅使とせられしを史籍に於ける創見と爲す。一條天皇の寛弘二年十一月十五日、宮城焼亡し、畏くも内侍所焼損し給ひしに因りて、神宮及び諸社に奉幣して之を陳謝し、神宮には權大納言藤原行成を以て勅使と爲し、特に宸筆の宣命を奉らせらる。後事件の重大なる時は、毎に宸筆の宣命を奉りて、その事を祈謝せらる。近く徳川氏の末に當り、歐米諸國との交渉困難を來し、國內異論頻に起りて、天下騒然たりしかば、安政五年六月正二位權大納言藤原公純卿、大を勅使として、金銀の幣、御劔、御弓、矢、鋒等を獻りて、皇祖大神の擁護を請はせらる。その宣命に曰く、

安政五年伊勢に上りし宣命

安政五年公卿勅使記下

天皇我詔旨止掛畏俊伊勢乃度會乃五十鈴乃河

上乃下津磐根爾大宮柱廣敷立氏高天原爾千木高知且稱辭定奉留天照坐  
 皇太神乃廣前爾恐美恐毛美申賜波久申久頻年蠻夷等皇國平凱觀乃心罷須  
 殊爾今亞墨利加國魁首止爲氏和親乎乞比互市乎求幸事情驕傲爾志皇威  
 平輕侮利國平奪取幸止動毛須軍艦乎來須勢在利故爾率士不穩須誠爾  
 國家之大患矣夫我大倭日高見之國皇太神乃依賜倍食國爾志天日嗣乃  
 高御座波天地乃在牟限利動古無久皇威者青雲乃霽久窮美不至古無久故  
 爾古來蠻夷等神州止畏敬倍然留今如在禍乎受留朕薄德爾依氏奈其晝  
 止無久夜止無久寤天憂比寐天懼賜比計然禮止皇太神乃擁護乃誓明爾神  
 威畏計禮何止如在食國乃汚穢乎御覽志洗比清米賜波古止在牟故爾慎氏  
 祖宗乃道乎道止志深久叡慮乎凝志神明乃冥助乎祈申賜波幸念行須故是以  
 吉日良辰乎擇定氏正二位權大納言藤原朝臣公純王正五位下道春王中臣  
 正三位行神祇大副兼伊勢權守大中臣朝臣教忠等乎差使且忌部從五位上  
 齋部宿禰能弘加弱肩爾太繩取懸氏内外乃宮爾禮代乃御幣爾金銀乃御幣

第四章 祭典の趣旨と儀式 第三節 皇室又は國家に重大の事ある時之を神祇に奉告し併せてその加護を祈求する祭典







明治天皇の御敬神

大和吉野の宮を出でて、都に還り坐し、時、伊勢國朝明郡迹太川邊に於て、天照大神を望拜し給ひしこと、日本書紀に見ゆるが如くなれど、當時天皇、畏くも軍旅の内に坐し、が故に、御遙拜あらせられしに止りて、龍駕の神都に向はせたまふこと無かりき。明治天皇御宇に及び、四度、龍駕を神都に廻らし、神宮に御參拜あらせられしこと、歷朝御敬神の條に述ぶるが如し。而して、皇室典範を制定し給ふに及び、御即位及び大嘗祭の大典を行はせられし後、特に神宮に御親謁あらせらるゝことに定め給ひしは、畏くも皇位は皇祖大神の、高天原にして知し食しし御位を、御世々々に承け繼がせ給ふに依りて、天津日嗣の高御座と稱へ奉るが故に、大典を行はせられて、御親ら之を皇祖大神に告げ奉らせ給ふと共に、高く深き神恩を謝し奉り、兼ねて寶祚の無窮を祈らせ給ふなるべし。又、今上天皇陛下、未だ東宮に坐しし、明治三十三年二月十一日、皇后陛下と御婚約の發表あり、尋いで五月十日、御婚儀を行はせられしに依りて、同月二十三日、神宮及び神武天皇、孝明天皇、並に英照皇太后御陵參拜の途に上らせ給ひ、二十五日午前豊受大神宮に、午後皇大神宮に

今上の御敬神

御參拜あらせられき。これ皇室婚嫁令の第十八條に依られしものなり。而して、是等の祭儀は、皆前朝に御例無き事なりと雖も、建國の精神に基きて、斯かる規定を設け、以て百世不變の典禮と爲し給ふ。實に聖世の美事と謂ふべきなり。

登極令第七條 皇室親族令第八條 立儲令第三條 皇室成年令第三條の祭典

登極令第七條、皇室親族令第八條、立儲令第三條、皇室成年令第三條祭典。登極令第七條に、即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタル時ハ、之ヲ賢所、皇靈殿、神殿ニ奉告シ、勅使ヲシテ神宮、神武天皇山陵、並先帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム。皇室親族令第八條に、大婚ノ約ヲ成ス當日ハ、之ヲ賢所、皇靈殿、神殿ニ奉告シ、勅使ヲシテ神宮、神武天皇山陵、並先帝先后ノ山陵ニ奉幣セシム。立儲令第三條に、立太子ノ禮ヲ行フ當日、之ヲ賢所、皇靈殿、神殿ニ奉告シ、勅使ヲシテ神宮、神武天皇山陵、並先帝ノ山陵ニ奉幣セシム。皇室成年令第三條に、天皇成年式ヲ行フ當日、之ヲ賢所、皇靈殿、神殿ニ奉告シ、勅使ヲシテ神宮、神武天皇山陵、並先帝先后ノ山陵ニ奉幣セシムとあり。神宮祭祀令には、是等の祭典、皆臨時大祭と爲せり。抑も御即位の禮、大嘗祭、立后、御元服等の大



由奉幣及其初例

典を行はるゝ時は、上古より必ず之を皇祖大神及びその他の神社に奉告せられ、之を由奉幣と云へり。即ち御即位由奉幣は、淳仁天皇天平寶字二年八月、伊勢神宮に奉幣して、即位の由を奉告し給ひしを、國史の初見と爲し、續日本書紀大嘗祭由奉幣は、平城天皇大同三年十一月に行はれたるを初見と爲す。日本紀此二祭典は共に原は、皇大神宮にのみ奉幣使を立てられしが、花山天皇後紀此二祭典は共に原は、皇大神宮にのみ奉幣使を立てられしが、花山天皇寛和二年十一月の大嘗祭由奉幣より、石清水、賀茂の二社を加へられて、三社奉幣となり、爾來、歷朝皆この例に依りて行はれしが、現今また登極令第七條の規定に依り、山陵の外は、神宮にのみ奉幣使を差遣せらるゝこととなり、且御即位、及大嘗祭由奉幣を、同時に行はせらるゝこととなりぬ。御元服由奉幣は、清和天皇貞觀五年十二月行はせられしを初見と爲し、實錄多く御元服を行はるゝ前年の末に行はるゝを例と爲し、三が、現今は其當日、神宮に奉幣あらせらるゝこと、皇室成年令の文の如し。立后由奉幣は、從前は定れる例規には非ざりしかど、外記局記康治元年正月九日條に、是日皇后被立、七社奉幣使、告立后之由、矣など見ゆ。當今特にこの事を重せられ、皇室親族令第八

立后由奉幣

大婚由奉幣

立太子由奉幣

條に、大婚御成約の時、勅使を以て神宮に御奉告あらせられ、且同令第十八條には、御大禮の後、兩陛下、神宮に御親謁の事を規定せられ、同二十五條には、前二條の規定は、皇太子、皇太孫の場合にも準用し給ふ由規定せられたり。又昔時、皇太子を冊立し給ひし時は、神宮に御奉告無かりしが、現今の制、勅使を差遣して奉告し給ふこと、立儲令第三條の如し。是皆皇祖大神を御尊崇あらせらるゝこと、舊時に越ゆる明徴と謂ひつ可きなり。

#### 第四節 汚穢罪惡を解除する爲に行ふ式典

禊祓  
禊の起因

禊祓は祭典と云ふ可らず。然れども、祭典若くは神拜を行ふ時は、必ず之を行ふものにして、即ち祭典中の一式典なるが故に、本章に於て、其起原と趣旨とを明にせむとす。而して、汚穢罪惡を解除する爲に行ふ方法に二あり、一を禊と云ひ、一を祓と云ふ。太古伊邪奈彌大神、火神迦俱智神を生みて神去り給ひ、黄泉國に往て座し、を伊邪奈岐大神追うて其處に往き、汚穢に觸



れ給ひしに因り、還りて日向の小門橋の楳原に往き、御身に纏はせる種々の物を解きて投げ棄て、海瀨に下り立ちて、汚穢を濯ぎ給ひき。古事記 是れ禊の起原なり。又須佐之男命は、天照大神と御子生の誓約して、之に勝ち給ひしによりて、勝ち荒びにすぎ、種々の曲事を爲し、天照大神之を見畏みて、天石窟に隠れ給ひしかば、八百萬の神等、謀議を凝して、遂に大神を石窟より招き出し奉りし後、又俱に相議りて、須佐之男命に千座置戸の祓物を科せ、またその鬚を切り手足の爪をも抜かしめて、高天原より追ひ逐らひき。古事記 此れ禊の起原なり。然れば、禊は必ず水邊に於てし、祓は水邊に出で、行ふこともあり、又水邊ならざる處に於ても行へども、二者共に身に著ける種々の物を出して、祓物とする事は同じ。而して、祓を以て國家の式典と爲すに至りて、國の大祓あり、百官の大祓あり。仲哀天皇崩御の時、息長足姫尊神教を畏み、國の大奴佐を執り、國民の犯せる罪穢を求めて、國の大祓せさせ給ひき。古事記 國の大祓こゝに始まる。天武天皇四年、詔して國の大祓に出すべき祓物の制を定む。日本書紀 百官の大祓は、毎年六月、十二月晦日、百官男女朱雀門前

の祓所に集り、中臣祓詞を宣べ、卜部解除を爲す。大寶令 又大嘗祭の前後及び齋王卜定、群行、伊勢奉幣、大神寶及び死穢等あれば、朱雀門又は建禮門前に於て、百官の爲に臨時大祓を行ひ、諸國にも國の大祓を行はしむ。又神拜を行ふに當りて、特に祓を行ふことあり。履仲天皇の朝、墨江中王叛を謀り、天皇逃れて倭の石上神宮に往でまし、に水齒別王、仲王を誅し、天皇を追うて近飛鳥に至れる時、今日留此間爲祓禊、而明日參出將拜神宮。古事記 中事と宣り給へるが如き是なり。而して、是等祓禊の目的は、皆汚穢罪惡を解除し、心身の清潔を保つに在り。蓋し物潔白なる時は、垢汚潛むことなく、垢汚潛むこと無ければ必ず善美なり。人の身に於ても、汚濁の之を穢すこと有れば、必ず快からず。快からざれば、邪惡之に伴ふ。即ち汚穢は罪惡の根原なり。故に、伊邪那岐大神、先づ禊禊を行うて、黃泉國の汚を祓ひ清め、然る後に、三貴神天照大神、月讀命、須佐之男命は、祓を行ひ、出雲國須賀の地に到りて、我が心すがくしと宣り、此處に宮作りして住み、其子孫遂に國土經營の大功を樹て給ひき。參取日本書紀古事記古事記傳延喜式 故に、後人は等の教に鑑み、常に禊禊の式を行



ひ先づ心身を清潔にして善美に復り、以て神事を行ひ、或は國家の事に従事するなり。

### 第三項 祭典の儀式

祭祀は現神に仕ふると異ならず

その例

神祇の祭祀は、神靈嚴存し給ひ、恭敬の意を盡して之に奉仕する時は、神靈必ずこゝに來格すと信じて、初めてその意義を有す。又既に神靈嚴存して、恰も神の現身の、目前に坐すが如くなる事を信するが故に、神社に於て神の御靈を祭祀する方法も、現身の神に仕へ奉ると異なる事なし。例へば、天照皇大神、須佐之男命の御荒び坐すを見畏みて、天石窟に隠り坐し、時、高皇產靈神八十萬神を集へて、祈謝の法を定め、太玉命をして和幣を、石凝姥神をして日象の鏡を、長白羽神をして青和幣を、天日鷲神、津咋見神をして白和幣を作り、又天羽槌雄神をして文布を、棚機姫神をして和衣を織らしめ、櫛明玉神をして八坂瓊五百個御統の玉を作らしめ、手置帆負、彦狹知二神をして、木材を採りて、殿舎及び御笠、矛楯を作り、天目一箇神をして、雑々の刀、斧及び鐵鐸を

作らしめ、此物等既に設け備はりて、天香山の眞賢樹を掘り取りて、上枝には玉を、中枝には鏡を取り懸け、下枝には青和幣、白和幣を取り垂で、太玉命をして之を捧げ持たしめ、天兒屋命をして廣く厚く辭へ辭白して、相共に祈り白さしめ、天鈿女命、手に茅纒の矛を持ち、天石窟の前に於て、巧に俳優の態を爲し、相共に歌ひ舞ひしかば、大神御心和み坐して、遂に天石窟を出で坐しき。

古事記、日本書と見えたるを、後に皇御孫命天降り坐す時、天照皇大神之に寶鏡を授けて、皇大神の御靈實として、齋き祭らしめ給ひしが故に、歴世の天皇、

天照皇大神の現身と同じく、共殿同床にして、朝夕に齋き奉り給ひしが、崇神天皇の御世、倭笠縫邑に磯城の神籬を立て、大神を遷し給ひしに、その遷祭の夕、宮人皆參、終夜宴樂、歌ひて曰く、宮人のおほやすがらに、いさ遠しゆきの宜しもおほやすがらに、古語と見えたるは、詳略の差こそあれ、彼の高天原にして、諸神の天照皇大神の現身の御前に、種々の物を備へ設けて、祈謝を爲したると、その趣異ならず。また既に、神を祭るは現神に仕へ奉るに同じければ、殿舎を高く廣く造るは素より、祭毎に神酒を醸し、御食を炊き、山野、河



神を祭るに遊樂の具を備ふることにあり

神を祭るには時節の物を以てす

海の物を採りて、御饌を調へ、神寶を獻りて、調度の用に供し、絹布を獻りて、御衣の料と爲し、四方國の貢物の初穂物を採りて之を供す。祝詞に、神寶者御鏡、御横刀、御弓、御杵、御馬、爾備奉理、御服、波、明、多、閉、照、多、閉、和、多、閉、荒、多、閉、爾、仕、奉、氏、四、方、國、能、獻、禮、御、調、能、荷、前、取、竝、耳、青、海、原、乃、物、者、波、多、乃、廣、物、波、多、能、狹、物、與、藻、菜、邊、藻、菜、山、野、乃、物、者、甘、菜、辛、菜、爾、至、麻、御、酒、者、甕、上、高、知、甕、腹、滿、竝、氏、雜、物、平、如、横、山、打、積、置、氏、云々延喜式とあるが如き是なり。又神を祭るに、遊樂の具を備ふることにあり。大國主命を、高皇產靈神の詔を以て、天日隅宮に祭り給ひし時、その宮を作り給ふには、柱は高く太く、板は廣く厚く、供御の料に神田を供へ、海に遊ぶ爲に高橋浮橋、及び天鳥船を作り、又天、安河に打橋を作り、百八十縫の白楯を造りて、之を供へ、朝夕に仕へ奉るとして、天穗日命をその職に任じ給ひしが如き是なり。日本書紀一書又神を祭るには時節の物を以てす。伊弉那彌命神遊り坐して、紀伊國熊野の有馬村に葬り奉りしに、土俗この神の御魂を祭るに、花の時は花を以て祭り、又鼓、笛、幡、旗を用ゐて歌ひ舞ひて祭るとあり。日本書紀一書安閑天皇乙卯二年始めて官社を奠めて、祭祀を行ひ給ひ

祭祀の根本精神

し時、花時、以、花、祭、新、稻、之、時、以、新、稻、祭、之、日本書紀卷七とあり。又内侍所を祭り給ふに、凡供御の物は、其新に出来るまに、先臺盤所の柵に置き、内侍をして供へ、奠らしむ禁秘とあるが如き是なり。さて、祭祀には、此の如く、供神の品物を豊富に設け備へて、然る後、祈求の趣旨、又は報賽の意を述ぶるに、或は神徳を稱へ、祭祀の由來を述べ、神明の加護の深く厚きを謝する等、懇懃懇篤を極む。これまた天石窟の前に於て、八百萬神達の、天照皇大神に請ひ祈み白すとて、その神徳を廣く厚く辭へ奉れると、其意異なる所無きなり。神社に於ける祭祀の種類甚多く、従つてその儀式も亦一律に論ずること能はずと雖も、その根本精神は、大要右に述ぶるが如く、先づ神社には神の御靈嚴存し、祭祀を行つて福祉を祈求し、報賽の意を致すことあれば、神靈必ず之を享け給ふことを信じ、吾力の有らむ限りを盡して、供神の品物を豊富にし、善言美辭を以て、神の御心を和げ、以てその冥助を祈請するに外ならざるなり。



### 第五章 神社に関する制度

制度研究は重要問題なり

神祇及び之を祭祀する神社の性質、ほゞ上に述ぶるが如し。然らば、國家は之に對し、古來如何なる制度を設けて、神聖なる神祇を祭祀する神社を取り扱ひしか、その沿革を明にするは、國家が神社を以て、國家の宗祀とする主義の、古今に通じて變らざるものなりや否やを決すべき、重要問題なりとす。依りて、以下この問題に就きて研究の歩を進めむとす。

#### 第一項 祭政一致

政治の端は祭政一致に發す

世界各國に於ける發達の徑路を視るに、政治の發端は、多く祭政一致の形式に依るものなり。然れば、我國の國初に於ても、同じくこの徑路を辿りきと雖も、此思想特に摯實なりしこと、國語に祭事即ち神祇を祭祀する語と、政事即ち國家人民を統治する語と、其意義を同じくして、區別なきに依りても知られたり。彼の皇御孫命の天降り給ひし時、皇祖大神の祭祀する所の神は、

我國の神は假定的のものにあらず

他列國に於けるが如く假定的の神に非ずして、皇祖皇宗の神に非ざれば、氏族の祖先若くは國家に功勞ありし神にして、其顯世界に坐す間は、國家の建設者と爲り、經營者と爲り、輔翼者と爲り、現身の神避り坐して後は、其神靈永く顯國に留りて、國家民族の守護神と爲り給ふ神に坐せり。然れば、政を行ひ一家の事を處理するに當りて、大事ある時は、必ず之を神に告げ、その神意に依りて實行するに至るも、亦自然の理なり。故に皇祖大神の

古事記 此之鏡者、專爲我魂而、如拜吾前、伊都伎奉、次思金、神者取持前事、爲政、シタマヘトノリタマヒキ

日本書紀神代下是時天照大神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、復勅天兒屋命、中臣太玉命、齋部惟爾二神、亦同侍殿內、善爲防護、ネガハクヘイラシ

と詔り給ひしも、單に寶鏡を以て、皇祖大神の御魂として、皇御孫命と、殿を共にし床を同じうして、齋き祭れと仰せられしのみならず、今日まで高天原に在りて、日々その御教を受け給ひしが如く、今より葦原の中つ國に降りて、政

寶鏡齋祀の意義



上古に於ては神物官物と相分るゝこと無し

を行ひ給はむにも、その神意を承り持ちて、國家を治め給へと、教へ諭し給ひしものなり。故に寶鏡に副へ降し給ひし、思金命に對する神教も、天照皇大神の御靈寶鏡の、天下の萬事を思ほし計らひ給ふ御政前事とは即ち是を云ふを取り持ちて、國政を輔け奉れとあり。又書紀一書に見る所も是に同じく、兒屋、太玉二神も、大御神と皇御孫命との、共殿同床して坐す殿内に侍りて、大御神を齋ひ祭ると共に、國家の政をも輔け奉れとなり。故に、當時は祭祀の官即ち政務官にして、中臣、齋部の二氏、祭祀を司りて國政を輔け奉りしこと、恰も後世の左右大臣に似たり。神武天皇都を大和の橿原に奠めて、皇業を恢廓し給ひし時、また天兒屋命の孫天種子命、天太玉命の孫天富命、専ら祭祀の事を掌りて、國政を輔け給ひしこと、皇祖大神の御教の如し。然れば、當時に在りては、供神の調度も、天皇に供進の調度も、一にして二途あること無ければ、經濟上に於ても、亦神物官物相分るゝこと無かりき。即ち

古語拾遺 當此之時、神帝之與神、其際未遠、同殿共床、以此爲常、故神物官物、亦未分別、宮內立藏、號曰齋藏。

とあるは、是を云へるなり。而して、神代以來、君神一體に坐して、事ある時は即ち神を祭り、神教を請ひて之を決し、毫も其間に私意を加へ給ふこと無かりしを、事實の上に證明せむに、伊弉諾伊弉冊二神、初めて磯敷盧島に降りて、之を國中の御柱として、左右より之を巡り給ひしに、女神先づ言舉して不祥なりしかば、天神の教を請ひ、改め巡りて、國土經營の大業を成し給ひ、皇孫命は、皇天二祖の神教を奉じ、葦原中國に降りて、萬世不易の皇基を定め給ひ、神武天皇は、東征して皇業を恢め給ふに當り、至る所に天神地祇を祭りて、遂に強虜を征服し給ひ、神八井耳命は、自ら忌人と爲り、神祇を奉典りて、天皇を輔け奉り、崇神天皇は、國步艱難の時に當りて、自ら神淺茅原に幸し、神祇を敬祭して、國家の泰平を致し給ひ、神功神后は、自ら神主と爲りて、神教を請ひ、遂に三韓を征して、皇威を海外に輝し給ひしが如き、皆祭政一致にして、神意の隨に國家の大事を決行し給ひしなり。而して、此の如く鞏固なる神人合一、祭政一致の政體を爲し、原由を釋ぬるに、前にもいへるが如く、我邦の神祇は、素より思索的假定の神に非ずして、皇祖皇宗の神に坐さざれば、氏族の祖



先、若くは國家に功勞ある神に坐して、其現世界に坐す間は、國家の建設者と爲り、經營者と爲り、輔翼者と爲り、現身の神遊り坐し、後は、其神靈永く顯國に留りて、國家民族の守護神と爲り給ふが故に、一朝國家に事ある時は、必ず其擁護を求むるは、自然の理なり。故に、此後世態の變遷と共に、祭政一致の政體變じて、種々の形式を爲すことありとも、神人合一の大精神に至りては、毫も變易すること無く、大正の今日と雖も、皇室又は國家に重大の事ある時は、必ず之を神祇に奉告し、其擁護を請ひ、神人相頼り相助けて、以て光輝ある祖先の建設し給ひし國家の繁榮を祈求す。是我邦も世界各國と同じく、祭政一致に因りて政治の端を發すと雖も、其神祇の實質、他列國に異なり、他國に在りては、政體の變遷に連れて、神の實質に變化を及ぼし、初は國家的民族的なりし神も、終には國家民族と、何等の交渉無きものとなるに反し、我邦の神祇は、國體の萬古不易なると共に、永久に其實質に變易なく、皇室及び國家民族と、終始し給ふが故なり。

神人合一の大精神は今日と雖も變易せず

## 第二項 祭政の分離と神社管掌の

### 職官

祭政分離の歴史  
君臣相分るる端を發する  
神物官物分る

上古祭政一致の世は、君神一體に坐して、祭事即ち政事なりしが故に、神祇の爲に、別に制度を設くる必要無かりしが、崇神天皇六年、神威を畏みて、皇祖大神を殿外に遷し祀り給ひしより、先づ君神相分れ給ふ端を發し、垂仁天皇の朝に、物部十千根を以て大連と爲し、成務天皇の朝に、武内宿禰を以て大臣と爲し給ひしより、この二職、専ら文武の庶政を統理して、國政を輔け奉りて、自ら政務官と祭官との別を生じ、又三韓征服以後、其貢獻する金銀珠玉の類夥多にして、從來の齋藏のみにては、收納すること能はざりしを以て、履中天皇の朝に至り、別に内藏を建て、之を收藏せらる。即ち

古語拾遺 至於後磐余稚櫻朝、履三韓貢獻奕世無絕齋藏之傍更建内藏、分收官物、

と見えて、この頃より、經濟上に於ても、亦神物官物相分るゝに至りき。然れ



神祇伯

ば、當時既に神祇を祭祀する爲に、特別の官銜を設置せられけむ、日本書紀繼體天皇元年二月條に、大伴大連奏請曰略中請立手白香皇女納爲皇后遣神祇伯等敬祭神祇求天皇息とあり。これ祭祀を掌る職官の書史に見えたる初なり。又欽明天皇十六年二月條に、天皇命神祇伯敬受策於神祇と見ゆ。但し、當時神祇伯の名稱あること、他に明徴無ければ、先哲の説、多く其官名は書紀編纂者の追記なるべしと云へども、とにかく、政務官の外に、祭祀の事を掌る職官を置かれたることは明なり。尋いで、古語拾遺に、至于難波長柄豐前朝孝白鳳四年、以小華下諱齋部首作賀斯拜神官頭伯也神祇令掌叙王族宮内禮儀婚姻卜筮事夏冬二季御卜之式始起此時と云へれば、當時祭祀の事を掌る官吏を、神官頭と云へること明なれど、その管掌事項は、獨り神祇の祭祀のみならず、宮内の禮儀、婚姻等をも掌りしこと知るべし。斯くて、日本書紀持統天皇三年八月條に至り、百官會集於神祇官同五年十一月戊辰改作辛卯條に、大嘗神祇伯中臣朝臣大島讀天神壽詞、丁酉饗神祇官長上以下、至神部等及供奉播磨國因幡國郡司以下、至百姓男女并賜絹等各有差同六年九月條

神官頭

神祇官を置

令制神祇官は百官の上位たり

見たり同八年三月丙午、賜神祇官頭至祝部等一百六十四人、純布各有差など見えたれば、其後専ら祭祀の事を掌る官銜を置かれて、之を神祇官と云ひ、其長官を神祇伯とも、神祇頭とも云ひき。蓋し是より先、孝德天皇大化元年、革新の詔を下し、上古の族制政治を改めて、郡縣の制を布き給ひしより、唐制に倣うて、律令の制定に力を盡し給ひ、天智天皇に至りて、略その事成りたるを、謂令是なり江天武天皇に及びて、更に之を刪定し、持統天皇三年に至り、諸司に令一部二十二卷を班ち賜ふ。日本書紀弘仁格序藤原鎌足公傳然れば、祭祀の官も、天智、天武二朝の間に、その官銜の名稱を神祇官と定められたるを、其長官は、前後改削の間に、或は神祇伯とも、神祇頭とも云へるなるべし。この後、大寶令を制定せらるゝに及びて、中央政府の組織は、二官八省より成り、官に神祇、太政の二あり、省に中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省あり。特に神祇官を以て、太政官の上に置かる。これ職原抄上に、以當官置諸官之上、是神國之風儀重ス天神地祇故也と云へるが如き趣旨にして、當時撰修の令制は、すべて隋唐の制度を模せられしものなれど、神祇を祭祀する一事のみは、施政の大本な



神祇官制

神祇官の廳

幕府時代と神祇の職

るが故に、神祇官を以て、特に大政を統理する太政官の上に置かれたるなり。而して、神祇官は、其長官を伯相從と云ひ、其下に大副一人相當、少副一人相當、大祐一人從、少祐一人從、大史一人正、少史一人相當、等あり、伯の職掌は、掌神、祇、祭祀、祝部、神戶、名籍、大嘗、鎮魂、御巫、卜、兆、總判官事カクシヨウとあり。その官衙の位置は、宮城郁芳門内の南掖に在り、分ちて東西二院と爲す。西院、又齋院に作る。その構内に、八神殿、正廳、南廳、西廳、東舍、齋部殿、御幣殿及び高藏等あり。正廳北、曹司とも神祇官は、祈年、月次、神嘗、新嘗及び祈年穀等の諸祭に、諸司皆此に來りて事を行ふ。南廳又南舍、南屋は、祈年、月次の兩祭に、辨官并に諸司六位以下、此に於て事を行ふ。西廳西舍、西屋又柏は、神饌調進の殿舎なり。東舍は、一に外記舎と稱し、祈年、月次の兩祭に、外記の座を此に設く。齋部殿又刀は、御巫の宿所なり。東院の構内に、亦、正廳、東廳、南舍、大炊殿等あり。伯以下の事務は、此院内にて行ふ。令義解大内裏考證 王朝の盛時、神祇祭祀の道を以て、政治の大本と爲し給ひし狀況、想ひ見るべし。然るに、朝綱弛廢し、武家起りて、政權を執るに及び、神祇官も他の諸官衙と共に、漸次實權を失ひ、鎌倉幕府は、建

神祇官代  
維新以後の沿革

久五年五月、梶原景時をして寺社の訴訟を裁斷せしめ、永仁元年に至りて、鎌倉及び六波羅に、寺社奉行各一人を置き、諸國の寺院、及び神社一切の事を沙汰せしめ、足利氏に至りても、なほ其名稱を存し、後之を社家奉行とも稱せしが、徳川氏に至りて、亦寺社奉行と稱し、神官僧侶の進退、祭祀、法會、寺社の領地、及びその訴訟を審理することを掌れり。東鑑、新編式目追、然れば、朝廷に於ける神祇官は、四時の祭祀を掌るのみとなりしが、是すら、中古以來は、用途缺乏の爲に、行はれぬ勝ちとなり、遂には官衙の門墻傾壞して、僅に幄舎を設けて、應舎に代ふる有様となり、應仁亂後は、其の所在地すら知る可からざるに至り、已むを得ず、吉田卜部氏の齋場所を以て、神祇官代と爲すに至りき。伯家部類、神祇雜々記、王政復古の際に及び、明治元年正月、行政官中に神祇科を置き、二月、神祇事務局を建て、四月廿一日改めて神祇官と稱し、二年七月、行政官より分れて獨立し、四年八月、神祇省となり、祭祀、諸社、諸陵、宣教に関する事を掌りしが、五年三月に至り、之を廢して、教部省を置き、従前神祇省にて管掌せし祭事、祀典は、之を宮内省式部寮に移し、教部省は、専ら宣教の事を掌れ



明治十八年  
の改革

り。明治十八年官制改革に際し、兩者の事務を内務省に移し、社寺局を置き、之を掌らしめしが、神祇を祭祀するは、宗教と異なるを以て、寺院及び他の宗教と等しく、同一官廳に於てその事務を取扱はしむるは、祭祀と宗教とを混同する嫌ひありと爲し、明治卅三年、社寺局を神社、宗教の二局に分ち、社寺局は専ら神祇祭祀の事を、宗教局は宗教を掌る事と爲りぬ。宗教局は後に文部省に移す。

### 第三項 神社に関する法令の制定

令制以前

祭政一致、君神同體の制、漸く變ずるに及び、崇神天皇七年十一月、新に天<sup>アマツヒコ</sup>社國社及び神地<sup>カミツチ</sup>神戶<sup>カミコ</sup>の制を定めらる。これ神社の社格と其社領とを定められたる權輿にして、又神社の制度の書史に見えたる嚆矢なり、尋いで、同書垂仁天皇二十七年紀に、更定<sup>ミタビ</sup>神地神戶<sup>カミツチカミコ</sup>、以<sup>ヨリ</sup>時<sup>トキ</sup>祠<sup>ミヤ</sup>之<sup>ノ</sup>と見えれば、前に定められたる神地神戶を改定し、恆例臨時に、祭禮を行はるゝ規定をも設けられたりと見ゆれど、其詳なる事は知る可からず。又上に引ける古語拾遺に、孝徳天皇御世に、夏冬二季御卜の式、始めてこの時に起ると見えれば、漸次祭祀の儀式

令制

延喜式

の定れるを知るべし。近江令の制定に及び、各種の制度と共に、神祇に関する規定も、大に整ひしならむと想はるれど、本令は逸して、後に傳はらざるが故に、是亦その詳なることを知る可からず。而して、律令制定の業、一旦、天武天皇御世に畢りしが、文武天皇四年、再び律令撰定の命を下し給ひ、翌大寶元年八月に至りて、其事成れるを、元正天皇養老二年、復之を刊修せしめて、令律各十卷と爲す。その令は即ち今世に傳はれる大寶令にして、續日本書紀弘仁格序天長三年官符其卷の第二は神祇令なり。擧ぐる所凡十二條、令義解今本作恆例臨時の祭祀より、幣帛、勅使、齋戒、神戶の調庸田租の處分に至るまで、其大綱を擧げ示したり。又第三章第二項に引ける法曹至要抄に據るに、當時の撰定にかゝる賊盜律に、大社を毀損する者は遠流に、中社を毀損する者は徒二年に、小社を毀損する者は杖一百に處せられしこと知らる。然るに、令は政治の大綱にして、之を實地に運用するには、なほ詳細の規定を要するが故に、歴世式文の制定あり。弘仁、貞觀、延喜の式等是なり。前二式は今逸して傳らず、延喜式獨り世に存す。本書は、延喜五年、藤原時平等に勅して撰定せしめられ



しものにて、五十卷に分ち、第一卷より第十卷に至る迄、悉く神祇の事を記せり。即ち卷第一、第二は四時祭、卷第三は臨時祭、卷第四は伊勢太神宮、卷第五は齋宮寮、卷第六は齋院司、卷第七は踐祚大嘗祭、卷第八は祝詞、卷第九、第十は神名帳にして、神祇の祭祀に関する事項、大小悉く備はり、大寶令と相俟ちて、永世の規範たり。源頼朝覇府を鎌倉に開くに及び、元暦元年二月、朝務に關して、其意見を上奏し、神社に對しては、恆例の神事は、式目を守りて懈怠無く執行し、神領の武家の爲に押領せられたるものを恢復し、社殿の傾壊せるものは之を修造して、敬神の實を明にすべきを云ひ、第六章武家の敬神條參照 貞永元年、御成敗式目を定むるに當り、その第一條に、

武家の法制

御成敗式目

一可修理神社專祭祀事、

右神者依人之敬増威人者依神之德添運然則恆例之祭祀不致陵夷如在之禮奠莫令怠慢因茲於關東御分國々並庄園者地頭神主等各存其趣可致精誠也兼又至有封社者任代々符小破之時且加修理若及大破令言上子細者隨其左右可有其沙汰矣

戦亂時代諸家の法

雄新後の法制

と掲げて、敬神の意を明にしたり。この後、戦亂相踵ぎ、武人おのゝ一地方に割據するに及びて、各自任意にその領内の政治を行ひしが故に、神社に關する法令にして、全國一般に行はれたりと見るべきもの稀なりと雖も、早雲寺殿北廿一箇條の最初に、一佛神を信じ申すべき事とあり、長曾我部元親百箇條の第一條に、一諸社、神事祭禮等、從先年如相定、不可有退轉事とあり、皆神祇の祭祀を重んずべき事を示して、政治の根本と爲せり。蓋し他の武家に於ても、凡そこの趣旨に違はざりしなるべし。徳川氏數百年の戦亂を戡定して、泰平の治を爲すに及び、諸般の制度と共に、神祇祭祀の事も、漸次恢復して、以て王政復古の時に至りしが、當時施政の方針は、實に其範を神武天皇、天業を恢廓して、萬世の基を開き給ひし時に取り給ひしを以て、明治元年、まづ天神地祇を南殿に祭りて、五事を誓約し、神祇官及び祭祀の廢絶したるを復興し、又新に祭祀の目を定め給ふものあり。特に中古以來、全國の神社は、世襲の神職の經營に屬して、殆ど箇人の私有の如きありさまなりしが故に、四年五月、大政官布告を以て、神社は國家の宗祀たることを明にし、世襲



國家宗祀の  
實擧る

の神職を廢し、人才を選びて之を補任し、官國幣社以下の社格を定め、恆例臨時の祭式次第、幣帛、神饌料供進の法を定め、經費支辨の道を講じ、神官神職の待遇法を定めらるゝ等、神祇祭祀の道、大に面目を改めしが、近時また皇室祭祀令、登極令等、各種の皇室令制定せられ、神社方面に於ても、神宮祭祀令、及び官國幣社以下神社祭祀令等表布せられ、愈、神社は國家の宗祀たる實を明にせられたり。

#### 第四項 神社の經費

上古の制

經濟は國政の基にして、經費の豊なると然らざるとは、事の成否を決すべき鍵鑰たり。是に於て、神社の經費は、古來如何なる方法に依りて支辨せられしかを研究する要あり。而して、上古、神宮と皇居と未だ相分れず、神物官物の差別無かりし世には、神社の經費を支辨する爲に、一定の方法を講ずる要無かりき。崇神天皇六年、神宮を皇居の外に移し、祭り給ふに及び、漸く神物官物相分るゝ端を發し、從つて神社の經費支辨の道を講ぜざるを得ず。こ

始めて神社  
維持の方法  
を講ず

國家的神社  
は其氏族經  
費の負擔に  
任す

れ翌七年十一月初めて天社國社を定むると共に、神地神戸を定めて、神社維持の方法を講じ給ふ所以なり。然るに、神社創立の由緒に二大別あり、一は皇室及び國民の大祖、國家守護の神、及び國家に功烈ある神等を祭るものにして、一は各氏族が、その祖神を祭るものなり。前者は、當然國家がその祭祀を奉すべきものにして、後者は本來各氏族の祭祀すべきものなり。崇神天皇御世に定めたまひし神地神戸は、如何なる神社に供進したまひしか、史籍の傳ふる所、簡にして詳ならずと雖も、蓋し、鎮祭の由緒、前者に屬するものにして、これを供進し、後者に屬する神社は、各氏族、その維持の方法を講ぜしなるべし。而してこれ等の氏族は、謂はゆる臣、連、國造、縣主等の八十伴緒にして、一定の官職即ち家業と、土地とを領有したる民族の集團なるが故に、その祖先の神を祭れる氏の社も、供神の結構豊富にして、後世の産土社を、その地の住民の維持するが如き、困難を感ぜざりしや明なり。かくて、當時、天社國社に供進し給ひし神地神戸は、垂仁天皇二十七年、更に之を改定し給ひ、また仲哀天皇九年四月、皇后息長帶姫尊筑紫に坐まし、神祇を祭りて、神田を定め、本



大化の改新に依りて氏族の勢衰ふ

國家的神社は用途豊富なり

氏族は氏族と共に衰ふ

紀書應神天皇御代、紀伊國丹生郡比賣神に、同國及び大和國の地千五百代を奉り、本紀履仲天皇五年、車持君筑紫に行きて、前に宗像神に寄せ給ひし、その部民を奪取りしを以て、車持君を罪して、部民を神社に還付し給ひ、顯宗天皇三年、山背國葛野郡歌荒椽田、及び大和國十市郡磐余田十四所を以て、高皇產靈神に奉り給ふ、書紀日本等、歷朝敬神の御趣旨と、神威の發顯と相俟ちて、漸次各地の神社に、神地神戶を増進せられしが、孝德天皇大化二年に至り、革新の政を布き、上古以來、各氏族の私有せし、土地人民を收公し、國造、縣主等が、世々地方の政治を執りしを廢して、國司、郡司を置き、任期を定めて國郡を治めしめ給ひしが故に、氏族の勢威大に衰へき。然れど、天社國社に供進せし神地神戶は、政治の改革に、直接の關係なきが故に、なほ從來の如く、之を神社の社領と爲し給ひしのみならず、諸國の大社中には、新に神郡を置き、以て供神の用途を豊富にして、敬神の實を示し給ひき。故に是等の神社は、毫も窮乏を訴ふること無かりきと雖も、氏族の祖神を祭れる神社は、氏族のその領有地を失ふと共に、漸次衰微の端を起しき。而して、從來神社に寄附せられし、神地神

令制と供御

神郡

戶の性質、及び神社との關係等明瞭ならざりしが、朝廷の令式を撰修せらるるに及び、神地神戶の性質、神社の之に對する權利關係、及び國家の之を供進せらるる目的等、漸く明瞭となるに至りき。即神地神戶は、令義解令に、凡、田、六年、辨○中、神田寺田、不在此限、謂此即不稅田也、縱有崩、とある如く、不稅田、輪、租田と即政府に租稅を貢進せざる田地にして、又一般の民田は、六年毎に班田の制ありと雖も、神田は永久の寄進なるが故に、收授の事無く、從つて田地の崩壞侵蝕すること有りと雖も、更に加授せらるることなし。又その租稅は、政府に貢進せざるものなるが故に、續日本書紀孝謙天皇天平寶字元年八月甲午の詔に、今年晚稻稍逢亢旱、宜免天下諸國田租之半、寺神之封、不在此例、と見ゆる如く、水旱蟲霜等に因りて、諸國の田租を免ぜらるることありと雖も、神田は此例に入らず。又神戶は神社に隸屬する封戶にして、政府に租調を納れざること、神田に同じく、その名籍は神祇官の管掌する所たり。又神郡は即ち神戶の大なるものにして、大化改新以後、初めて之を置かれ、一郡または數郡に涉るものありと雖も、その神社に隸屬して、不輸租地たることは



神戸に同じ。而して是等の神地神戸を神社に供進せらるゝ目的は、令義解令神祇に凡、神戸、調庸及田租者並充造神宮及供神調度、また延喜式臨時祭三凡諸國、神社、隨、破修理、但攝津國住吉、下總國香取、常陸國鹿島社正殿、廿年一度改造、其料、使用、神稅、如無神稅、即充正稅、また凡、神戸、調庸、充祭料、竝造神社、及供神調度、但田租貯爲神稅など見ゆる如く、神社をして自分の田租、若くは調庸を徴して、神社の祭祀造營及び神官の俸祿等の費用に充てしむるに在り。故に、神社は、國家より、神地神戸の租稅を收納する權利を與へられて、自由に之を處分するが故に、社寺の領地には、國衙使、又は守護地頭の、租稅徵收の爲に、その部内に立入る事無し。これ、社寺領に、守護不入地の稱ある所以也。而して、是等神地神戸より徵收せし神稅は、神社の如何なる費目に充てられしか、日本書紀天武天皇六年條に、天社地社神稅者、三分之一爲擬供、神二分給神主とあり。大寶令には、其費途の分割を明記せずと雖も、天武天皇の時を距ること遠からざるが故に、蓋し此規定と大差無かりしなるべし。かくて源賴朝政權を握るに及び、政體一變したりと雖も、敬神の風儀は、毫も衰ふること

幕政時代の  
始は供御豐  
なり

守護地頭の  
押領及半濟  
の法

織田氏以後  
の恢復

無かりしかば、神社の領地に對しては、悉く從前の慣例に従ひしのみならず、新に社領を寄附して、尊崇の意を明にし、祭祀の資を豊にすること尠からず。即ち元暦元年二月廿五日、朝務に關し、その意見を上申したる箇條中に、一諸社事、我朝、者神國也、往古、神領無、相違、其、外今度始、又各被、新加、歟と云へるが如し。然れども、當時武士の勢力、甚強盛なりしが故に、世を經、歳を重ねるに從ひ、社領は、漸次守護地頭の押領する所と爲り、加ふるに足利氏の時に及び、半濟の法行はれ、院、宮、社、寺、朝臣の所領より、其租稅の半額を幕府に輸さしめしを以て、神社もその收納の半を失ふもの多く、特に其季世に及びては、幕府の勢威大に衰へ、諸豪族の與奪兼併盛に行はれ、神社の所領も、有名無實となりしもの尠からず。織田信長出づるに及び、洛中洛外に令して、社寺領の侵犯を戒め、又新地と稱して社寺領を寄附せしが、豊臣秀吉、海内を平定するに及び、全國の檢地を行ひ、土地の制度を改定し、從來、守護不入地たりし社寺領にも之を及ぼし、境内以外の社領に對しては、新に石高を以て之を寄附したり。徳川氏時代に於ても、社寺の所領は皆之を繼續せしむると共に、幕府又は大



氏族制度破  
れて氏神氏  
子の關係案  
る

氏神は産土  
神と變ず

名より、新に社領を寄附するものあり、その境内附屬地には、諸役免除の特權を與へたりき。守護不入考、東京帝國大學文科大學紀要第一社寺領性質の研究 然れば、従前より所領を繼續したる神社、及び徳川氏、又は諸大名に、特殊の崇敬或は縁故ありて、新に所領を得たる神社は、供神の用途に缺くる所無かりしが、彼の氏族の祖神を祭祀して、其氏人の維持したる神社は、大化改新以後、氏族の衰微に伴ひ、衰廢の端を發し、爾後、氏族の制度有名無實の有様となり、加ふるに、氏人の移住戰亂等の結果、二三の雄姓豪族の外、氏人の本貫も明ならず、従つて氏神氏子の關係も詳ならざるに至り、大に此種の神社の衰微を來しき。然れども、上古以來、敬神の思想、人心に浸潤すること深く厚きが故に、是等氏族の氏神は、多く地方の産土神と變じ、其地の住民之を崇敬し、之が維持の爲に、共有の神田山林を設くる等、種々の方法を講じて之を維持し、四時の祭祀を絶つこと無かりしが、王政維新に至り、明治四年正月令して、社寺の所領を奉還せしめ、神宮に對しては、政府より年々一定の金額を供進し、社入金と合せて、祭祀其他一般の經費を支辨せしめられしが、現今は年額金十萬圓宛を供進して、諸般の

維新當時の  
社領上地

官國幣社以  
下の經費

神饌幣帛料  
供進

經費に充てしむ。而して、一般神社に對しては、四年七月、神社の録制を定むると共に、境内地と雖も、本社及び建物等、現今の地景に依る外、悉く之を上地せしめられたるが故に、一般社寺の困難を感ずる事甚し。同八年六月地租改正に際し、更に社寺境内外區畫取調規則を發布し、社寺の境内は、祭典法要に必要の區域を以て、新境内と爲し、以外は悉く上地せしむ。四年五月、官國幣社以下府縣郷社の社格を定め、官社の經費は大藏省より、國幣社は祈年の幣帛、官祭の費用等は、大藏省より、營繕及び式年造營費は、地方廳の意見に任せ、或は從來の慣例に依らしめしが、七年五月、國幣社の經費は、總べて官費を以て支給せられ、二十年三月、是等の制度を廢し、同年度より十五年間、年々一定の金額を配付し、一部分を經常費に充つると共に、一部分を蓄積して、永遠保存の資金たらしめ、二十三年、更に年限を増して、三十箇年と爲し、三十九年四月に至り、帝國議會の協賛を経て、保存費の制度を廢し、永遠一定の金額を供進して、其經費に充てられしより、爾後、官國幣社は、永遠に涉り維持の困難を訴ふることに無きに至りぬ。府縣社以下に至りては、明治三十九年、勅令第九十六號を以て、府縣は府縣社、郡又は市は郷社、市又は町村は村社に、神饌幣



帛料を供進することを得る件を定められ、地方長官は、之を供進する神社を指定して、例祭に當りて幣帛神饌料を供進したりしが、大正二年十一月、内務省令第十五號に依り、祈年、新嘗兩祭にも、幣帛神饌料を供進する事を得ることとなし、且明治四十五年、神社局通牒に依り、神饌幣帛料を供進する公共團體は、之を供進せらるゝ神社に對し、知事若くは郡長の許可を得て、經費の補助を爲すことを得と定められたり。

### 第五項 神社の造替修理

上古の神社は、神籬、磐境の制を用ゐるもの多かりしと雖も、又初より社殿を設くるものも尠からず。特に、後世に至りては、社殿を設くるを普通と爲すが故に、造替修理は、神務の重要事項なり。日本書紀齊明天皇五年七月條に、命出雲國造修嚴神之宮、また天武天皇十年正月條に、詔畿内及諸國修理天社國社、神宮など見えたるは、如何なる方法を以て、修理の費用を辨ぜしめ給ひしか詳ならずと雖も、蓋し崇神天皇朝に、天社國社と定め給ひし神社は、國家

建造修理は重要なる神務なり

特殊の神社は年限を定めて造替を行ふ

の經費を以て造替修理せしめ、氏族の祖神を祭祀する神社は、一般經費と等しく、氏族の負擔に歸せしものなるべし。令制時代に至り、神田封戸を有する神社は、上節に引く神祇令の如く、其田租又は神戸の調庸を以て之を支辨したりしが、特殊の神社には、特に年限を定めて造替を行はしむ。即ち皇太神宮及び豐受大神宮儀式帳に、常限、廿箇年、一度新宮遷奉とあり。又延喜式卷四太に、凡、太神宮、廿年一度造替、正殿寶殿及外幣殿、度會宮、及別宮、餘社、皆操神宮、凡、太神宮、年限滿、應修造者、遣使、造神殿之年限、准之、其使、供給、充用、神稅、丁匠、役、封戸、人夫、糧食、使用、神稅、若神稅不足、用正稅、自餘、諸社、宮司修理と見え、太神宮諸雜事記に、廿年造替の制、天武天皇朝に創まると見ゆ。又住吉、香取、鹿島三社も、二十年一度造替の制を立て、その用途は太神宮と同じく、先づ神稅田租を用ゐ、若し足らざる時は、正稅國費に充を用ゐることを許さるゝこと、前節に引ける式文の如し。この後字佐宮三十年、春日社、二然るに、是等神地神戸を有する神社は、修理造替共に、甚しき困難を感ぜずと雖も、無封の神社に至りては、其事容易の業にあらず。而して、當時の制、該神社



の禰宜祝をして、その事に當らしむ。即ち左の如し。

類聚三代格 一太政官符

應無封神社令禰宜祝等修理事

右有封之社、應令神戸百姓修理之狀、下知已訖、至于件社、未有處分、今被大納言正三位藤原朝臣園人宣備奉勅、宜仰諸國、自今以後、令件等人、永加修造、每有ル小破、隨即修之、不得延怠、令致大破、國司每年屢加巡檢、禰宜祝等不勤修理、令致破損者、並從解却、其有位者、即追位記、白丁者、決杖一百、國司不存檢校、有致破壞者、遷替之日、拘其解由、但遭風火非常等損、難輒修造者、言上聽裁、

弘仁三年五月三日

督勵頗る峻  
嚴なり

と見えて、小破に隨て修理し、若し怠る者あれば、禰宜祝の見任を解却し、或は刑罰を科し、國司の巡檢を加へざる者は、遷替の時、其解由狀を抑留する等、法規の定むる所、頗る峻嚴なり。是れ無封の小社と雖も、皆國家の宗祀にして、其修理造替は、一日も緩うす可からざるものあり、且神社の神官は、多く祭神の子孫、又は之に特殊の縁故ある者を採用せられしと共に、無封の神社は多

他の神封を  
割きて修造  
せしむ

王朝の末期  
成功を募る

く氏族の祖神を祀りしものなるべく思はるゝこと、既に云ふが如くなれば、之に奉仕する禰宜祝は、その氏人と共に、永世神社を維持する義務あるものなれば、此の如き規定を設けられしなるべし。然れど、神社の修理は多大の經費を要し、之を禰宜祝部等が負擔と爲すは、頗る過重の嫌あり、従つてこの命令も十分に行はれざりしと見え、此後、屢命を五畿七道の國司に下して、部内の神社の修理を督勵せられ、遂には、有封の大社の祭神と、無封の小社の祭神と、本枝の關係ある神社は、有封の神社の封戸を割きて、無封の小社を修理せしめ、類聚三代格貞觀或は十年を以て修理期と爲し、大破は官之を修理し、其間の小破は禰宜祝をして修理せしむる等、種々の方法を講せられしが、王朝の末期に至りては、法規の弛緩と共に、是等の命令も亦行はれず、長保元年七月太政官符に、或指枯木之下、稱社、或排荒野之中、稱祠、の語あるに至れり。新抄格然れば、伊勢大神宮、賀茂御祖神社の如き大社に至るまで、成功を募り、造替修理を命ぜらるゝ有様となりしが、長秋記中鎌倉幕府の時に至り、頻りに令を下して諸國神社の修理を命じ、既に本章第三項に掲げたる如く、御



弘安中神社の創立を禁す

足利時代も神社修造を怠らす

戦國時代の類廢

成敗式目第一條に、諸國の地頭神主に命じて、有封の社は小破の時修理を加へ、若し大破に及ばば、子細を言上して、幕府の沙汰を待つべき由を命じ、其修理すべき神社の關東に在るものは、幕府自ら其費用を辨じ、以外の諸國に在るものは、神社所在の國又は附近數國の國役として、其用途を課出せしめ、鏡御成敗式目帝王又弘安七年五月、新に神社を創立することを禁じ、専ら舊來の社寺に修理を加ふ可き旨を達したり。式目新御蓋し現在の社寺を修理する、既に容易ならざるに、更に衆庶一時の歸向に依りて、漸次これを増建する時は、益その維持に苦むが故なり。足利氏の時代に於ても、神社修造の事は、毫も之を怠らす、造營總奉行を置きて、其事を擔任せしめ、鎌倉時代にも造營奉行の名ありと雖も、未だ定れる名目石清水、加茂等の造營には、三管領四職の内を以て之に任じ、遠國の神社には、當國の守護を以て之に充て、武家名目抄其費用は、前代と同じく國役として課出せしめき。然れど、其季世に至りては、是等の規定皆行はれず、或は、所々に關所を設けてその通行料を徴し、或は、廣く世上に寄附金を募りて、社寺の修造料に充つるものあるに至れり。新編相模・織田豊臣二氏を經風土記

徳川氏に至り復舊す

修造請願の増加と幕府當局者

て、徳川氏に至り、諸國神社の所領、漸く復舊し、又新に之を寄附せらるゝものあり、是等は各その社領の收納を以て、修造の費に充て、尙その費用の莫大にして、神社の負擔に堪へざるもの、又は從來國家の負擔に屬したる造營は、幕府自ら之を經營し、若くは之に補助を與へき。即ち伊勢大神宮、式年御造營は、慶長十四年以來、嘉永二年に至るまで、數回之を行ひ、男山八幡宮、加茂御祖神社、その他特別の由緒ある神社の造營、また之に同じ。徳川實記、京都御役所大槪覽書然れば、諸國の大名も、其藩内に於ける大社には、幕府の例に倣うて、造營若くは費用の補助を爲し、が諸國の社寺の、造替若くは修繕を請ふもの、年と共に増加するに及び、享保十二年、幕府は左の方針を立て、社寺の修造を行ひき。

寺社奉行留書六

寺社奉行江

寺社御修復之儀、享保十一年申渡候通、彌可被<sub>レ</sub>相心得事、

古跡之重キ寺社、又ハ各別由緒有之候處、寺社領も少く、且方氏子等之助力

も無之處者、御手不被<sub>レ</sub>附候而者、退轉可有之候條、御修復金可被<sub>レ</sub>下候、有來ル



通リ、不<sub>レ</sub>殘<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>修復<sub>テ</sub>候而も、可<sub>キ</sub>相濟<sub>ス</sub>所ハ、省略致シ、修補候様可<sub>レ</sub>被<sub>ル</sub>相心得事、

京六孫王社、梅宮、江戸穴八幡之類候事、

右寺社領茂相應ニ被<sub>レ</sub>付置<sub>カ</sub>其上世間之助力も有<sub>カ</sub>之、かなりに修覆可<sub>キ</sub>相務<sub>ス</sub>所者、自力を以<sub>テ</sub>修補候様ニ、申聞<sub>キ</sub>置<sub>キ</sub>取掛候節、輕ク御金可<sub>レ</sub>被<sub>ル</sub>下候事、

武州六所明神、淺草觀音堂之類候事、

三月十<sub>〇</sub>享保<sub>二</sub>年<sub>一</sub>

明治維新後の状態

然るに、幕府の補助を請ふ社寺、年を追うて益増加するに依り、安永六年、遠國社寺の修復料として、一年間に支出する定額を定め、其以内に於て之を補助し、天明集 成他は世上の寄附、その他の方法に依らしめき。明治維新以後、伊勢大神宮は、内務省に造神宮使を置き、二十年毎に之を造替し、その費用は國庫支辨と爲す。又明治四年七月、官幣社の造營及び營繕費は、總べて大藏省より支出し、國幣社は地方廳の意見に任せ、或は從來の慣例に依らしめしが、明治十年内務省達を以て、官國幣社官營私營の別を指定し、官營箇所は經費金を以て、私營箇所は社入金金を以て修理せしめ、明治廿年經費金の支出を廢

して、新に保存金を下附せらるゝに及び、其配付金額の十分の五を、經費及び經常營繕費とし、三分五厘を永遠資本金とし、一分五厘を各社共通非常臨時の營繕費と爲す。明治廿三年内務省訓令七八〇號三十九年保存金制を改めて、永遠國庫より經費を供進するに及び、毎年度收入の供進金、及び社入金の一分五厘以上は、營繕費に充てしめ、明治四十年内務省令第又その造替に當りては、國庫より相當の補助を與ふれども、府縣社以下の修理造替に當りては、氏子の任意にその費用を據出する外、いまだ何等の規定を見ざるは、頗る遺憾とする處なり。

### 第六項 神官神職

神明に奉仕し、祭祀祈禱に従事し、殿舎及び宮域の修理洒掃を勤むる職官の稱號は、祭主、國造、宮司、禰宜、祝、預、社務、神主など、神社及び時代に依りて其名稱を異にし、その員數の如きも、社務の繁閑に依りて異同あり。又女子にして神明に奉仕する者あり、伊勢大神宮の子良、母良、松尾神社の齋子、加茂神社の

神官の名稱及び時代によりて同じからず



現今の制

神官神職の別

上代に於ける職務

神職職制の嚆矢

忌子の如きは是なり。明治以後神官神職の名稱初めて定め、現今の制、伊勢神宮に祭主、大宮司、少宮司、各一員、禰宜十員、權禰宜二十員、宮掌四十員を置き、官幣社に宮司、禰宜各一員、主典二人以内、熱田、出雲、兩社には、特に權宮司一員、禰主典一人を置く。府縣郷社に社司一員、社掌若干員、村社に社掌一員を置き、神宮職員は之を神官と稱し、官幣社以下の職員を神職と云へり。明治二十九年勅令三七七號、神宮司職官制、明治三十三年勅令第三七六號、明治三十二年勅令二七號、官幣社職制、同年內務省令第一號、明治二十七年勅令二二號、府縣社以下神社の件、而して、神職の職掌は、古來特に其職制を定められたること無かりしが故に、具體的に之を知ること能はずと雖も、官幣社の神職に在りては、年内四度の祭祀新年祭、兩月、新嘗祭、三月、神祇官に到りて幣帛を受け、還りて各其神社に於て祭祀を行ひ、令義類神社の破損を修理し、類聚三宮域を洒掃して汚穢無からしめ、格大内家壁書三代及び社頭に宿直して、非違を警戒する等皇大神宮儀式帳、類聚大補を重なる職務と爲す。後寛文五年七月、徳川幕府任、源平盛衰記、當宮縁事抄を定めて布告したるもの、實に神職々制の嚆矢と爲す。その條目左の如し。

御當家令條五

- 一 諸社之禰宜、神主等、專學神祇道、所其敬之神體、彌可存知之、有來神事祭禮、可勤之、向後於令怠慢者、可取放神職事、
  - 一 社家位階、從前々以傳奏、遂昇進輩者、彌可爲其通事、
  - 一 無位之社人、可著白張、其外之裝束者、以吉田之許狀可着之、
  - 一 神領一切不可賣買事、
  - 一 附不可入于質物事、
  - 一 神社小破之時、其相應常可加修理事、
  - 一 附神社無懈怠掃除可申付事、
- 右之條々可堅守之、若違犯之輩、於有之者、隨科之輕重、可沙汰者也、
- 寛文五年七月

現時の職務規定

是より、初めて神職の職制具はれり。現今の制、神宮に於ては、祭主は大御手代として祭事を管理し、大宮司は祭主の命を承けて祭祀に奉仕し、又所部の職員を統督して、應中の事務を管理し、少宮司以下各上司の命を承けて、祭祀



及び廳中の庶務に従事す。明治三十七九年勅令第三七一號 官國幣社に在りては、宮司は内務大臣及び地方官の指揮監督を受け、國家の宗祀に奉仕し、祭儀を司り庶務を管理す。權宮司以下亦上司の命を受けて、祭儀及び庶務に従事す。明治三十五年勅令第七號 府縣社以下の神社に在りては、社司は社掌を指揮して神明に奉仕し、祭祀を掌り庶務を管理す。明治二十七年勅令二十二號 又大正二年四月、内務省令第九號を以て、官國幣社神職奉務規則を定められ、其第一條に、神職ハ國家ノ禮典ニ則リ、國家ノ宗祀ニ從フ可キ職司ナルヲ以テ、平素國典ヲ修メ、國體ヲ辨ジ、操行ヲ正シクシテ、其本務ヲ盡スベシ。また第二條に、祭祀ハ國家彝倫ノ標準タルヲ以テ、齋肅恭敬ヲ旨トシ、報本反始ノ誠意ヲ表スベシとあり。以て神職の職務の、國體と國家の道德とに、深厚なる關係あるものなることを知るべし。神職の任用法に關する古來の慣例は、(一)祭神の子孫、(二)祭神に特殊の緣故ある者、(三)大化革新以後、從前の國造を以て之に任せられたる者等あり。祭神の子孫を以て神職と爲すは、崇神天皇七年、神託に依り、大田々根子命を以て、大物主神を祭る神主と爲し給へり。此命は大物主神七世孫

神職任用に關する古來の慣例

令制時代の任用法

に當れり。舊事紀大第三 輪領座次第 又春日、平野、梅宮等氏族の氏神には、氏の長者、その神職を補任す。これ上古是等の神社は、皆其祭神の子孫、直接に神社に奉仕したるが故なり。又祭神に特殊の緣故を有する者の子孫を選任せらるゝは、出雲大社の神職は、その創立の初め、天穗日命を以て奉仕せしめられし以來、その子孫永く之に奉仕し、伊勢神宮に於ける荒木田、度會二氏の如き、また祭神に特殊の由緒ありて、累世奉仕したるものなり。又大化革新以前の國造は、一國を總管する地方官なりしが、改新の後、新に國郡に國司郡司を補任せられ、國造は制度上廢絶に歸し、たゞ家門の尊卑を別つ稱號と爲り、名門の後裔として、國內に於ける神事を掌れり。日本書紀類聚三代格 然るに、是等特殊の緣故ある者、若くは國造の奉仕する者も、其數限ありて、一般に行はれ難きが故に、職員令神祇伯職掌條の義解に、其祝者國司於神戶中、簡定、即申、大政官若無戶人者、通取、庶人也と見えて、一般神社には、神社の封戸中より選定し、若し其人無ければ、庶人を採用する事を許されしが、貞觀七年、五畿七道の諸神社の祝部に、白丁を補する事を停め、八位已上及び年六十以上の人を以て之に充て、



幕府時代は世襲なり

現時の任用法

上古神職の補任は嚴重なる儀式を経たり

三代 其任期も、従前は一任終身なりしが、延暦十七年、任期を定めて六年と爲し、類聚 三 其遷替の日は、國司に准じて解由を與へられき。日本後紀 然れど、この制永く行はれず、鎌倉時代より江戸時代を通じて、神職は世襲の姿なりしが、明治四年五月、大政官布告を以て、神社は國家の宗祀にして、一人一家の私す可きものに非ざるを以て、伊勢神宮以下、諸社の世襲の神職を廢し、新に適當の人材を精選補任すべき旨を達せられ、爾後、幾多の變遷を経、現今は明治三十五年勅令第二八號を以て、官國幣社及神宮神部署神職任用令、同年内務省令第四號を以て、府縣社以下、神社神職任用規則を定めて、人材を登用せらる。又神職の補任は、崇神天皇御世に、大田々根子を以て大物主神を祭る神主と爲し、市磯長尾市を倭大國魂神を祭る神主と爲し、仲哀天皇御世に、伊賀彦を以て、大倉主神、菟夫羅媛神を祭る祝と爲し、日本書紀 仁德天皇御世に、市川臣を以て、布都奴斯神社の神主と爲し、新撰姓 給ひし類は、皆勅旨に依りて補任せられ、又出雲國造、紀國造等の補任は、別に一定の儀式ありて、極めて嚴重なるものありき。儀式 卷十 政權武家に遷りて以後は、政令二途に出でしが故に、

鎌倉時代は朝廷より或は武家より補任せり

吉田白川二家と神職の補任

神職の官等位階

諸國の神職も、或は朝廷より補任せらるゝあり、或は武家より補任せらるゝありて、出雲國造の如きも、武家より補任せらるゝに至れり。西行雜錄 足利氏の季世に至り、戰亂相踵ぎ、政令行はれざりし結果、諸國に勢力を有する大社の神職は、小社微力の神職に對し、私に祭服を着けて神事に從事する事を許すに至り、特に、古來神祇道を以て其家職と爲せる、白川吉田二氏は、其家門の聲望を利用して、盛に此許狀を授與して、諸國の神職を其門下と爲し、が、徳川時代に至り、諸國無位の社人は、吉田家の許狀を得、祭服を着けて神事に從事せしめ、又白川家に於ても古來より先例ある神職には、許狀を與ふる事を許し、御當家令條 爾來この裝束の許狀を受くるもの、即ち神職の補任狀と爲り、諸國の神職は、一代毎に此許狀を得て、幕末に至るまでその職を世襲し來りしが、明治維新に至り、世襲の神職を廢せられ、現今に於ては神宮祭主の親任官以下、各階級に依りて、その任補の手續を異にす。又神官神職は、官等位階を有す。延喜の制、神宮大宮司は正六位上、少宮司は正七位上の官、皇大神宮禰宜は從七位官に、豐受大神宮禰宜は從八位官に准じ、香取、鹿島、氣比等



の神宮司は従八位官に准じ、氣多神宮司は少初位官に准ず。延喜式類後世伊勢神宮の禰宜、加茂神社の祝、住吉神社の神主、日前國懸神社の國造等にして、三位又は二位に陞るものあり。公卿補任、二所、大神宮例文等明治四年五月、大政官布告を以て、神宮從來の叙爵總て廢止せられ、同時に、神宮祭主相當正三位より、宮掌相當從九位まで、官幣大社大宮司相當正六位より、主典相當正九位まで、官幣國幣中社宮司相當正七位より、主典從九位まで、官幣國幣小社宮司相當從七位より、權禰宜相當從九位迄に定め、其後種々の變遷を經、現今神宮祭主は親任官、大宮司は高等官二等若しくは三等、少宮司は三等若しくは四等、禰宜は五等乃至八等とし、權禰宜宮掌は判任官たり。又官幣神社宮司は奏任官、禰宜主典は判任官の待遇を受け、制規に依りて位階勳等を受く。又神職の俸祿は、上古の制詳に知り難しと雖も、天武天皇の時、神税の三分の二を神職に分ち給へると、既に云へるが如し。延喜の制、伊勢大神宮の大宮司は、國司の交替に准じ、初めて任に到る年、稻一千束を給し、毎年絹五十疋、米一百斛を賜ひ、若し權大宮司を置く時は、此絹米を割きて平均に之を給し、禰宜は四月六月、日別

米二升を給し、餘月物忌には、年中の食料として日別米八合を給せらる。又神職の官位相當ある者は、毎年春秋二季、二月、八月の季祿を賜ふ。例へば、正六位の相當官なる神宮大宮司は、一季の支給、フシキ綿三疋、綿三屯、布五端、テシキ蓋十五口、少初位相當官なる氣多神宮司は、フシキ綿一匹、綿一屯、布二端、テシキ蓋五口を賜はり、又大神宮の禰宜にして、五位を帶する者は、位祿を賜ふ。而して、是等の物は、皆神郡又は封戸の神税を以て給與せらるゝなり。又大神宮、鹿島、香取、春日、平野等の神職には、官物又は内藏寮物、又は神封物を以て齋服料の絹布を賜ひ、又祭典當日或は臨時に、祿物を賜ふことあり。延喜式鎌倉時代以後は、神領の内若干を割きて、神職の職祿と爲し、が明治五年二月、大政官第五十八號を以て、神宮祭主以下郷社祠掌に至るまで、神官給祿の定額を定め、府縣社祠掌上の給祿は、大藏省より支給し、郷社祠官以下村社祠掌に至るまでは、一郷氏子中に賦課して支給せられしが、六年府縣社以下神官に、俸給を支給することを廢し、現今に於ては、神宮官國幣社の神官神職は、俸給令の定あり、國庫供進金の内より、その官等に應じて、俸給を支給せらるると雖も、府縣社以下の神



職に對しては、地方に依り俸給令の定められたるものと、未だ然らざるものとあり。その俸給令の定められたるものと雖も、府縣若くは町村費を以て支給するに非ずして、氏子の協議費を以て支給せらるゝものとす。

## 第六章 敬神の風儀

### 第一項 歷朝敬神の事實

神祇を祭祀するは、理屈にあらずして信仰に屬す。而して、信仰は實行之に伴はざれば、一毫の價值なきものなり。既に第一章以下に於て、神祇及び神社の性質と、國家の之に對する取扱ひとを明にせしを以て、次に朝廷及び中古以來、政治の實權者たりし武家、併に國民が、實際如何なる程度に於て、敬神の實を行ひつゝあるかを明にせむとす。

歷朝敬神の御有様は禁秘抄に依りて窺ふことを得

皇室に於て、平素、誠虔の情を以て、神祇を祭祀し給ふ狀況は、順德院天皇の御撰に成れる禁秘抄に依りて詳にせらる。同書賢所の條に、凡禁中作法、先神事、後他事、且暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮并内侍所、方不爲御躡とあり。現今一月四日政治始に、先神宮の事を上奏せらるゝは、先神事後他事の故實を守らせ給ふなり。又恆例毎月次第の條に、早旦供御湯、○中次於手水間、大床子理御髮着御引直衣、次供御手水、次經朝餉、自清凉殿帳北着石灰壇、○中主



上正御心着御<sup>ニ</sup>向<sup>ル</sup>、神宮内侍所以下御祈請とあり。この事、陛下一日の御行事中、尤も重き事なるが故に、寛平御遺誠<sup>天皇</sup>○宇多に、朕聞、未且求衣之勤、毎日整服<sup>ヲ</sup>、盥嗽<sup>シテ</sup>拜神<sup>ス</sup>と記させ給ひ、後醍醐天皇御撰修の日中行事にも、石灰壇に出おはしまして御拜あり。辰巳に向ひて兩段兩拜、そのほか御心にまかすべしとあり。又禁秘抄神事次第に、二月四日祈年祭より、諸社の祭日を掲げて、御潔齋の制を記させ給ひ、臨時神事の條には、於東庭<sup>ニ</sup>有御拜、是同公卿勅使之時、伊勢遷宮等時、又隨<sup>テ</sup>叙慮<sup>ニ</sup>臨時御拜、或三日五日ナド皆有例、御物忌時敬神無憚、また宣命の條には、神社宣命<sup>ハ</sup>、御浴殿後臨<sup>ニ</sup>之、諸宣命只覽<sup>シ</sup>之、廢朝の條には、廢朝後、未<sup>ダ</sup>行政以前、神事之外、他事有議<sup>リ</sup>、多者不行也など見えたる、皆禁中の故實にして、國家の政務上より見るも、亦陛下日常の御動作上より見奉るも、神祇の祭祀を重んじて、假初にもこれを等閑に附し給はざりしこと知るべし。今之を御歴代の歴史に徴するに、神武天皇、皇軍を帥めて中州に入り、長髓彦と孔舍衛坂<sup>ニ</sup>に戦ひ給ひしに、皇軍利有らざりしかば、天皇詔し給はく、吾は日神の子孫として、日に向ひて戦ふこと良はず。故れ、暫し退きて、神祇を禮<sup>ス</sup>祭<sup>ル</sup>り、

神武天皇の敬神

陣中にて歴天地神祇を祭らせらる

綏靖天皇朝  
皇子自思人  
となる  
崇神天皇の  
敬神

背に日神の威靈を負ひて、御影の隨に歴躡みてむと宣り給ひて、皇軍を還し、更に其處より南方紀伊國に出で、處々の虜どもを討ち誅め給ひしに、賊軍また力を盡して拒ぎ戦ひしかば、處々に天神地祇を祭りて、その恩賴を請ひ、遂に中洲の地を平定し、己未の年三月、都を畝傍の橿原に定め給ひし時、皇天二祖の詔に従ひ、神籬を樹て、八柱神を齋ひ祭り給ひき。即ち神祇官八神殿の濫觴なり。四年二月詔して、朕諸の虜どもを疾く平げぬるは、我皇祖の御靈、高天原より覽そなはし坐して、朕を助け給ふ故にこそと詔り給ひて、靈時を鳥見<sup>ト</sup>、山中に立て、皇祖天神を祭り、以て孝敬を盡し給ひき。<sup>日本書紀、古事記、古語拾遺、延喜式</sup>綏靖天皇御世に、皇兄神八井耳命、自ら思人と爲り、祭祀の禮典を掌りて、天皇を輔け奉り、<sup>事記、古</sup>崇神天皇御世、國內に疾疫起り、人民困苦せしかば、天皇甚く畏み憂ひ、天神地祇に請ひ祈みて、災の因りて起る所以を卜ひ、神誨に隨ひて、大物主神、及び倭大國魂を敬祭し、又天社、國社及び神地、神戸を定め、宇陀墨坂神<sup>ニ</sup>、赤色の楯矛を祭り、大坂神に黒色の楯矛を祭り、又八十萬の神坂の神尾神、河の瀬神まで、悉く遺る所なく幣帛を奉りければ、疾疫始めて息み、國



垂仁天皇の敬神

内漸く謚シツまり、五穀豊熟して、百姓皆饒ひき。日本書紀 垂仁天皇の御世、皇子譽津別命に、曙立王を副へて、出雲大神を拜ましめに遣し、またその宮を改め造らしめ、二十五年春二月、阿倍武渟川別命等五大夫に詔して、先皇御間城入彦五十瓊殖天皇、聰聖御達して、萬機を統治め、神祇を禮祭ひたまへるを以て、人民富み足りて、天下太平なりき。今朕が世に當りて、神祇を祀祭すること、怠る可けむやと宣り給ひ、日本書紀 三月、皇女倭姫命を、天照皇大神の御杖代として、大神を戴き奉り、その願ぎ求め給ふ國を求めて、遂に伊勢國五十鈴川上の大宮に坐せ奉り、之を佐久久斯侶五十鈴宮と云ふ。日本書紀 又長尾市宿禰をして、倭大國魂神を祭らしめ、日本書紀 又兵器を以て神幣と爲さむとトふに、宜しかりければ、即ち弓矢、横刀を諸國の神社に奉り、更に諸國神社の神地、神戸を定め、時を以て神を祭らしめたまひき。日本書紀 景行天皇三年、屋主忍男武雄心命を紀伊に遣して、その國の神祇を祭らしめ、十二年筑紫に行幸して、土蜘蛛等を伐ちたまふ時に、志我神直入物部神、直入中臣神を祭り、日本書紀 高羅行宮より還り幸して、基肆國に幸て坐す時、その御鏡を長岡神社に獻り給ひ

神宮を伊勢に遷し奉る

景行天皇の敬神

神功皇后征韓の際に神明的加護を請はる

雄略天皇の敬神

豐受大神を伊勢に遷し奉る

顯宗天皇神田を寄す

き。肥前風 仲哀天皇九年二月、天皇筑紫樞日宮に崩り給ひしかば、皇后息長足姫尊、吉日を選びて齋宮に入り、親ら神主と爲り、神教を請うて、新羅百濟を征し、即ち住吉大神の荒魂を、その國守神と鎮め祭り、やがて還り坐して、住吉三神の荒魂を、穴門の山田邑に祭らしめ、都に還り上り坐す時に、天照皇大神の荒魂を、御心廣田國に、稚日女尊を、活田の長峽國に、事代主尊を、御心長田國に、住吉三神の和魂を、大津の瀨名倉の長峽に鎮め祭り給ひき。蓋し、皆韓國の征討に御功績ありし神達なり。日本書紀 雄略天皇九年二月、凡河内直香賜を遣して、智方神を祭らしめ、尋いで天皇親ら、新羅を伐ちたまはむとせしに、神誨あるを以て、その事を果し給はず。二十二年天照皇大神の御誨へに依りて、豐受大神を丹波國より迎へ奉りて、殿舎を度會の山田原に建て、齋ひ奉り、御饌殿を造りて、朝夕の御饌物を調へ、天照大御神に仕へ奉らしめ給ひき。引上代本 氣宮儀式帳、皇字沙汰文、顯宗天皇三年、阿閉臣事代を、任那に遣したまひし時、月神の御誨へあるに依りて、高皇產靈神に神田を寄せ奉り、日本書紀 繼體天皇元年二月、是より先數朝、皇子の御代を襲ぎ給ふもの坐さゞりしかば、大連



繼體天皇神  
祇を敬ひ民  
望に應ふ

欽明天皇百  
濟王に建國  
の神を祭ら  
しめ又加茂  
祭を創めた  
まふ  
推古天皇佛  
教流行中厚  
く神祇を禮  
したまふ

外國の使に  
神酒を賜ふ  
こと創まる  
孝德天皇神  
祇を敬し民  
を悦服せし  
む

天武天皇の  
敬神

持統天皇新  
宮經營を神  
祇に奉告の  
例を開かせ  
らる

第六章 敬神の風儀

大伴金村奏して、手白香皇女を立て、皇后と爲し、神祇伯等を遣して、神祇を敬ひ祭りて、皇子の生れ坐さむことを祈り、以て民望に答へむと請ふ。天皇即ちその議に従ひ、手白香皇女を立て、皇后とし給ひしかば、皇子天國排開廣庭尊を生み給ふ、即ち欽明天皇に坐す。日本書紀欽明天皇十二年十月、百濟王佛像及び經論を獻す。天皇之を禮すべきか否かを、群臣に問はせ給ひしに、物部大連尾輿、中臣連鎌子、共に奏さく、歷朝厚く天神地祇を齋ひて、春夏秋冬に祭り給ふことを専とし給ふ。今改めて蕃神を拜み奉らば、國神怒り坐さむこと、甚畏しと奏しければ、天皇その佛像を、蘇我稻目に賜ひ、後又國內疾疫起るに及び、有司に詔して、佛像を燒き棄てさせ給ひ、十六年、百濟王に命じ、建國の神を祭らせ給ひき。日本書紀又此御世に、賀茂祭を創め給ひき。袖中鈔 推古天皇御世、皇太子厩戸皇子、萬機の政を攝行して、専ら佛法を弘む。是に於て、十五年二月、詔して、むかし我皇祖天皇等の世を治め給ふこと、天に踞り地に踏して、厚く神祇を禮ひ給へり。今朕が世に當りて、豈でか之を怠らむや。群臣心を竭して、神祇を拜すべしと宣り給ひしかば、皇太子及び大臣、百寮を

率ゐて、神を拜み祭りき。日本書紀舒明天皇四年、唐使高表仁等至る。即ち留めて神酒を難波館に賜ふ。後外國の使至れば、住道生田神の神酒を賜ふ制あること、こゝに創まる。日本書紀 延喜式孝德天皇大化元年、將に改新の詔を降さむとして、能く民を悦服せしむる道を問はせ給ひしに、大臣蘇我石川麿奏して、先づ神祇を鎮祭し、然して後政事を議り給ふべしと白し、かば、即日倭漢直比羅夫、忌部首子麿を、尾張美濃に遣はして、供神の幣を課せしめ給ひき。日本書紀天武天皇壬申の年六月、吉野を發して東國に入り、伊勢國朝明郡迹太川の邊に至りませる時、先づ天照皇大神を遙拜し給ひ、即位三年三月、對馬國より銀を貢す。我國に銀あること、此時に始れり。故に之を諸の神祇に奉り、日本書紀三年四月、始めて風神大忌神を、廣瀬及び龍田に祭る。後立て、恆典とせられき。日本書紀、年中行 事祕抄、公事根源四年夏大に早せしかば、使を四方に遣して、幣帛を捧げて神祇を祭り、十年正月、幣帛を諸國の神祇に頒ち、畿内諸國に詔して、天社國社の神宮を修理せしめ、夏、皇祖の御魂を祭り、秋、天下に大祓せしむ。日本書紀持統天皇三年八月、百官を神祇官に會して、天神地祇の事を宣し、四年正月、



文武天皇  
調を神祇に  
奉らせらる

元正天皇神  
今食、神嘗  
祭例幣を創  
めたまふ

聖武天皇の  
敬神

幣を畿内の天神地祇に班ち、神戸神地を増し奉り、六年五月、幣を伊勢大倭住吉、紀伊四所の大神に奉りて、新に藤原宮を造ることを告げ奉らる。爾後、都を遷し新宮を経営し給ふ時は、必ず神宮及び御崇敬厚き神社に奉告し給ふこととなりぬ。十一月、新羅より調を買ひしかば、之を伊勢住吉、紀伊大倭、菟名足の五社に奉らしめ給ひき。日本書紀 文武天皇三年七月、多禰、夜久菴、美度感等の人來朝し、方物を買するに依り、伊勢大神宮及び諸社に之を奉り給ひ、大寶二年三月、大幣を班つ爲に、諸國の國造等を京に召し、天皇新宮の正殿に御し、齋戒して、幣帛を畿内及び七道の諸社に頒ち給ふ。慶雲元年十一月、神宮に、幣帛、鳳凰鏡、窠子錦等を奉り、三年正月、新羅の調を、神宮及び七道の諸社に奉り、又、疾疫流行するを以て、神祇に祈請せしめ給ひき。日本書紀 元正天皇靈龜元年六月、初めて神今食を行はる。公事根源 養老五年九月十一日、天皇内安殿に御し、使を遣して、幣帛を伊勢大神宮に奉らしめ、立て、恆例と爲したまふ。神嘗祭例幣是なり。續紀、小野宮年中行事、延喜式、三代實錄、江次第 聖武天皇神龜二年六月、諸國神社の清掃を怠る者あるを戒め、國司長官、自ら幣帛を執り、清掃を致し、常に歲

孝謙天皇遣  
唐使の平安  
を祈らせら  
る

淳仁天皇御  
即位奉告の  
新例を開き  
たまふ

官吏の不恭  
を戒む

事とせよと宣り給ひ、天平元年詔して、諸國の天神地祇は、長官之を祭り、もし限外に祭るべき山川の神あらば、又之を祭る事を聽すと宣り、十二年九月、藤原廣嗣叛を謀る。十一月、天皇伊勢國に行幸し、壹志郡河口の頓宮トシノミヤに駐り給ひ、少納言大井王等を遣して、大神宮に奉幣せしめ、廣嗣やがて誅に伏せり。二十一年、陸奥國初めて黄金を獻りしかば、之を七道の諸社に告げしめ給ひき。續紀 孝謙天皇天平勝寶元年、宇佐大神を京師に迎へて、梨原の新殿に坐せ奉り、大神及び比賣神に神位、封戸、位田を充て奏り、三年使を神宮及び畿内七道の諸社に遣して、遣唐使の平安ならむことを祈らしめたまひき。續紀 この後、歷朝、遣唐使ある時は、必ず是を行はる。同七年及び八年、使を伊勢大神宮に遣して、太上天皇の不豫を祈らしめたまひき。續紀 淳仁天皇天平寶字二年八月庚子、天皇即位し給ひ、尋いで、幣帛を皇大神宮及び諸國の神社に奉りて、その事を告げ奉り給ふ。續紀 爾後、御即位毎に必ず此事あり、稱して御即位由奉幣といふ。七年、詔して、諸國疫死多く、水旱時ならず、神火屢起りて、徒らに官物を損ずるは、國郡司等、國神に仕ふること恭しからざるの咎なり。今よ



稱徳天皇の敬神

光仁天皇の敬神

荒怠を誡む

り後、此の如き者あらば、目以上、悉く遷替せしむべしと宣りたまひ、八年九月、惠美押勝逆を謀るに依りて、幣を大神宮に奉りて、其事を告げ奉り、稱徳天皇天平神護元年、使を遣して、天下の諸社を修造せしめ、三年二月、天下の諸社に神服を奉り、伊勢大神宮には、大炊頭掃守王等を遣して之を獻り、大神宮及び月讀宮には、馬形及び鞍を加へらる。紀 光仁天皇寶龜二年八月、伊勢月讀神を荒祭神に准じて、毎年九月、馬を奉り、荒御玉神、伊佐奈岐神、伊佐奈美神を官社に列す。七年四月、是より先、諸國大に風雨ありて、年穀熟せず、亦疾疫行はれしかば、勅して神祇を祭祀することは、國の大典なるに、頃者、諸國の神社其損穢を修めず、春秋の祭祀を怠るに因り、嘉祥降ると無く、災害荐りに顯はる。今より後、宜しく諸國に仰せて、更に然らしむる勿れと宣り給ひき。本書卷頭に掲ぐる神宮大宮司三室戸子爵の題字、祭祀神祇國之大典とあるは、この詔勅の一節なり。同年八月、使を遣して、天下の群神に奉幣し、諸社の祝酒掃を勤めずして、蕪穢を致す者は、その位記を收めて替らしめむと宣り給ひ、紀 八年三月、更に大政官符を下して、之を戒め給ひ、類聚三 同九年十月、皇太子親

桓武天皇の敬神

平城天皇大嘗祭由奉幣の例を創め給ふ

嵯峨天皇祈雨の例を開きたまふ

淳和、仁明兩天皇の敬神

ら神宮を拜し給ふ。是より先、皇太子病に罹り、幣を神宮及び諸社に奉りて祈請し、御病癒ゆるに及びて、報賽し給ふなり。紀 桓武天皇延暦十年八月、盜あり、大神宮の正殿、財殿等を焼きしかば、參議中衛大將紀古佐美等を遣はして之を鎮謝し、又神殿を修造せしめ、紀 十六年、天皇南庭に臨み、幣使を諸國の名神に遣して、國家の安寧を祈りたまひき。類聚國史 平城天皇大同三年正月、疾癘大に行はれしかば、天皇大極殿に御し、名神に祈禱して、之を禳はしめ給ひ、類 同年十一月十四日、幣帛を伊勢大神宮に奉りて、大嘗祭を行ふ由を告げ奉り給ひき。紀 爾後、大嘗祭を行はるゝ毎にこの事あり。稱して大嘗祭由奉幣といふ。嵯峨天皇即位の初め、諸國に令して、神社を修造せしめ、弘仁三年七月、疫早並びに行はれ、生民安からざるに因りて、勅して天下の名神に奉幣せしめ、日本 五年七月、畿内及び近江、丹波等諸國に勅して、早災の時、官長をして、潔齋して自ら雨を祈らしめ、立てゝ恆例とせらる。後 日本 十三年七月、天下大に旱せしに依り、服御の物を省きて、群神に幣帛を奉らしめ給ひき。類 淳和天皇天長七年十二月、神今食の日、天皇神嘉殿に御して親祭し給ふ。



文德天皇の敬神

紀 仁明天皇七年四月、勅して、神を敬すること、在すが如く、民を視ること、子の如きは、國宰の能事、古今の通規なり。五畿七道の諸國、既往の怠を改めて、方來の勤を爲し、所部を巡行して、神社を修造し、禰宜祝等、もし怠る者あらば、格に依りて決罰せよと宣りたまひ、十年十月、使を香椎廟に、十一月、參議正躬王を賀茂社に遣して、國家の大平を祈らしめ、又此御世に、諸國の名社にして、名神に列せしめたまひしもの、頗る多かりき。續日本後紀 文德天皇仁壽元年、天下の諸神、有位無位を論せず、正六位上に叙し、十月、使を遣して、天下の諸神に奉幣して、宿禰を賽せしむ。天安二年四月、右近衛中將源興等十五人を奉幣使として、諸國の名神に幣帛を奉らしめ、寶祚の長久と、國家の平安とを祈らしめ給ひき。文德實錄 清和天皇天安二年、令を諸國に下して、神社を修理せしめ、十月、新錢を諸國の名神に奉り、貞觀五年十二月六日、使を大神宮に遣して奉幣せしむ。蓋し、明年五月六日を以て、天皇加冠したまはむとするを以て、其事を告げさせ給ふなり。三代實錄 爾後、天皇加冠に當りて、必ず奉幣あり。是を御元服由奉幣と稱す。六年七月、五畿内及び伊賀、伊勢等の諸國に令して、神社

清和天皇新錢を明神に奉る御元服由奉幣の始

陽成天皇大嘗祭大奉幣を創めさせ給ふ

宇多天皇神職の荒念を誡めたまふ

醍醐天皇一代一度大神寶の例を開かせらる

の祭祀修理を怠る可からざる由を戒め、十一年十一月、新羅の海賊、筑前の貢調を掠むるに依りて、幣を大神宮に奉りて、外寇を攘はむことを祈り給ひき。三代實錄 陽成天皇元慶元年十一月、大嘗祭を行ひたるに依りて、九月二十五日、中臣齋部二氏を、五畿七道の神社に分遣し、幣を境内の神社に班つ。紀略 是より後、大嘗祭を行はるゝ時は、必ず諸國の名社に奉幣せしめられ、是を大嘗祭大奉幣といふ。宇多天皇寛平五年三月、京畿諸國の官長に令し、祈年、月次、新嘗の四祭は、國家の大事なり。天下の諸神、この祭に與るもの、大小五百五十八禰宜、祝部、神祇官に詣りて、幣物を受け、潔齋して、祭祀に仕へ奉るべし。然るに、今禰宜等、敬神の實無し、咎兆の臻るは、職として此に由れり。自今、京中の諸社、所管の官吏、殊に檢察を加へ、畿内諸國は、官長臨監して、祭祀の日、必ず齋敬を致せ。若し怠ることあらば、官司は重責に處し、神主以下は、祓を科せ、職を解かむと宣り給ひき。三代格 醍醐天皇寛平九年九月十一日、例幣を伊勢大神宮に奉り、飯野郡を以て神郡と爲し、兵亂の平がむことを祈請せられ、三代格 日本昌泰元年八月、使を伊勢大神宮及び諸國の名神に遣して、神寶を奉り



朱雀天皇の敬神

たまひき器是より後、天皇即位の禮を行はせらるゝ毎に、神寶を大神宮及び諸國の名社に奉り、之を一代一度大神寶と稱す。延長四年、勅して、國の大事は祭祀より先なるは無し。然るに、今諸司行ふ所遠越多く、積習例となれり。今より後、式條に據りて之を行ひ、一物闕くる所あれば、法に任せて處分すべしと宣り給ひ、この外、祭祀の法漸く弛廢するに依りて、國司及び諸社の祝を戒飾し給ふこと數々なりき。新抄格勅符鈔三朱雀天皇承平四年五月、幣使を山陽南海諸道の諸神に奉りて、海賊を平げむことを祈り、天慶二年、藤原純友、平將門等亂を興す。三年一月、使を伊勢大神宮に遣し、八月、石清水以下十二社に奉幣して、賊難の平がむことを祈り、亂平ぎて五年四月、大神宮以下の諸社に奉幣し、又天皇賀茂社に行幸して、神寶幣帛走馬等を奉り、六月、東遊走馬等を祇園社に奉りたまふ。皆兵亂平定の爲に、報賽し給ふなり。日本村上天皇天曆二年、祈年祭、新嘗祭に諸司懈怠多きを戒め、日本七年二月、五畿七道に勅して、神社佛寺の修理すべきものは、狀を具して奏上せしめ、扶桑四年九月、宮中火あり、賢所も亦火災に罹りたまひしかば、使を伊勢以下諸社に遣

村上天皇の敬神

一條天皇宸筆を神宮に奉り擁護を祈る例を開きたまふ

後一條天皇の敬神

後朱雀天皇毎夜宸筆の宣命を讀み御神拜あらせらる

して鎮謝せしめ給ひ、應和二年、伊勢國三重郡を以て神郡と爲し、又歌舞の者各十人、神馬各十疋を、石清水、賀茂、松尾三社に奉りて、宿禰に賽し給ひき。日本一條天皇永祚元年、春日社に行幸し、正曆四年、大原野社に行幸し給ふ。日本紀一、寬弘二年、内侍所災に罹りたまふを以て、參議藤原行成を遣し、宸筆の紀宣命を大神宮に奉らしめ給ひき。小右爾後、國家の大事を大神宮に告げて、其擁護を祈り給ふ時は、宸筆の宣命を奉らせ給ふ例となりき。後一條天皇寬仁元年三月、石清水八幡宮に行幸して、封百戸を増し奉り、日本十一月、伊勢國朝明郡を大神宮に奉り、類聚符又皇太后と共に賀茂社に幸して、愛宕郡に於て封邑を増し奉り、日本三年四月、刀伊の賊、筑前國を侵すに依りて、伊勢以下十社に幣帛を奉りて祈請せしめ給ひき。日本後朱雀天皇長暦元年八月、賀茂社に行幸し給ひ、玉十一月、伊勢大神宮に神封百戸を奉り、扶桑長久元年七月二十六日、大風洪水あり、豊受大神宮正殿、及び寶殿悉く顛倒す。天皇大に驚き歎かせ給ひ、親ら伊勢に行幸して鎮謝し給はむの御志ありしが、遂に之を果し給はず。毎夜宸筆の宣命を讀みて、御神拜あらせられき。春



後冷泉天皇の敬神

後冷泉天皇康平元年十一月、天變及び地震を禳はむが爲に、參議藤原經季を伊勢に遣して、大神宮に宸筆の宣命を奉らしめ、伊勢公卿勅使 例扶桑略記 治曆三年、兵革疾疫を禳はむがために、幣を諸國の神社に奉らしめ、符到る後、長官以下潔齋し、自ら諸社に詣でて、祈禱奉幣せしめ給ひき。扶桑 畧記 後三條天皇深く神祇を尊崇し給ひ、今鏡 續延久四年二月、親ら東庭に下りて、大神宮を遙拜し給ふこと三日に及べり。百練抄 三月、稻荷祇園二社に行幸し給ひき。扶桑畧記 百練抄 白河天皇承保元年六月、災厄を禳はむが爲に、參議源經信を大神宮に遣して、宸筆の宣命を奉らしめ、伊勢公卿 勅使例 三年四月、毎年三月を以て石清水社、四月中申日を以て賀茂社、行幸の式日と定め給ふ。扶桑 畧記 承暦元年七月、香椎廟の焼失に依り、同三年二月、皇大神宮の外院焼失に依りて、共に五日間廢朝を行はれ、神宮には宸筆の宣命を奉りて鎮謝し給ひ、又天皇、熊野大神を尊信し給ひしかば、行幸し給ふこと前後八回の多きに及びき。帝王編年記、百練抄、扶桑畧記 熊野行幸此に始まる。又春日、石清水、賀茂、平野、大原野等諸社の行幸も亦漸く盛にして、歷朝皆之を行はせ給へども、今一々之を記さず。堀河天皇永長元年、勅して五畿七道の

後三條天皇大神宮遙拜三日に及ぶ

白河天皇神宮外院燒亡により廢朝仰出され熊野行幸の例を創め給ふ

堀河天皇の敬神

崇徳天皇神祇官の炎上により廢朝仰出さる

近衛天皇の典儀復興

二條天皇新日吉祭を始む

神社を修理せしめ給ひ、朝野群載 崇徳天皇即位の年十一月、太宰府に勅し、例に依りて、神寶勘文を進り、慎みて祭祀を修めしむ。朝野群載 大治二年三月、神祇官の炎上に因りて、三日間廢朝し給ふ。中右記 天皇神今食の廢れたるを歎き、之を再興し給はむとし、其事既に調ひたりしが、會御忌に當りて、終に之を果し給はざりき。中右記、朝野群載 近衛天皇久安元年六月、勅して神今食の供神物を先規に復し、また諸社の祭儀幣物みな舊典に復して、違ふこと莫からしむ。百練抄、中右記 久壽三年、伊豫新國司に勅して、國を治むるの要は祭事を先とす。恆例式日を守りて、如在の禮奠を致し、首途以前、宜しく神寶勘文を進り、而して後に農桑の政事に及ぶべしと仰せ給ひき。兵範記 二條天皇應保元年九月、天皇痘瘡を患ひ給ふに依りて、二十一社に奉幣し賜ふ。山槐記 是より先、後白河上皇熊野社、日吉社を東山に遷し祭り給ふ。百練抄 依りて、應保二年四月、新日吉祭を始め給ふ。公事 根高倉天皇嘉應元年正月、大神宮の炎上に依りて、元日の宴會を廢し、使を遣し、宸筆の宣命を奉りて鎮謝し給ふ。愚昧記、伊勢勅使例 安元二年、二十二社に奉幣して、國家の平安を祈り、吉治承元年二月、天皇痘瘡を患ひ給ふに依り、伊勢以下の九



安徳天皇の敬神

社に奉幣して、祈請せしめ、玉海四月、宮中及び洛中大火に因りて、伊勢以下の十社に奉幣して、之を告げしめ、玉海治承二年六月、中宮御座の故を以て、嚴島神社に奉幣せしめ給ひき。山槐記源安徳天皇治承四年五月、源平二氏相争ふを以て、伊勢以下十七社に奉幣して、兵革を弭めむ事を祈り、山槐記玉海、養和元年九月、天下日に亂るゝを以て、天慶の例に依りて、金銅の鏡を大神宮に進り、また天皇親ら神宮に行幸し給はむの思召ありしかど、その事遂に行はれざりしかば、壽永二年六月、祭主親俊を召して、兵亂の定まるを待ち、神宮に行幸あるべきを以て、厚く祈請すべき由を命せられき。百練抄後鳥羽天皇壽永二年九月、參議藤原脩範を伊勢大神宮に遣して、平氏を滅さむことを祈る。源盛衰記元暦元年六月、二十二社に奉幣し、交治元年正月、伊勢石清水賀茂の三社に奉幣し、三年、天下の諸社に、位一階を授け奉りて、神器の都に還らむことを祈り給ふ。百練抄源既にして、平氏西海に滅び、神鏡神璽、恙なく都に還り給ひしかば、權中納言藤原泰通をして、之を鳥羽に迎へ、太政官朝所に移し奉り、天皇大内に御して、鏡璽を溫明殿に坐せ奉り、御神樂を奏し給ふこと三日。百練抄源

後鳥羽天皇の敬神

順徳天皇有司の懈怠を誠む

平盛衰記幣を二十二社に奉りて、鏡劔の都に還り給ふことを報賽し、兼ねて神劔を得むことを祈らせらる。玉海順徳院天皇建曆二年詔して、吾朝の彝範、敬神を以て先と爲し、萬機の政も、祭を慎むを以て先と爲す。故に恆例臨時の祭は、禮儀を儼にすべし。然るに、有司事を怠り、諸國對捍を致し、唯條令に背くのみならず、却て神祭を狎黷するものあり。事の陵夷責めて餘りあり。早く祭式を守りて、催行せしむべし。云々と宣り給ひき。玉海後堀河天皇安貞元年、將軍藤原頼經、造伊勢大神宮役夫公米は、諸國飢乏、疲るゝを以て、辨備し難き由を奏せしかど、御杣の用途闕くと云ふに依りて、駿河伊豆に仰せて之を役せしむ。東鑑四條天皇嘉禎元年、痘瘡を禳はむが爲に、二十二社に奉幣せしめ、明記月仁治元年十二月、天皇明年御元服に依りて、太神宮に奉幣し給ひしに、神宮焼亡に依り、御體を動かし奉るを以て、御元服の間、音楽を奏する可否を、諸道に勘問せしめ、左大辨忠高を神宮に遣し、宸筆の宣命を奉りて、焼亡を鎮謝せしめ、又五日間廢朝させ給ひ、龜山天皇文永五年二月、是より先、蒙古高麗に依りて好を求む。其書辭無禮なりしかば、北條時宗その使を却く。朝廷

後堀河天皇の敬神

四條天皇の敬神

龜山後宇多二天皇國難を告げ神明の加護を祈り給ふ